

本計画中の「こども」の表記について

以下のような特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いています。

- ①法律等で定められた表記を使用する場合
- ②既存の事業や組織名など、固有の名称を示す場合
- ③語句の組み合わせ上、別の表記を用いることが適切な場合

はじめに



本市では、これまで「第3期糸満市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、『地域みんながつながり、「夢と希望」に向かって輝ける子どもを紡ぎ育てる史都 糸満』を基本理念に掲げ、子育て支援やこども施策の充実に取り組んでまいりました。

近年、少子化の進行や地域コミュニティの希薄化、こどもの貧困やいじめなど、こどもや若者を取り巻く環境は大きく変化しております。こうした中、国においては令和5年4月に「こども基本法」が施行され、「こども家庭庁」が発足するとともに、同年12月には「こども大綱」が策定されるなど、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が進められております。

本市におきましても、これらの動向を踏まえ、「第3期糸満市子ども・子育て支援事業計画」を基に、新たに少子化に対処するための施策及び「こども・若者計画」の内容を盛り込み、「糸満市こども・若者計画」を策定いたしました。本計画は、「子どもたちの未来を拓く環境づくり」のため、こども・若者の健やかな成長や自立の支援、こどもの権利の尊重などに関する施策を一体的に推進し、妊娠期から若者期に至るまで、切れ目のない支援の実現を目指すものです。

また、計画の策定にあたっては、アンケート調査やワークショップ等の意見聴取を通じて、こども・若者や子育て当事者の声を踏まえるとともに、関係機関や有識者の皆様から幅広いご意見をいただきながら、検討を重ねてまいりました。

今後は、本計画の基本理念である『地域みんながつながり、「夢と希望」に向かってこども・若者が輝くまち 糸満』の実現に向け、市民や地域、関係団体との連携を一層強化しながら、こども・若者一人ひとりが健やかに成長し、それぞれの可能性を伸ばし、自分らしく安心して暮らすことができるまちづくりを着実に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただいた「糸満市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力くださった市民の皆様や関係機関・団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

計画の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

糸満市長 當銘 真栄

目次

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の法的根拠と位置づけ	2
3	計画期間	3
4	計画の対象	4
5	策定体制	5
6	こども大綱に沿った計画策定	6
第2章	こども・若者を取り巻く現状と課題	
1	人口・世帯の状況	9
2	少子化の状況	12
3	母子保健に関する状況	16
4	就労の状況	18
5	各種調査結果からみた現状	20
6	若者の意見聴取	43
7	第2期子ども・子育て支援事業計画の評価	47
8	現状・課題の整理	49
第3章	計画の概要	
1	基本理念	53
2	施策の方向性	54
3	施策体系	55
4	計画全体の成果指標	56
5	進捗を測る指標	57
第4章	「こどもまんなか社会」の実現に向けた具体的施策	
1	ライフステージを通じたこども・若者施策の推進	
(1)	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	65
(2)	多様な体験、活躍できる機会づくり	65
(3)	こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供	67
(4)	こどもの貧困対策	68
(5)	障がい児支援・医療的ケア児等への支援	69
(6)	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	70
(7)	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこどもを守る取組	71
2	ライフステージ別のこども・若者施策の推進	
(1)	こどもの誕生前から幼児期まで	73
(2)	学童期・思春期	77
(3)	青年期	80
3	子育て当事者への支援施策の推進	
(1)	子育てや教育に関する経済的負担の軽減	81
(2)	地域子育て支援の推進	82
(3)	共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進	83
(4)	ひとり親家庭への支援	83

第5章	子ども・子育て支援事業計画	
1	教育・保育提供区域	85
2	人口推計	88
3	各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	89
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	95
5	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進等	106
6	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	106
第6章	推進体制	
1.	計画の進捗管理・評価方法	107
2.	計画の進捗状況の公表	107
3.	関係機関との連携強化	107
4.	こども・子育て支援事業債の活用について	108
参考資料		
1.	糸満市子ども・子育て会議規則	109
2.	糸満市子ども・子育て会議委員名簿	111
3.	糸満市子ども・子育て会議の経過	112

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) こども施策を取り巻く国の動向

少子化や地域コミュニティの希薄化、核家族化の進行などにより、こどもや子育ての環境が大きく変化するなか、国においては、2012（平成24）年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、子ども・子育て支援新制度が始まりました。そして、2023（令和5）年4月には、幼児期までのこどもの健やかな成長に向けた子育て支援や環境づくりに関する施策を一元的に推進し、社会全体でこどもの成長を後押しするため、「こども基本法」の施行とともに、「こども家庭庁」が発足されました。同年12月には、これまで別々に推進されてきた3つの大綱（少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱、こどもの貧困対策に関する大綱）を統合した「こども大綱」を策定し、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、各種施策を展開しているところです。

(2) こども施策に関する本市の動向

本市では、2025（令和7）年3月に「第3期糸満市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、『地域みんながつながり、「夢と希望」に向かって輝ける子どもを紡ぎ育てる史都 糸満』を基本理念とし、子育て環境の整備に取り組んできました。今回、国の「こども大綱」や「こども基本法」を踏まえ、「第3期糸満市子ども・子育て支援事業計画」をもとに、新たに少子化に対処するための施策及び「こども・若者計画」の内容を盛り込み、総合的な「こども計画」を策定します。これにより、こども施策を一体的に推進し、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を着実に進めてまいります。

こども施策に関する国の主な動き及び糸満市の対応

平成24年 2012	25年 2013	26年 2014	27年 2015	28年 2016	29年 2017	30年 2018	令和元年 2019	2年 2020	3年 2021	4年 2022	5年 2023	6年 2024	7年 2025	8年 2026	
子ども・子育て関連3法	子どもの貧困対策の推進に関する法律制定	子供の貧困対策に関する大綱	次世代育成支援対策推進法延長 少子化対策大綱	子ども・子育て支援新制度	児童福祉法改正 ニッポン一億総活躍プラン	新しい経済政策パッケージ 子育て安心プラン	新・放課後子ども総合プラン 子ども・子育て支援法改正	幼児教育・保育の無償化開始 子供の貧困対策に関する大綱	少子化対策大綱	子供・若者育成支援推進大綱	こども基本法制定 こども家庭庁発足	こども大綱 こども未来戦略（加速化プラン）	次世代育成支援対策推進法延長 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	こども未来戦略加速化プラン こども・子育て支援の充実	
			糸満市子ども・子育て支援事業計画（第1期）				糸満市子ども・子育て支援事業計画（第2期）				糸満市子ども・子育て支援事業計画（第3期）		糸満市子ども・若者計画		
													統合		

2 計画の法的根拠と位置づけ

「こども基本法」では、市町村は国の「こども大綱」および都道府県こども計画を勘案し、「市町村こども計画」を定めるよう努めるものとされており、当該計画は、こども・子育て・若者施策に関する既存の各法令に基づく市町村計画と一体的に作成することができるかとされています。

本市においては、この規定に基づき、本計画を「こども基本法第10条に基づく市町村こども計画」として策定し、以下の関連計画を包含する形で一体的に整理・推進するものとします。

【本計画に包含している施策および計画】

- ①少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- ②子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「こども・若者計画」
- ③こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「こどもの貧困対策推進計画」
- ④次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」
- ⑤子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ⑥母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「ひとり親家庭自立支援計画」

【市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項（必須記載事項）】

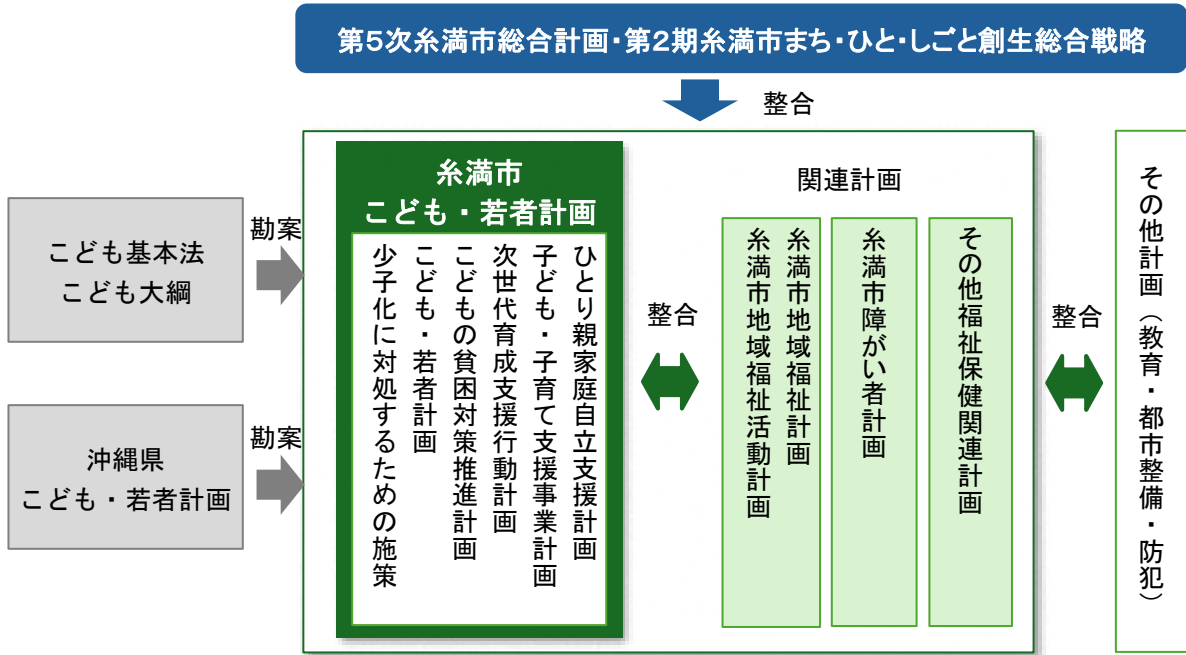
- ①教育・保育提供区域の設定
- ②各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ③地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ④幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

【市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項】

- ①産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ②子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- ③労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

また、本計画は市のまちづくりの最上位計画である「第5次糸満市総合計画・第2期糸満市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、「糸満市地域福祉計画・糸満市地域福祉活動計画」、「障がい者計画」などの関連計画及び沖縄県の関連計画と整合性を図ります。

計画の位置づけ



3 計画期間

計画の期間は、「第3期糸満市子ども・子育て支援事業計画」と期間を一致させるため、令和8年度を初年度とし、令和11年度までの4年間とします。

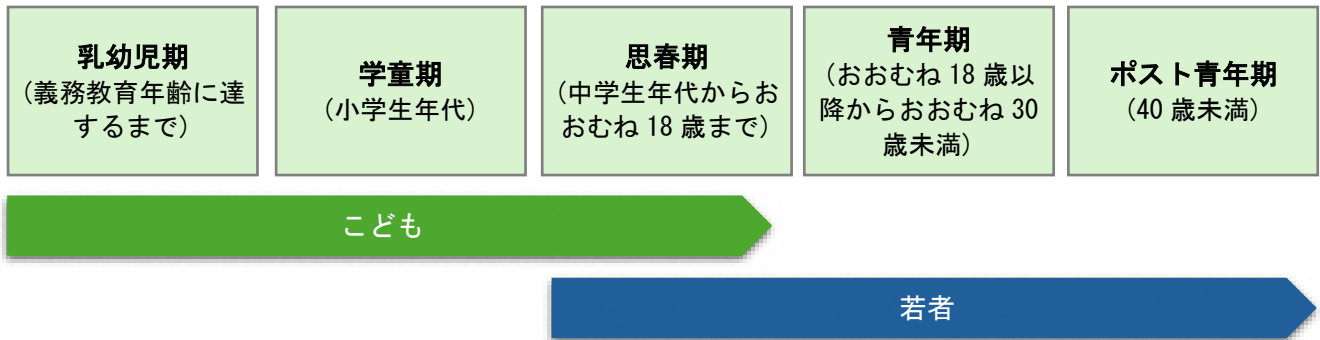
また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で効果的に実現するよう、利用状況や利用希望の必要に応じて、中間年度（令和9年度）に見直しを行う等弾力的な対応を図ります。

計画	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
子ども・子育て支援事業計画	第3期	統合			
こども・若者計画		第1期			
策定・見直し			中間見直し		計画見直し

4 計画の対象

本計画においては、こども・若者（0歳からおおむね30歳未満まで。施策によっては40歳未満まで）及び子育て世帯を中心に、地域、子育て支援に関わる企業、子育て支援団体等、地域を構成する本市の市民及び団体等、広く対象とします。

こども・若者のイメージ



こども大綱（抜粋）

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。*

※「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

5 策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、その内容に市民や有識者、子育て支援関係者等の意見を反映させる必要があります。「保護者」、「事業者」、「学識経験者」などから構成される「糸満市子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定します。

(2) 「子育て支援に関するニーズ調査」と「子どもの生活に関する実態調査」の活用

令和7年3月に策定した「第3期糸満市子ども・子育て支援事業計画」において、子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望などを把握するために実施したアンケート調査の結果を本計画の策定に活用しました。

(3) こども・若者の意見聴取

こども基本法の基本理念では、全てのこどもが、年齢や発達の程度に応じて意見を表明する機会と社会的活動に参画する機会の確保、その意見の尊重と最善の利益を優先して考慮することが定められています。

本計画では、こども・若者を対象にしたニーズ調査、ワークショップ、市のホームページを用いた意見募集などを実施し、その結果を本計画の策定に活用しました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、その内容について広く市民の皆さんから意見をうかがうため、パブリックコメントを実施しました。実施期間については、以下のとおりです。

◆実施期間：令和8年1月20日～令和8年2月20日

6 こども大綱に沿った計画策定

(1) こども施策に関する基本的な方針

こども大綱では、「日本国憲法」、「こども基本法」及び「こどもの権利条約」の理念を踏まえ、6つの柱を基本的な方針として示しています。本市においても、国の基本方針を、本計画におけるこども施策の基本的な考え方として位置付けます。

1. こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
3. こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
4. 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
5. 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
6. 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

(2) こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に整理します。

こども大綱(抜粋)

1 ライフステージを通じた重要事項

- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- こどもの貧困対策
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

2 ライフステージ別の重要事項

○こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの将来にわたるウェルビーイング※の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

※ウェルビーイング:身体的・精神的・社会的に将来にわたって満たされた状態

○学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティ※を形成していく時期。

- ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- ・居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・いじめ防止
- ・不登校のこどもへの支援
- ・校則の見直し
- ・体罰や不適切な指導の防止
- ・高校中退の予防、高校中退後の支援

※アイデンティティ:自分が何者であるかに関する認識や価値観

○青年期

大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。

- ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
- ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

出典：こども家庭庁資料を一部加工して作成

第2章 こども・若者を取り巻く現状と課題

1 人口・世帯の状況

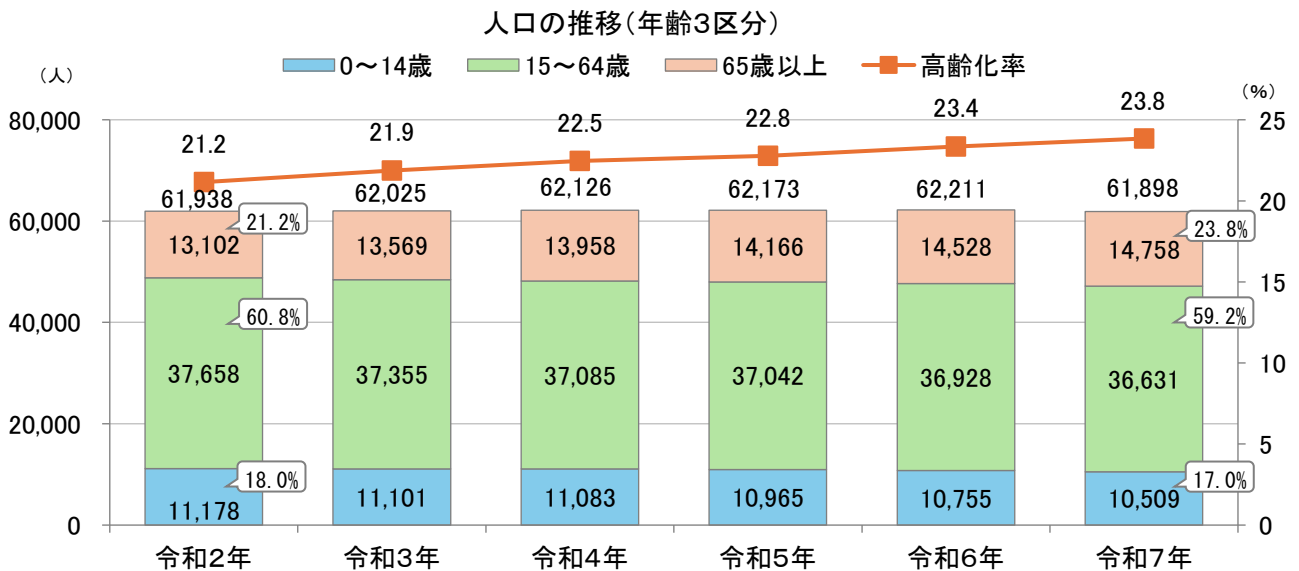
(1) 人口

① 総人口・年齢3区分別人口の推移

糸満市の人口実績は、令和2年の61,938人から令和6年の62,211人までゆるやかに増加していましたが、令和7年には減少に転じています。

令和7年の総人口に占める割合は、年少人口が17.0%、生産年齢人口が59.2%、老年人口が23.8%となっており、令和2年から令和7年までの5年間で年少人口は1.0ポイント減少、老年人口は2.6ポイント増加し、少子高齢化が進行しています。

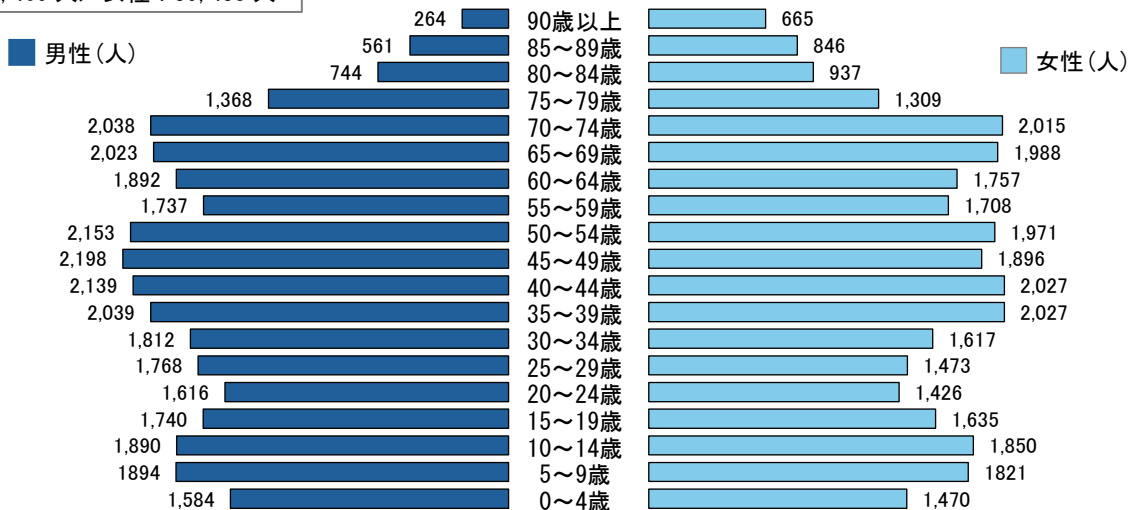
また、5歳階級別の人口構成をみると、40歳未満では、0～4歳を除き20～29歳が相対的に少なくなっています。



資料: 令和2～7年: 糸満市住民基本台帳(4月1日現在)

令和7年4月1日現在
男性: 31,460人 / 女性: 30,438人

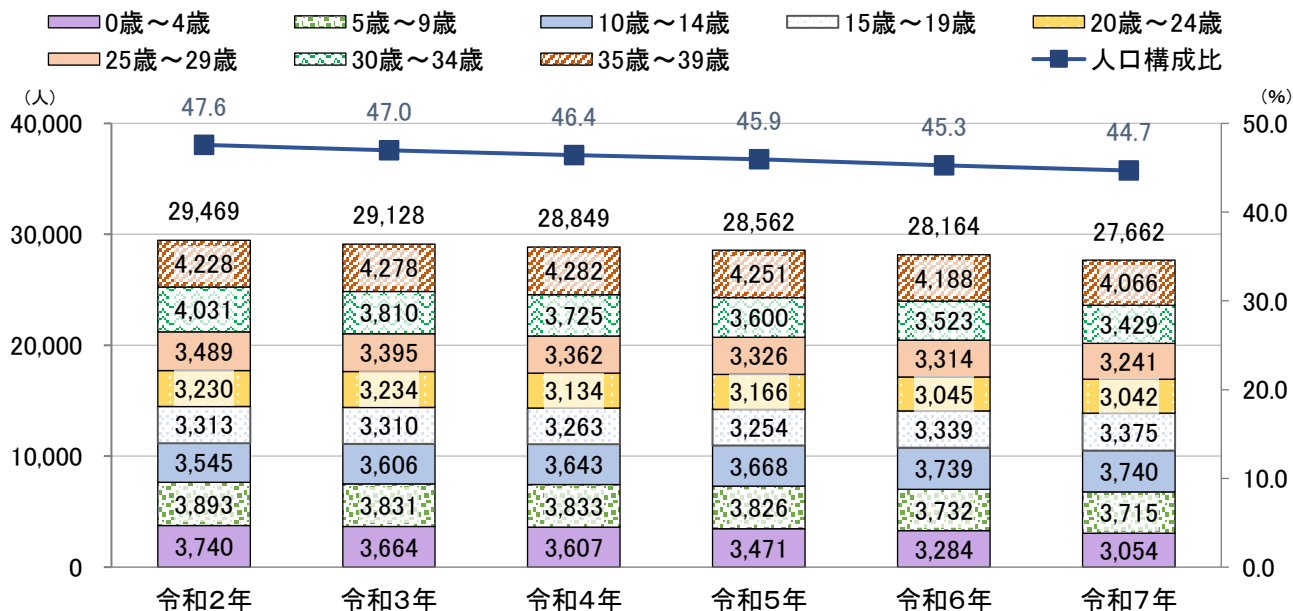
人口ピラミッド(男女別5歳階級別人口構成)



②こども・若者の人口推移

全体に占めるこども・若者人口は減少傾向で推移し、令和2年の47.6%から令和7年には44.7%と2.9ポイント減少しています。年齢5歳区分で見ると、35～39歳層が最も厚くなっています。

こども・若者(0～39歳)の人口推移(5歳区分)



資料：沖縄県住民基本台帳(各年4月1日現在)

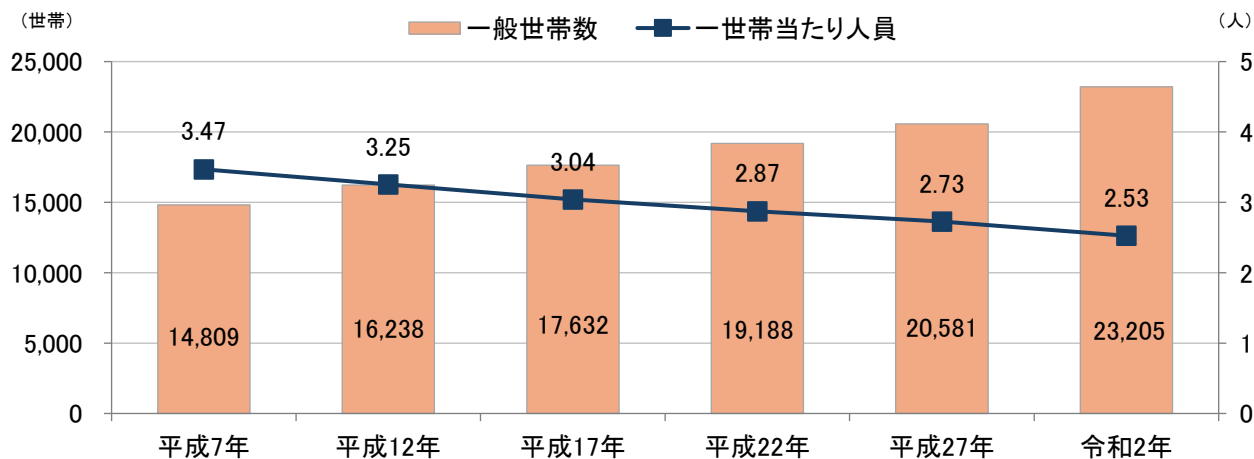
(2) 世帯

①世帯数・世帯人口の動向

糸満市の一般世帯数は平成7年の14,809世帯から増加傾向で推移しており、令和2年には23,205世帯となっています。

一方、一世帯当たりの人員は減少傾向にあり、平成7年の3.47人から令和2年には2.53人となり、核家族化が進んでいます。

糸満市：世帯動向の推移



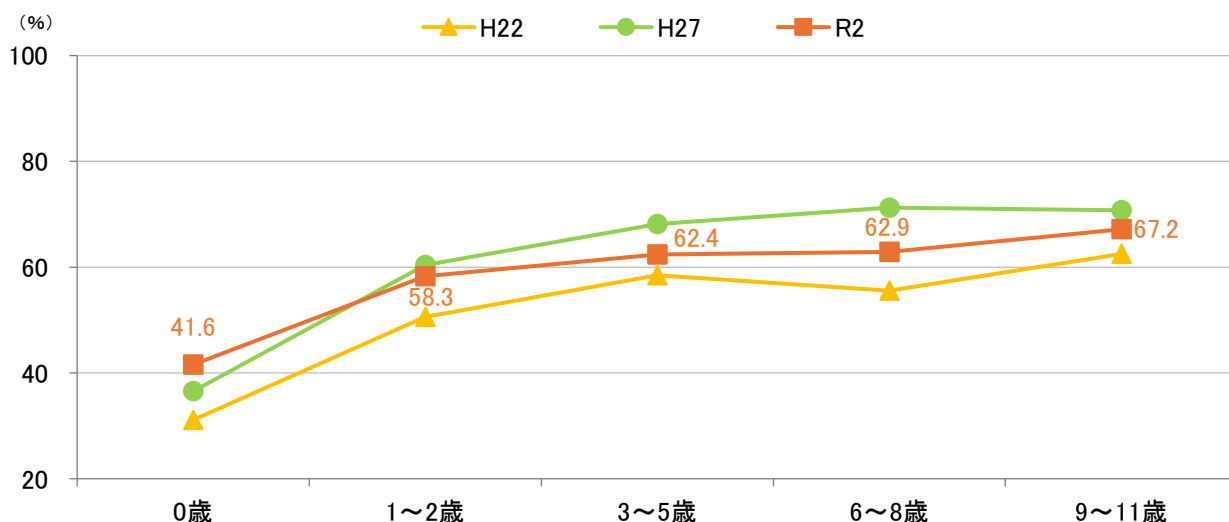
資料：国勢調査

②共働き夫婦の割合

令和2年の糸満市の共働き夫婦の割合を末子の年齢別にみると、末子の年齢が上がるにつれ、共働きの割合が高くなっており、末子が3歳以上の夫婦では60%以上が共働きとなっています。

平成22年から令和2年の共働き夫婦の割合の推移をみると、平成27年には平成22年より共働き夫婦の割合は上がっていましたが、令和2年においては、1歳以上において平成27年よりも低い割合となっています。

糸満市:末子の年齢別共働き夫婦の割合



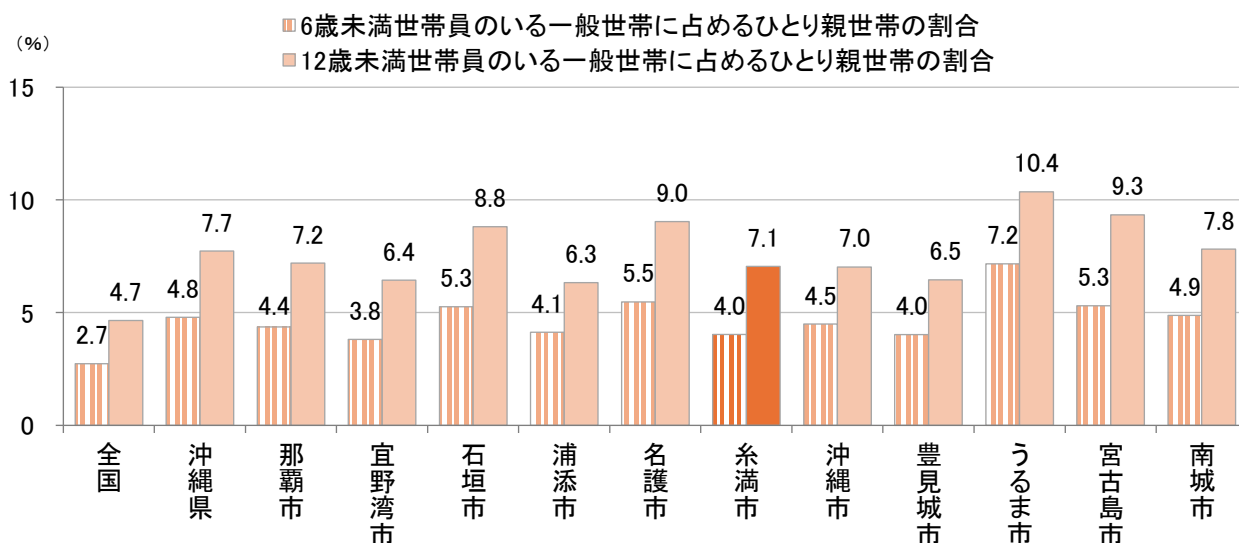
資料:国勢調査

③ひとり親世帯の割合

令和2年の糸満市のひとり親世帯の割合は、6歳未満世帯員のいる世帯では4.0%、12歳未満世帯員のいる世帯では7.1%となっています。

県内の他市と比較すると、糸満市はやや低い割合となっており、国より高く、県より低い状況です。

6歳未満・12歳未満世帯員のいる一般世帯に占めるひとり親世帯の割合(令和2年)



資料:国勢調査

2 少子化の状況

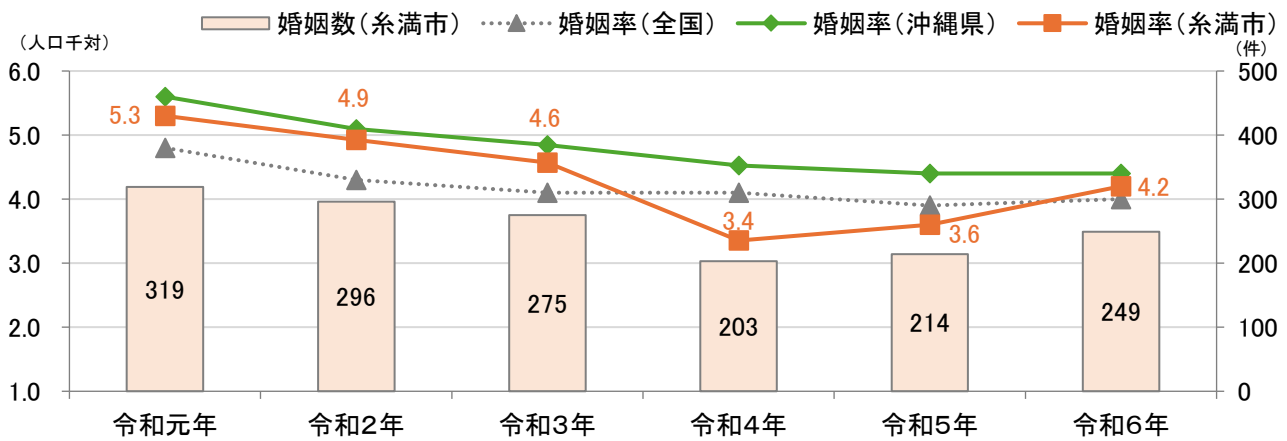
(1) 婚姻の状況

① 婚姻・離婚の動向

本市の婚姻件数及び婚姻率（人口千対）は、令和元年から減少傾向で推移し、令和4年には婚姻数、婚姻率ともに最も落ち込み、国または県より低く、人口千対3.4となりました。その後増加に転じ、令和6年には婚姻数が249件、婚姻率が人口千対4.2と回復の兆しを見せています。

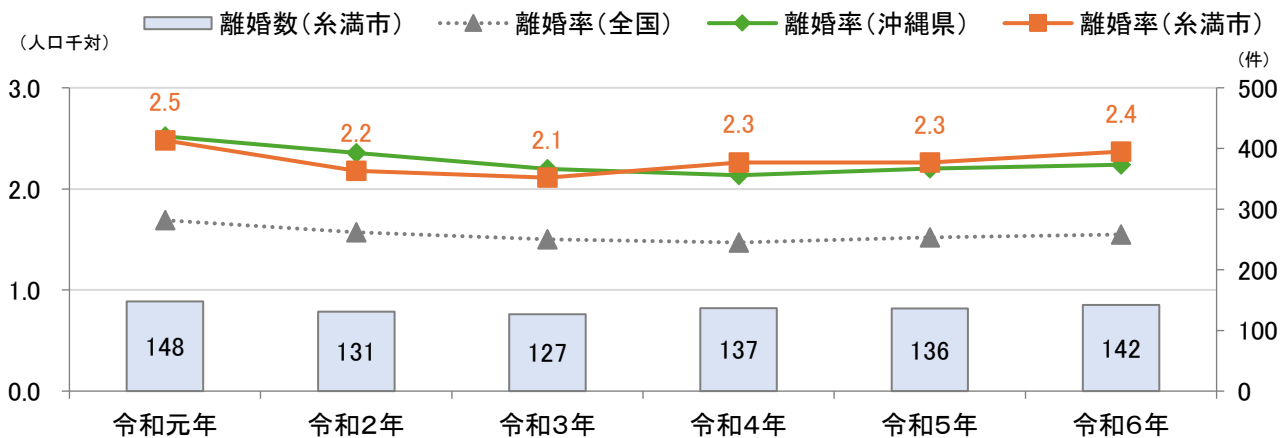
離婚件数および離婚率（人口千対）は、令和元年から令和6年にかけて概ね横ばいで推移し、令和6年の離婚件数は142件、離婚率は人口千対2.4となり、国および県より高い水準にあります。

婚姻数・婚姻率の推移



資料：沖縄県人口動態統計調査(保健医療介護部 保健医療総務課)

離婚数・離婚率の推移

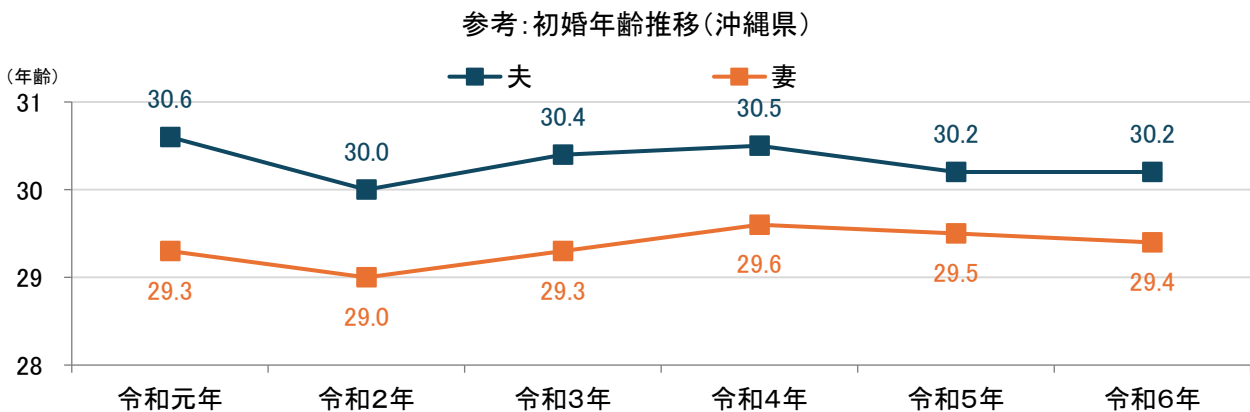
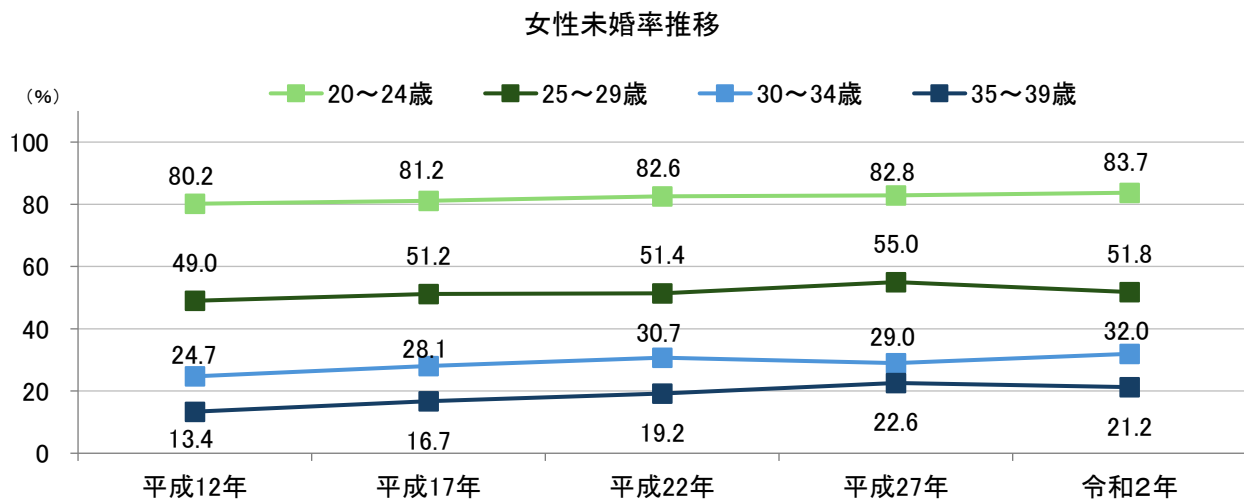
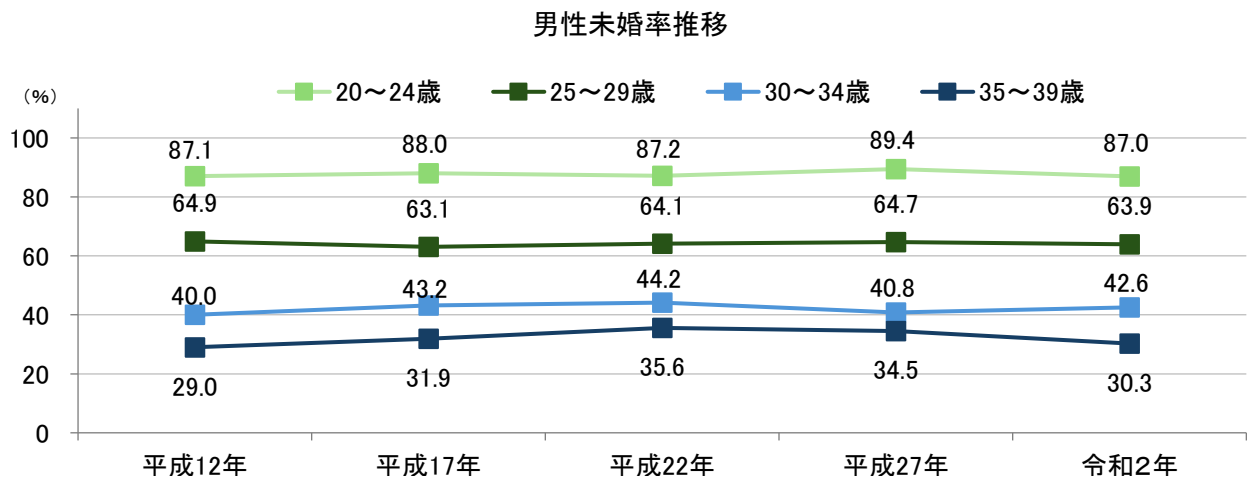


資料：沖縄県人口動態統計調査(保健医療介護部 保健医療総務課)

②未婚率

本市の20～39歳の未婚率は、平成12年以降男女ともに上昇し、平成22年以降は高止まりの状態が続いています。これにより、晩婚化・非婚化の傾向が定着しつつあることが確認されます。

また、各年齢ともに男性の方が女性よりも未婚率が高くなっており、令和2年では30～34歳で、男性が42.6%、女性が32.0%、35～39歳では男性が30.3%、女性が21.2%となっています。

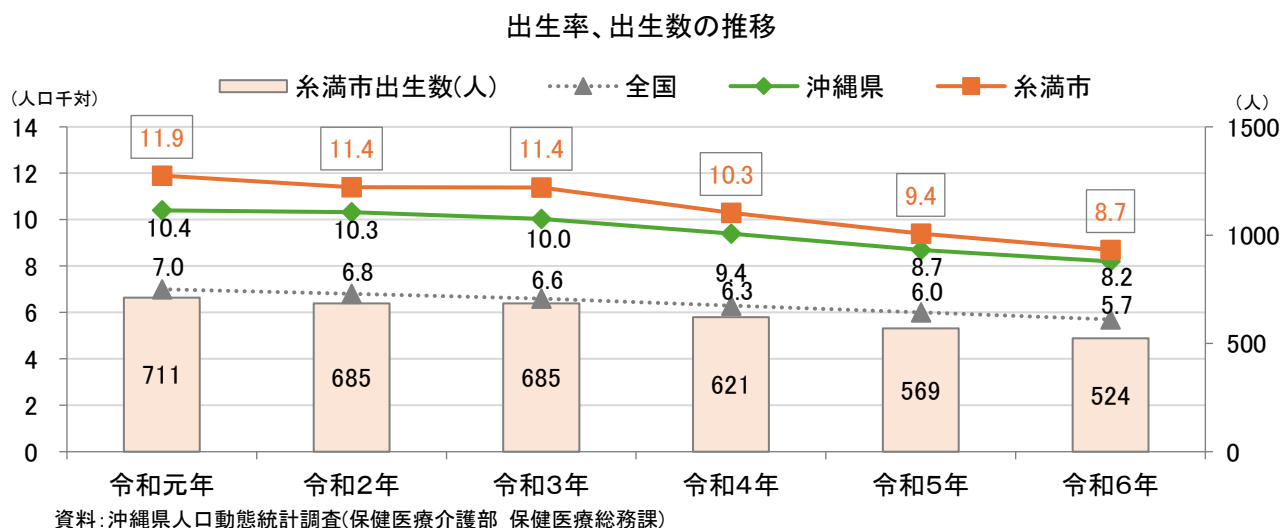


資料: 厚生労働省 人口動態統計月報年計(概数)

(2) 出生の状況

① 出生の推移

本市の出生数は年々減少傾向にあり、令和6年の出生率（人口千対）は8.7、出生数は524人となっています。



② 母親の年齢階級別出生割合

系満市の母親の年齢階級別出生割合の推移をみると、出生数全体のうち、「25～29歳」、「30～34歳」の母親の出産する割合が高く、令和5年の出生数に対する割合は合計55.9%となっています。

40歳以上の母親の出産する割合については、平成28年の3.9%から上昇傾向で推移し、令和5年には6.9%となっています。

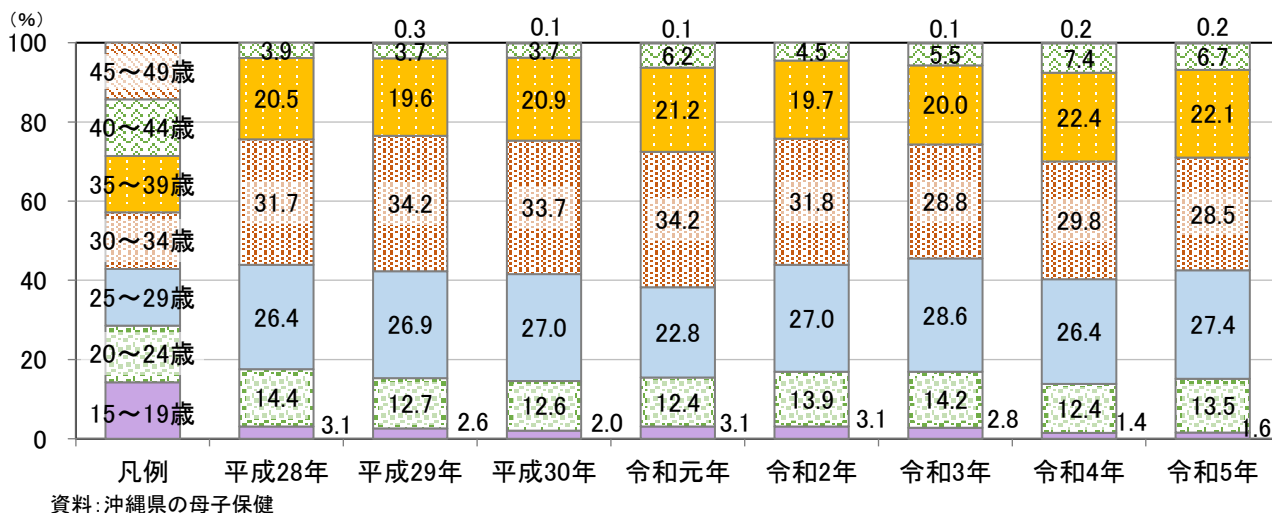
母親の年齢階級別出生数の推移

(人)

区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
出生数(全体)	770	757	733	711	685	685	621	569
～14歳	0	0	0	0	0	0	0	0
15～19歳	24	20	15	22	21	19	9	9
20～24歳	111	96	92	88	95	97	77	77
25～29歳	203	204	198	162	185	196	164	156
30～34歳	244	259	247	243	218	197	185	162
35～39歳	158	148	153	151	135	137	139	126
40～44歳	30	28	27	44	31	38	46	38
45～49歳	0	2	1	1	0	1	1	1
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：沖縄県の母子保健

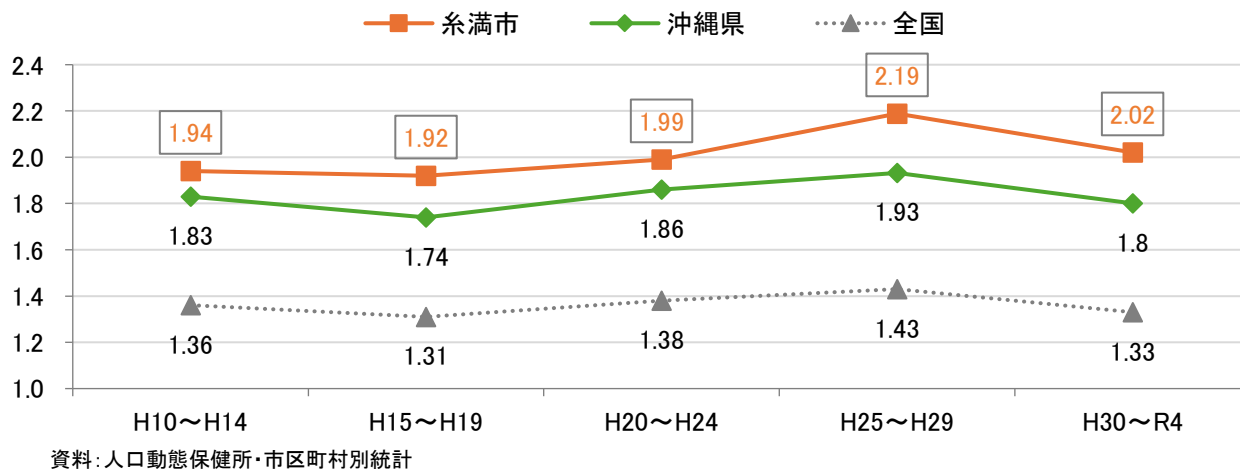
母親の年齢階級別出生割合の推移



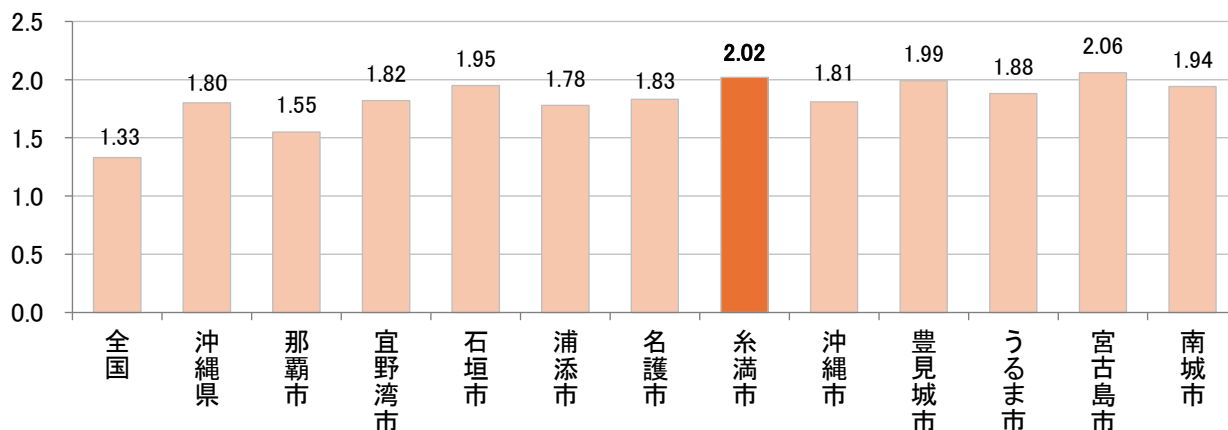
③合計特殊出生率

合計特殊出生率は、平成10年以降、国や県より高い水準の1.9～2.2で推移しており、平成30年～令和4年は2.02となっています。また、県内の他市と比較すると、宮古島市に次いで高い割合となっています。

合計特殊出生率の推移



合計特殊出生率の比較(平成30年～令和4年)



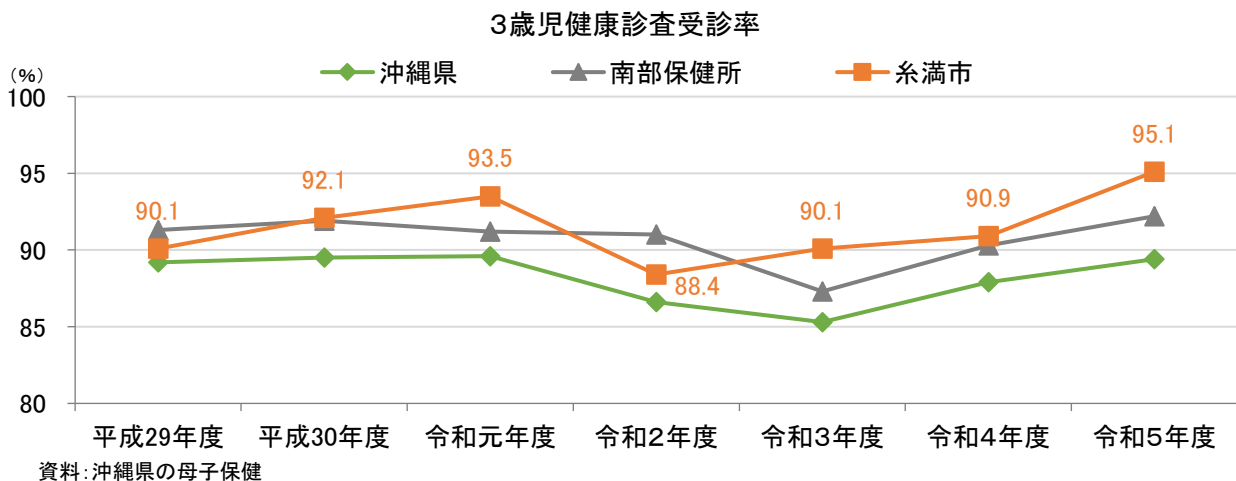
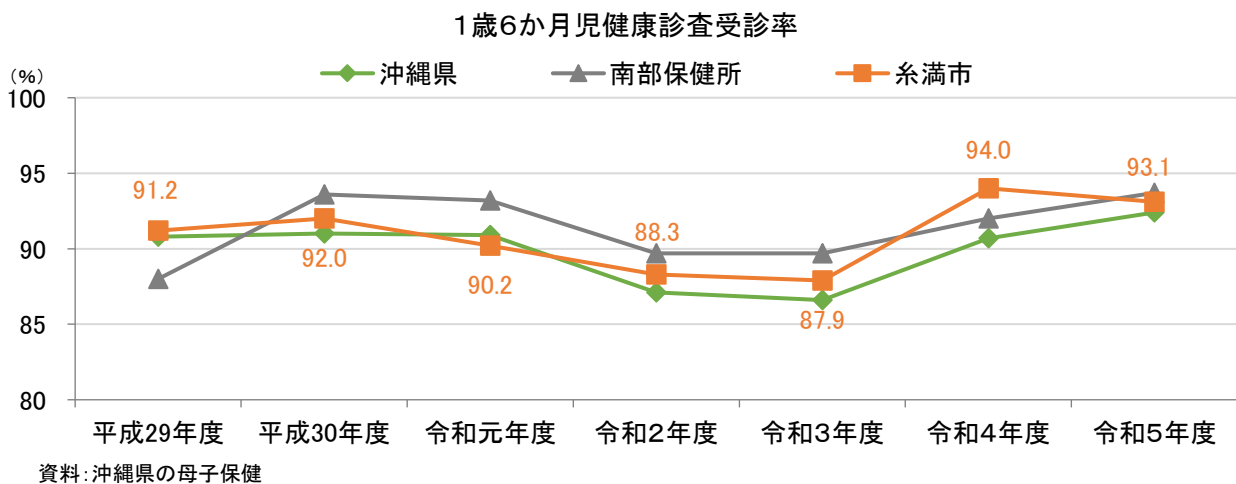
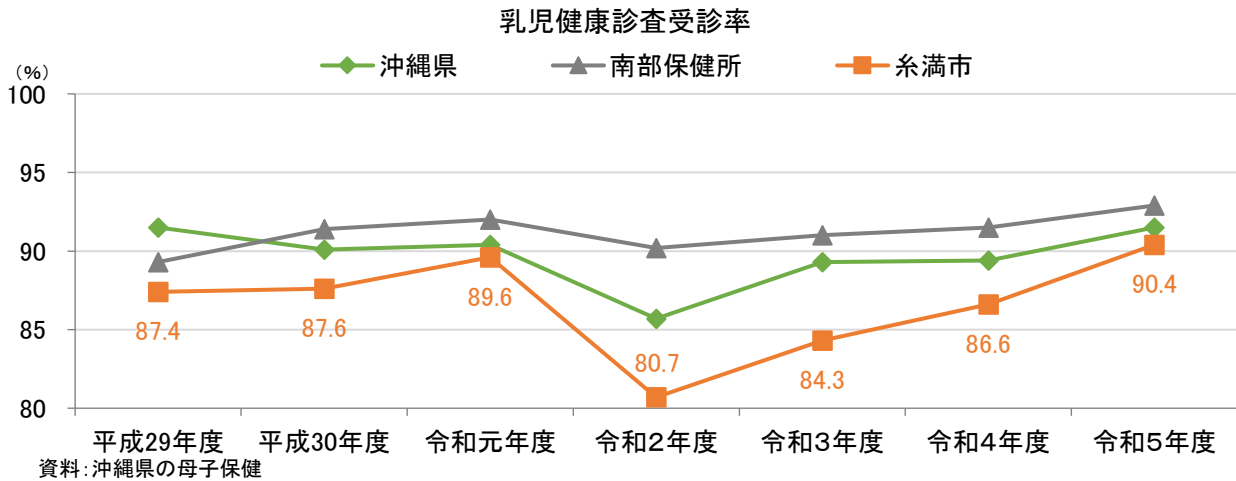
3 母子保健に関する状況

(1) 健康診査受診率

糸満市における乳児（3～5か月児）健康診査受診率は、令和元年度の89.6%から令和2年度には80.7%に低下しましたが、その後は回復傾向となり、令和5年度には90.4%まで上昇しています。

1歳6か月児健康診査受診率は、平成30年度から令和3年度にかけて減少傾向がみられましたが、令和4年度には94.0%まで回復し、令和5年度は93.1%となっています。

3歳児健康診査受診率は、令和2年度に88.4%に減少しましたが、令和3年度以降は継続的に回復し、令和5年度は95.1%となっています。また、県平均や南部保健所管内平均と比較しても高い受診率を維持しています。

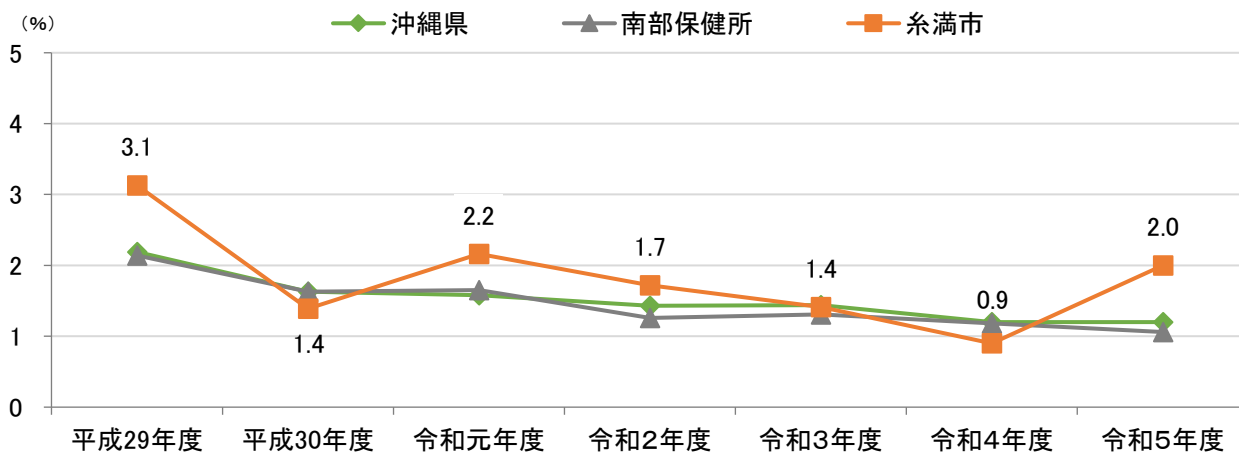


(2) おし歯有病者率

糸満市における1歳6か月児むし歯有病者率は、平成29年度は3.1%でしたが、平成30年度には1.4%へと大きく低下しました。その後は0.9~2.2%の範囲で推移し、令和5年度は2.0%となっています。

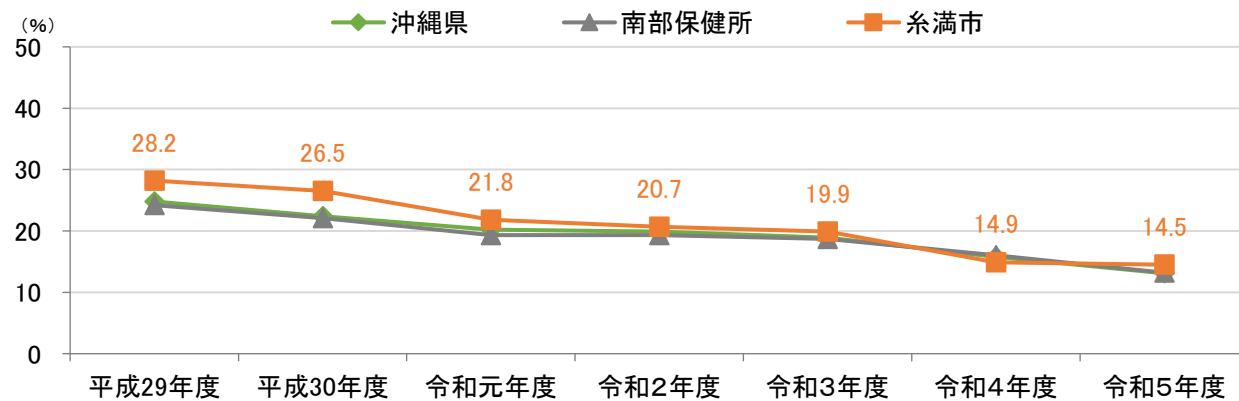
3歳児むし歯有病者率は、平成29年度の28.2%から年々低下し、令和5年度には14.5%となっています。

1歳6か月児むし歯有病者率



資料：沖縄県の母子保健

3歳児むし歯有病者率



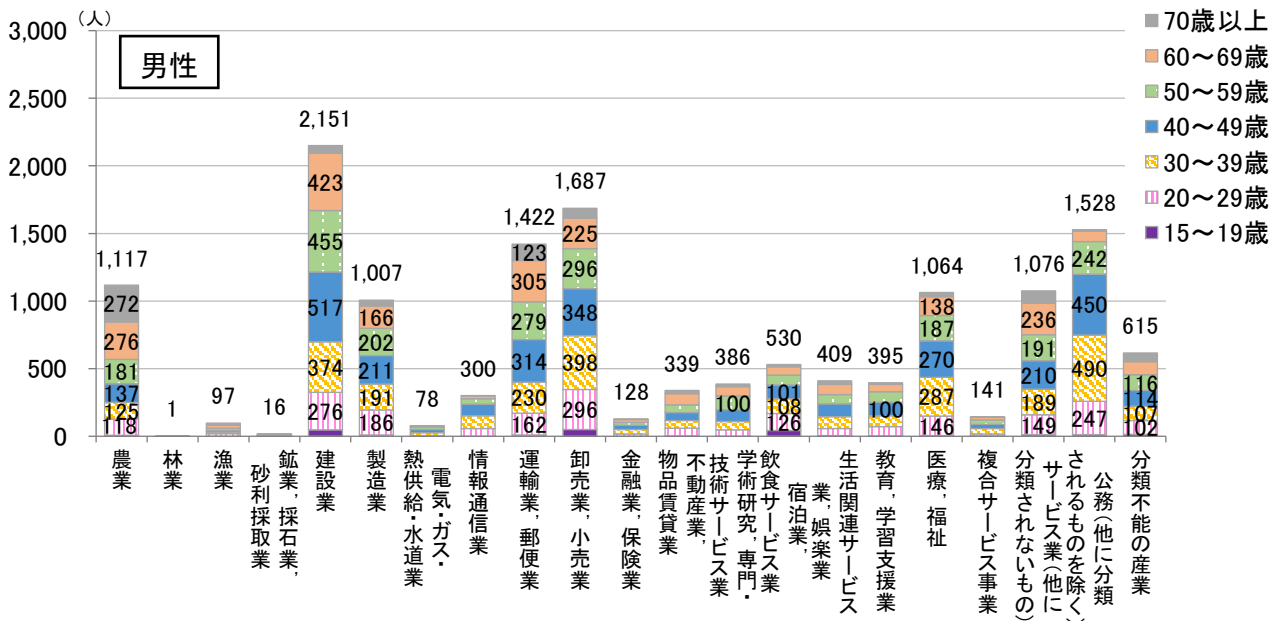
資料：沖縄県の母子保健

4 就労の状況

(1) 産業分類別年齢構成

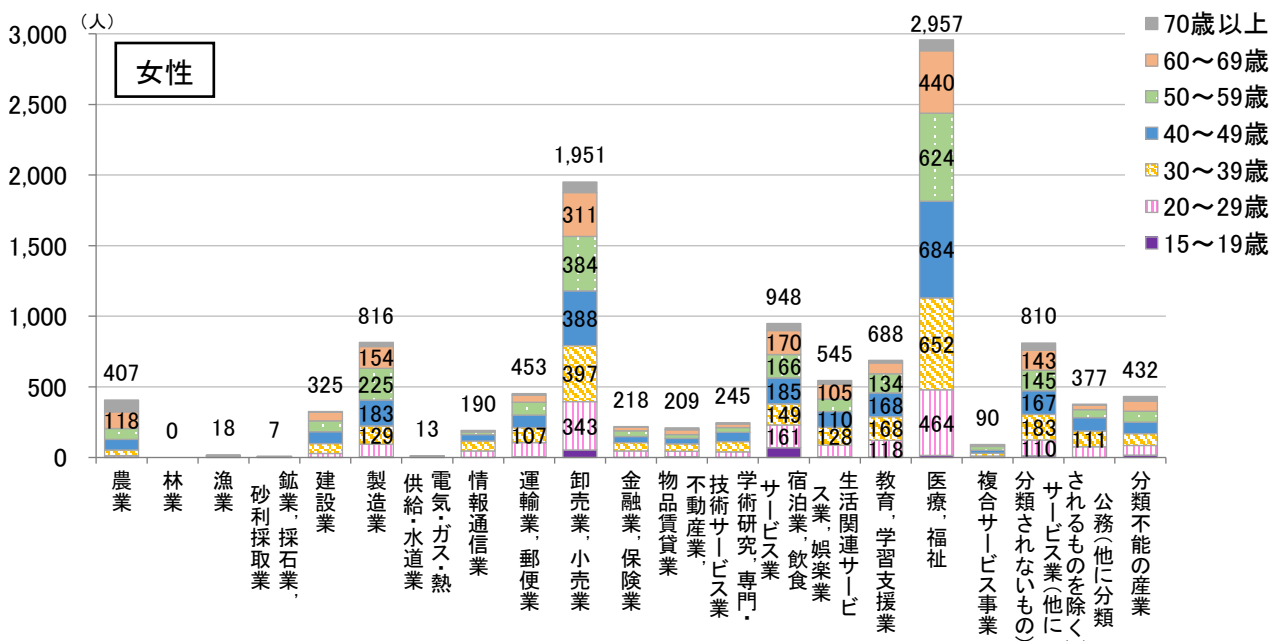
糸満市の令和2年の就業者人口は、男性14,487人、女性11,699人、そのうち、15歳～39歳の就業者人口は、男性5,356人、女性4,535人となっています。15歳～39歳の産業分類別男女就業者数をみると、男性は「公務」が749人と最も多く、次いで「卸売業、小売業」の744人、女性は「医療・福祉」が1,131人と最も多く、次いで「卸売業、小売業」の793人となっています。

男性 産業分類別年齢構成(令和2年)



資料:国勢調査

女性 産業分類別年齢構成(令和2年)



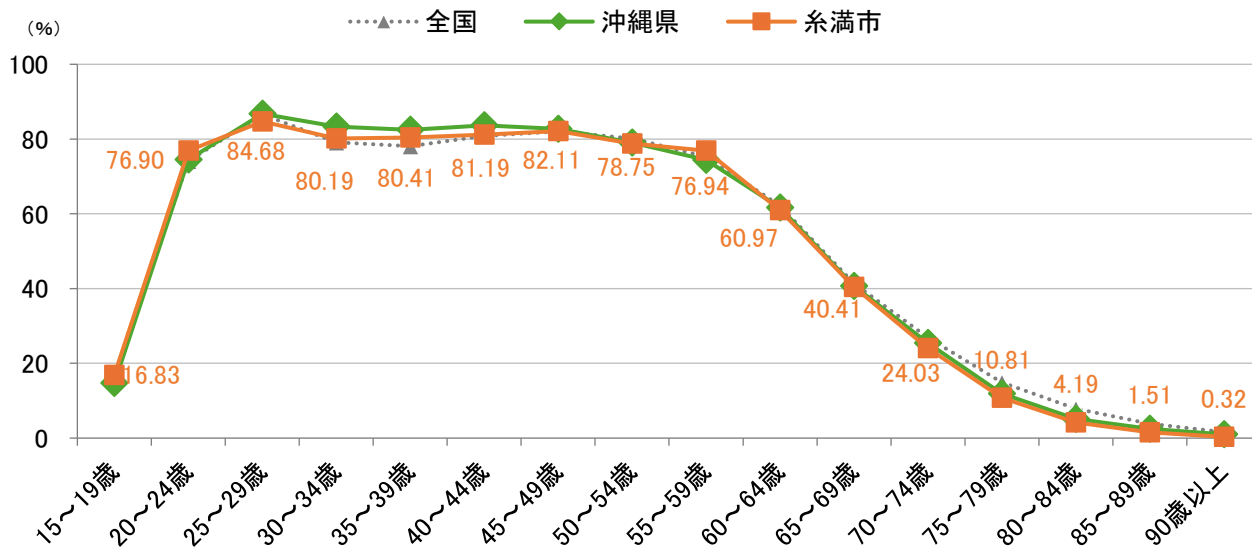
資料:国勢調査

(2) 女性の労働力率

糸満市の令和2年の女性の年齢階級別労働力率をみると、ほとんどの年齢層において国や県とほぼ同等の水準となっており、M字カーブ（結婚や出産を機にいったん離職し、育児が一段落したら再び動きだすことから、アルファベットのMのような形に見えること）の底は県よりやや低く、国とほぼ同等となっています。

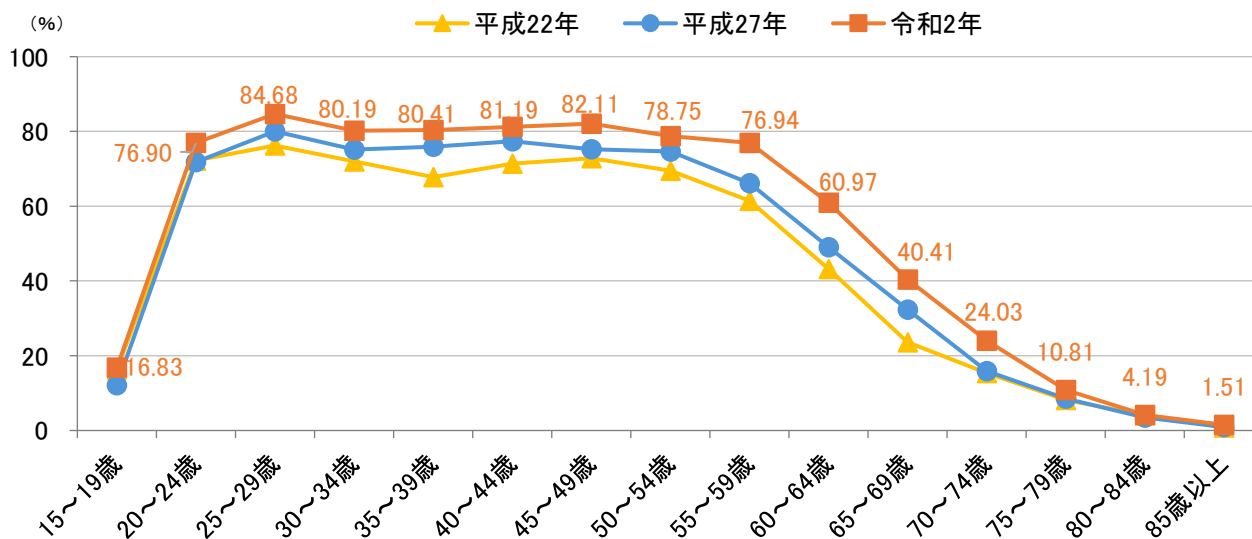
平成22年から令和2年の糸満市の女性の年齢階級別労働力率の推移をみると、女性の労働力は大きく上昇しています。

女性の年齢階級別労働力率 国・県との比較(令和2年)



資料: 国勢調査

女性の年齢階級別労働力率 推移



資料: 国勢調査

5 各種調査結果からみた現状

(1) 調査概要

①調査の目的

本計画の策定にあたり、本市の現状把握と、こども・若者、子育て当事者の声を施策に反映するため、各種調査を実施しました。併せて、こども・若者や子育て家庭を支援する関係団体に対しても、ヒアリングシートによる調査を行いました。

②子ども子育て支援事業計画策定に係る調査

子育て当事者へのアンケート調査(調査期間:令和5年12月12日~12月28日)

調査対象	抽出条件	調査方法	配布数	有効回収数
就学前児童 (0~5歳)保護者	入所児童:0-5歳条件付抽出 未入所児童:入所のきょうだい児がいる世帯を除く	施設/郵送配付 施設・郵送・WEB回収	2,500	1,184 (47.4%)
就学児童 (1~6年生)保護者	各学校、各学年1組、2組	学校配付 郵送・WEB回収	2,700	682 (25.3%)
教育保育施設	全施設	施設配付 郵送・WEB回収	62	40 (64.5%)
教育保育従事者	全施設の全保育士	施設配布・施設掲示 WEB回収	—	165
中学2年生 保護者	各中学校、2年生全員の保護者	学校配付 郵送・WEB回収	650	110 (16.9%)

こども・若者の意識と生活に関するアンケート(調査期間:令和5年12月12日~12月28日)

調査対象	抽出条件	調査方法	配布数	有効回収数
小学5年生	各小学校、5年生全員	学校配付 WEB回収	660	197 (29.8%)
中学2年生	各中学校、2年生全員		650	60 (9.2%)

こどもや子育て家庭への支援に関わる団体への調査(調査期間:令和5年7月18日~7月26日)

団体属性	団体数	団体属性	団体数
子育て支援センター・子育て広場	2団体	児童センター	2団体
ファミリー・サポート・センター	1箇所	外国人子育て支援に関わる団体	2団体
こども食堂	1団体	支援員(引きこもり・不登校)	支援員3名
子どもの居場所	3団体		

③こども・若者計画策定に係る調査

こども・若者の意識と生活に関するアンケート(調査期間:令和7年8月1日~8月22日)

調査対象	調査方法	配布数	有効回収数
市内在住 16歳~39歳	封書による郵送配付 郵送・WEB回収	3,000	回収610件(20.3%) 内訳:郵送123件、WEB487件
市内在住 16歳~39歳(追加)	はがきによる郵送 WEB回収	2,000	回収147件(7.4%)
合計	—	5,000	回収757件(15.1%) 有効回収数:754件

こども・若者に関わる団体への調査(調査期間:令和7年8月22日~9月12日)

団体属性	団体数	団体属性	団体数
困難を抱える若者を支援している団体	3団体	青年会	4団体

(2) 子ども・子育て支援事業計画関連調査

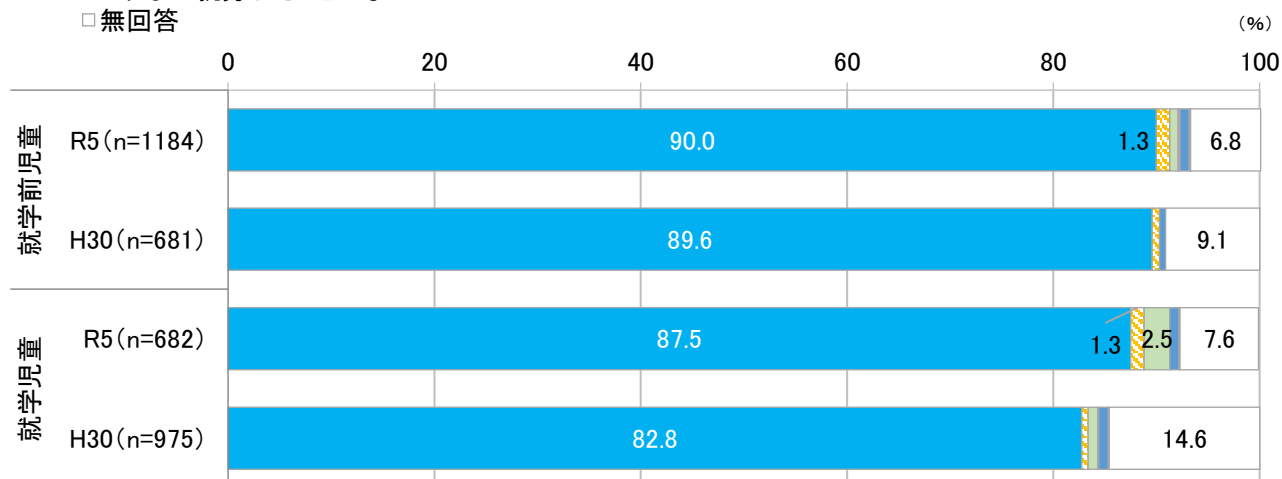
①保護者の就労状況について

父親の就労状況は、フルタイム（育休含む）での就労が就学前児童で 91.3%、就学児童で 88.8%となっています。同じく母親の就労状況は、フルタイム（育休含む）での就労が、就学前児童で 55.5%、就学児童で 36.3%となっており、育休を含めて就労している（フルタイム、パート・アルバイト等）割合は、就学前児童では 83.1%、就学児童では 59.6%となっています。

前回調査と比較すると、父親は就学前児童・就学児童ともに大きな差異はありませんが、母親は就学前児童の就労割合が高くなっています。

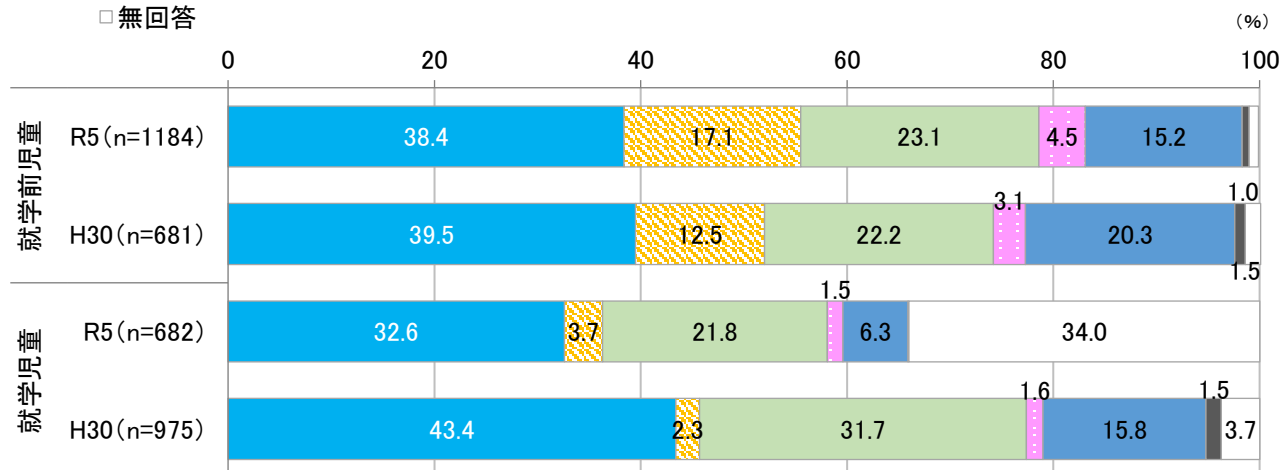
父親の就労状況（前回調査との比較）

- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており産休・育休・介護休業中ではない
- ▨フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており産休・育休・介護休業中ではない
- ▨パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答



母親の就労状況（前回調査との比較）

- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており産休・育休・介護休業中ではない
- ▨フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており産休・育休・介護休業中ではない
- ▨パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

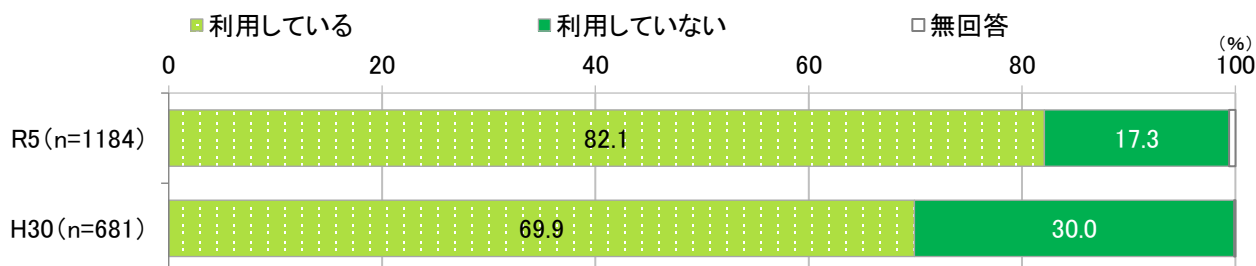


②平日の定期的な教育・保育事業の利用について

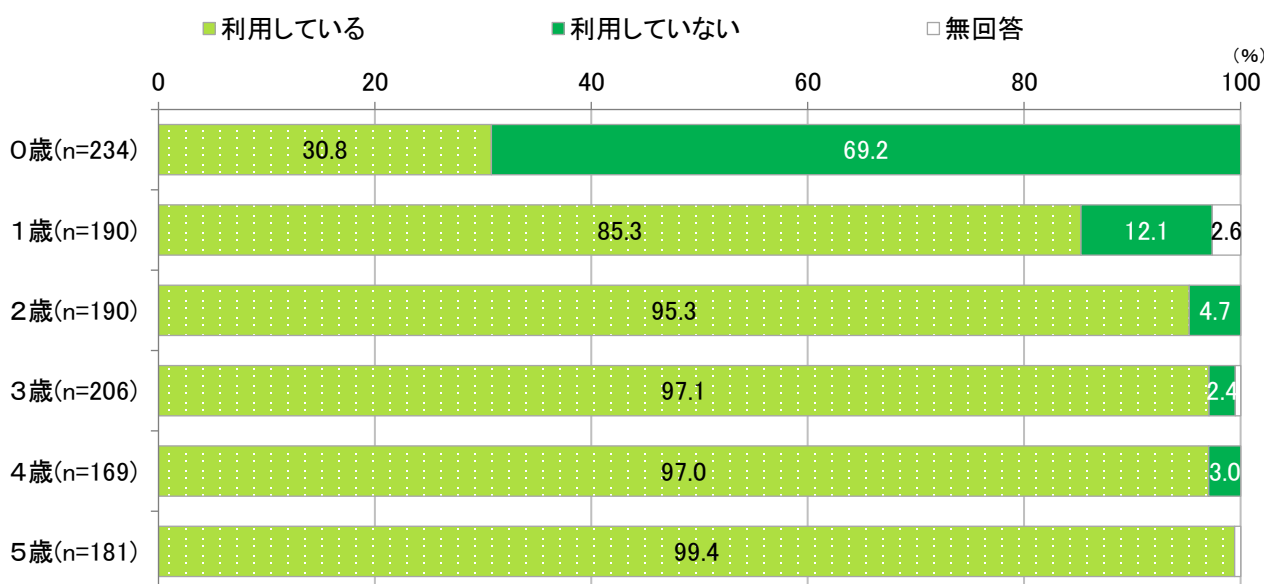
就学前児童の平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が82.1%となっており、前回調査と比較すると、「利用している」の割合は高くなっています。

年齢別の利用状況を見ると、1歳児以上では80%以上の就学前児童が平日の定期的な教育・保育事業を利用しています。

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童保護者：前回調査との比較）



平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童保護者：年齢別）



年齢別 教育・保育事業の利用有無

区分	今回		前回	
	回答者実数	利用している	回答者実数	利用している
0歳児	234	30.8%	126	18.3%
1歳児	190	85.3%	109	55.0%
2歳児	190	95.3%	79	72.2%
3歳児	206	97.1%	99	83.8%
4歳児	169	97.0%	98	94.9%
5歳児	181	99.4%	101	96.0%
6歳児	—	—	58	98.3%
合計	1,170	82.0%	670	70.1%

※年齢を回答していない方がいるため、全体グラフと相違があります。

③教育・保育事業の居住地区別施設利用地区・施設利用希望地区

教育・保育事業の居住地区別施設利用地区・施設利用希望地区について、「真壁小」、「糸満小」で需要と供給のミスマッチが起こっています。

小学校区別 居住地区と利用している教育・保育事業実施地区

利用地区 居住地区	回答者実数	糸満小学校区	糸満南小学校区	西崎小学校区	光洋小学校区	潮平小学校区	兼城小学校区	高嶺小学校区	真壁小学校区	喜屋武小学校区	米須小学校区	市外
糸満小学校区	125	46.9%	8.6%	10.9%	4.7%	7.8%	6.3%	3.1%	1.6%	0.0%	5.5%	2.3%
糸満南小学校区	137	17.1%	48.6%	6.4%	4.3%	7.9%	2.1%	4.3%	0.0%	0.7%	0.7%	5.7%
西崎小学校区	160	6.8%	5.0%	57.8%	16.1%	9.3%	1.9%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	1.2%
光洋小学校区	80	5.0%	0.0%	13.8%	65.0%	7.5%	3.8%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%
潮平小学校区	128	6.2%	1.5%	6.2%	8.5%	63.1%	4.6%	2.3%	0.0%	0.8%	0.8%	4.6%
兼城小学校区	202	7.8%	1.5%	3.9%	2.9%	13.7%	60.3%	2.9%	0.5%	0.5%	0.0%	4.9%
高嶺小学校区	42	7.1%	7.1%	2.4%	0.0%	7.1%	7.1%	47.6%	0.0%	2.4%	4.8%	14.3%
真壁小学校区	34	14.3%	8.6%	2.9%	0.0%	0.0%	2.9%	11.4%	31.4%	2.9%	20.0%	2.9%
喜屋武小学校区	13	7.7%	0.0%	7.7%	0.0%	7.7%	7.7%	0.0%	15.4%	46.2%	7.7%	0.0%
米須小学校区	28	10.7%	3.6%	0.0%	0.0%	3.6%	0.0%	3.6%	10.7%	3.6%	64.3%	0.0%
合計	949	14.2%	10.4%	15.4%	11.3%	16.5%	15.9%	4.7%	2.0%	1.5%	3.9%	4.1%

小学校区別 居住地区と利用を希望する教育・保育事業実施地区

利用したい地区 居住地区	回答者実数	糸満小学校区	糸満南小学校区	西崎小学校区	光洋小学校区	潮平小学校区	兼城小学校区	高嶺小学校区	真壁小学校区	喜屋武小学校区	米須小学校区	市外
糸満小学校区	159	82.9%	2.4%	0.6%	2.4%	0.6%	0.6%	0.6%	1.2%	0.6%	3.0%	1.8%
糸満南小学校区	155	7.3%	73.8%	1.2%	2.4%	1.2%	1.8%	2.4%	1.2%	0.0%	0.6%	2.4%
西崎小学校区	183	5.2%	2.6%	74.7%	3.6%	4.6%	1.5%	0.5%	0.5%	0.0%	0.0%	1.0%
光洋小学校区	96	2.0%	0.0%	6.9%	70.3%	8.9%	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%
潮平小学校区	154	1.3%	0.6%	1.3%	1.9%	86.8%	1.9%	0.6%	0.6%	0.0%	0.0%	1.9%
兼城小学校区	233	2.1%	0.8%	2.1%	1.2%	3.3%	78.2%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	7.4%
高嶺小学校区	48	5.9%	5.9%	0.0%	0.0%	2.0%	9.8%	66.7%	0.0%	2.0%	0.0%	2.0%
真壁小学校区	37	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	82.1%	0.0%	2.6%	2.6%
喜屋武小学校区	11	8.3%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	58.3%	0.0%	8.3%
米須小学校区	29	3.2%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%	0.0%	0.0%	80.6%	3.2%
合計	1,105	14.9%	12.1%	14.1%	7.9%	14.5%	18.0%	3.8%	3.4%	0.8%	2.8%	3.2%

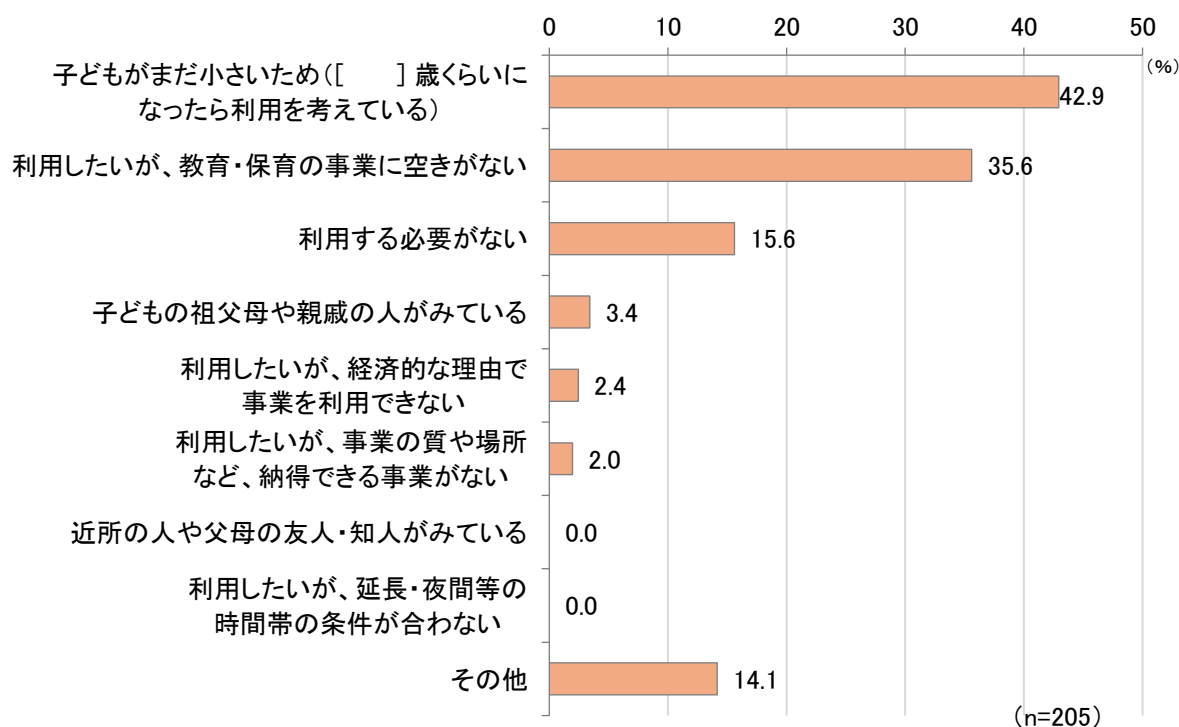
居住地区別施設利用地区・施設利用希望地区

居住地区 利用 希望地区	糸満小学校区	糸満南小学校区	西崎小学校区	光洋小学校区	潮平小学校区	兼城小学校区	高嶺小学校区	真壁小学校区	喜屋武小学校区	米須小学校区	市外(全体)
利用地区	46.9%	48.6%	57.8%	65.0%	63.1%	60.3%	47.6%	31.4%	46.2%	64.3%	4.10%
希望地区	82.9%	73.8%	74.7%	70.3%	86.8%	78.2%	66.7%	82.10%	58.30%	80.60%	3.20%
利用・希望 差異	36.0%	25.2%	16.9%	5.3%	23.7%	17.9%	19.1%	50.7%	12.1%	16.3%	0.9%

④平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由について

平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由についてみると、「子どもがまだ小さいため（[]歳くらいになったら利用を考えている）」が42.9%と最も高く、次いで「利用したいが、教育・保育の事業に空きがない」の35.6%、「利用する必要がない」の15.6%となっています。

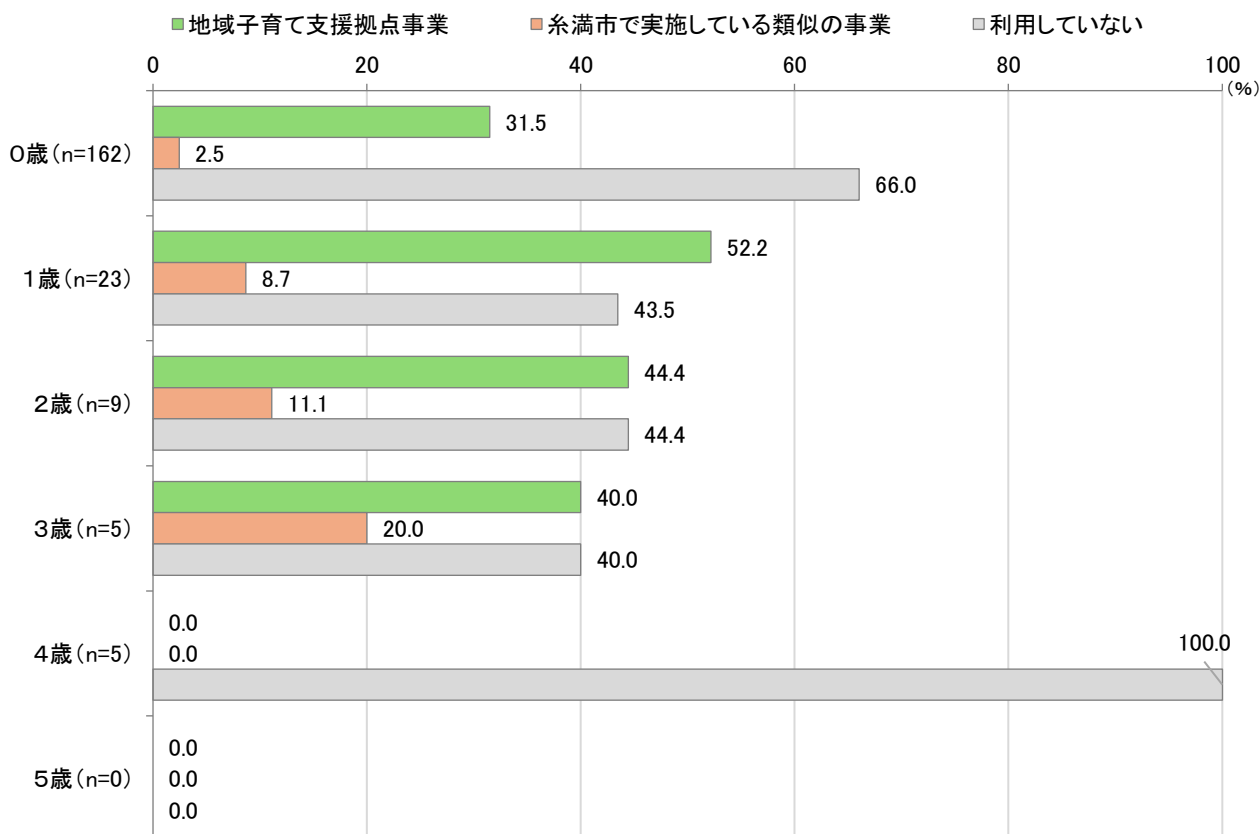
平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由（就学前児童保護者）



⑤地域子育て支援拠点事業の利用について

地域子育て支援拠点事業は、主に平日の定期的な教育・保育事業を利用していない方が利用する事業であることから、平日の定期的な教育・保育事業を利用していない方の利用状況をみると、「地域子育て支援拠点事業」は、1歳では52.2%、2歳、3歳では40%以上が利用しています。同様に「糸満市で実施している類似の事業」についてみると、「地域子育て支援拠点事業」より利用割合は低いものの、0~3歳で利用されています。

地域子育て支援拠点事業の利用状況（就学前児童保護者：年齢別）



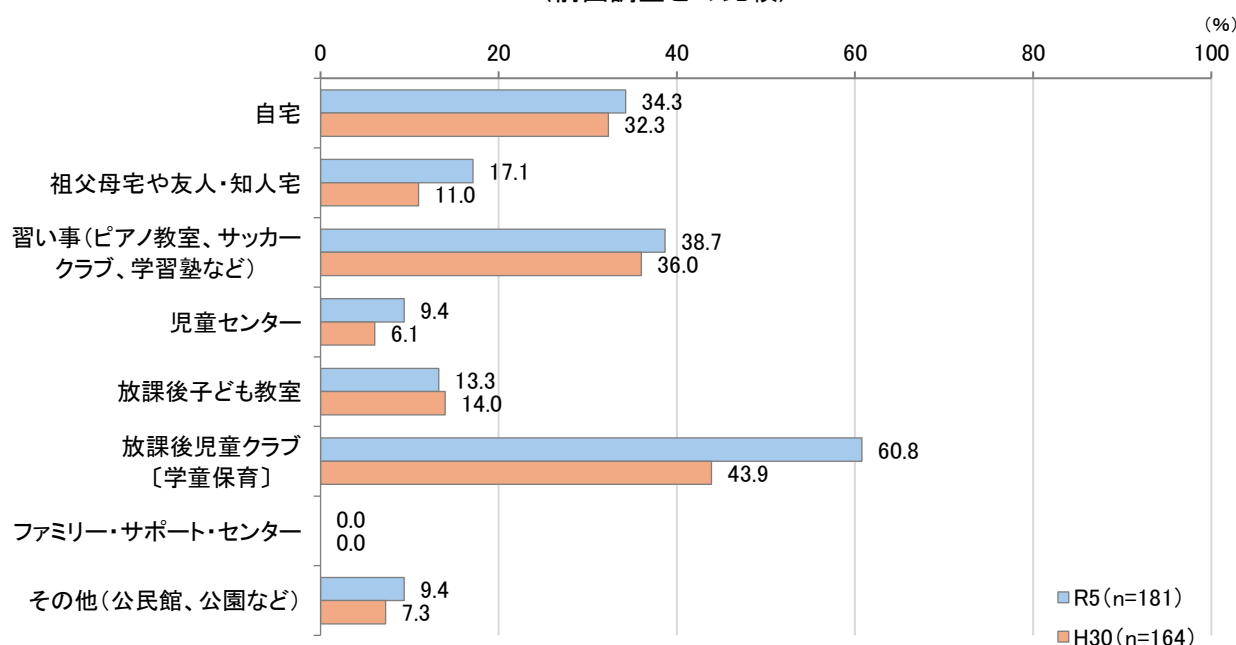
⑥放課後の過ごし方について

就学後、低学年時にどのような場所で放課後を過ごさせたいかについて、就学前児童（5歳児）は、「放課後児童クラブ」が60.8%と最も高く、次いで「習い事」の38.7%、「自宅」の34.3%となっています。

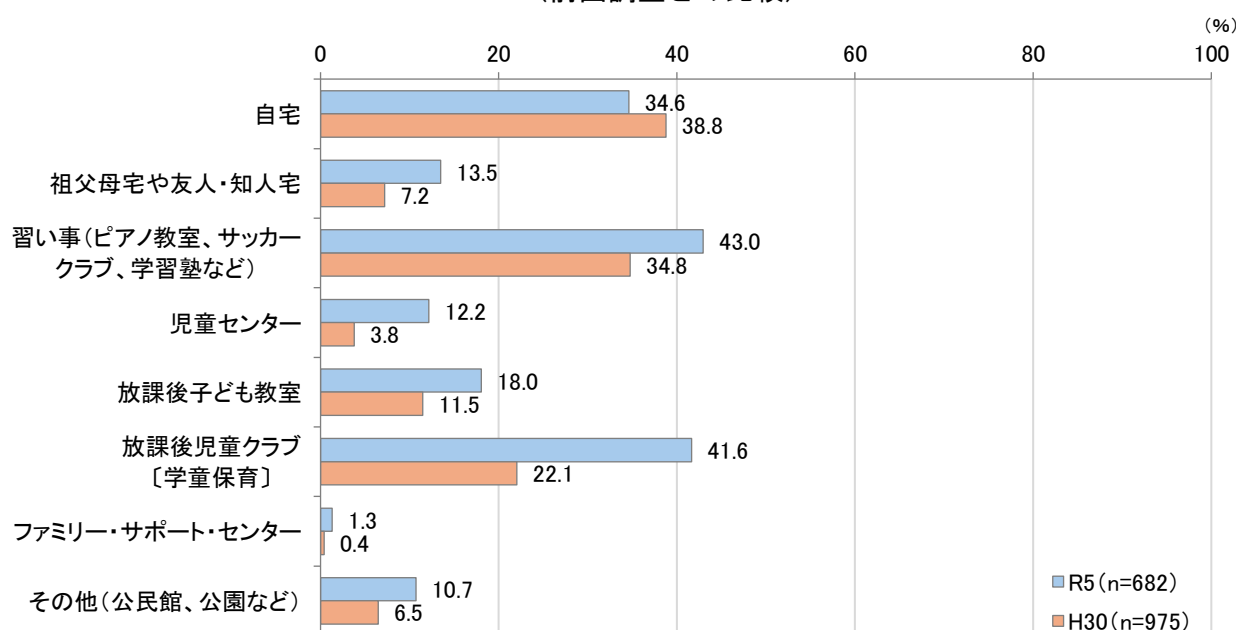
就学児童については、「習い事」が43.0%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」の41.6%、「自宅」の34.6%となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童、就学児童ともに、「放課後児童クラブ」が大きく上昇しています。

低学年時の放課後の過ごし方についての希望（就学前児童保護者：5歳児）
（前回調査との比較）



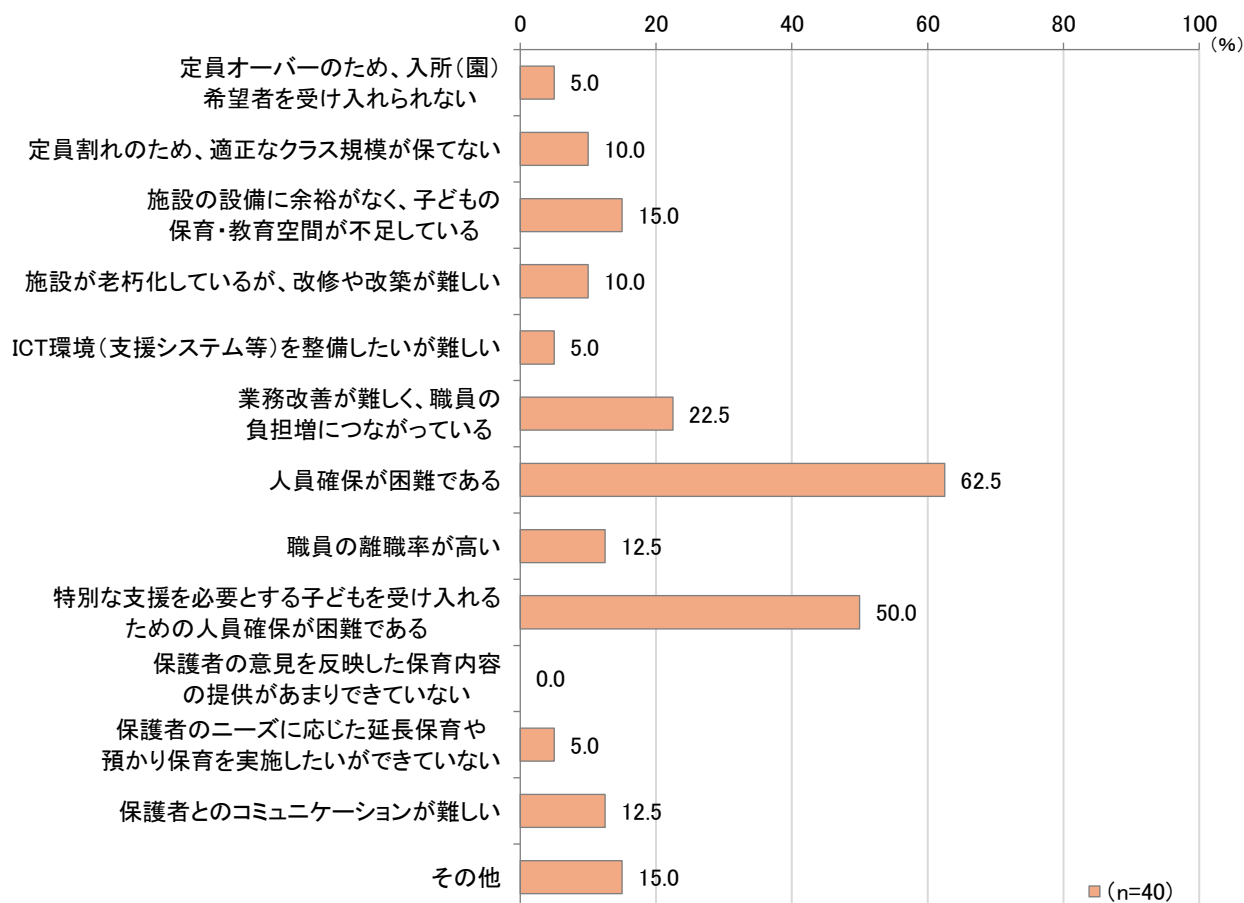
低学年時の放課後の過ごし方についての希望（就学児童保護者）
（前回調査との比較）



⑦教育・保育施設の課題

教育・保育施設への調査結果から、施設の運営上、特に問題となっていることは、「人員確保が困難である」が62.5%と最も高く、次いで「特別な支援を必要とする子どもを受け入れるための人員確保が困難である」の50.0%、「業務改善が難しく、職員の負担増につながっている」の22.5%となっています。

施設の運営上、特に問題となっていること（教育・保育施設）

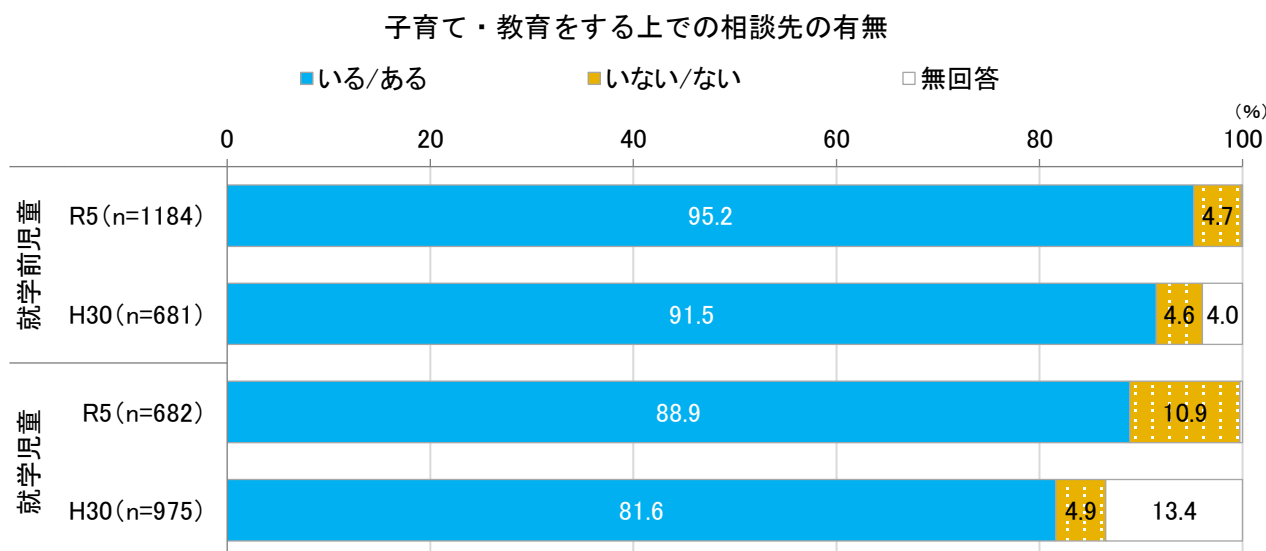


(3) 次世代育成支援行動計画関連調査

①子育て・教育をする上での相談先について

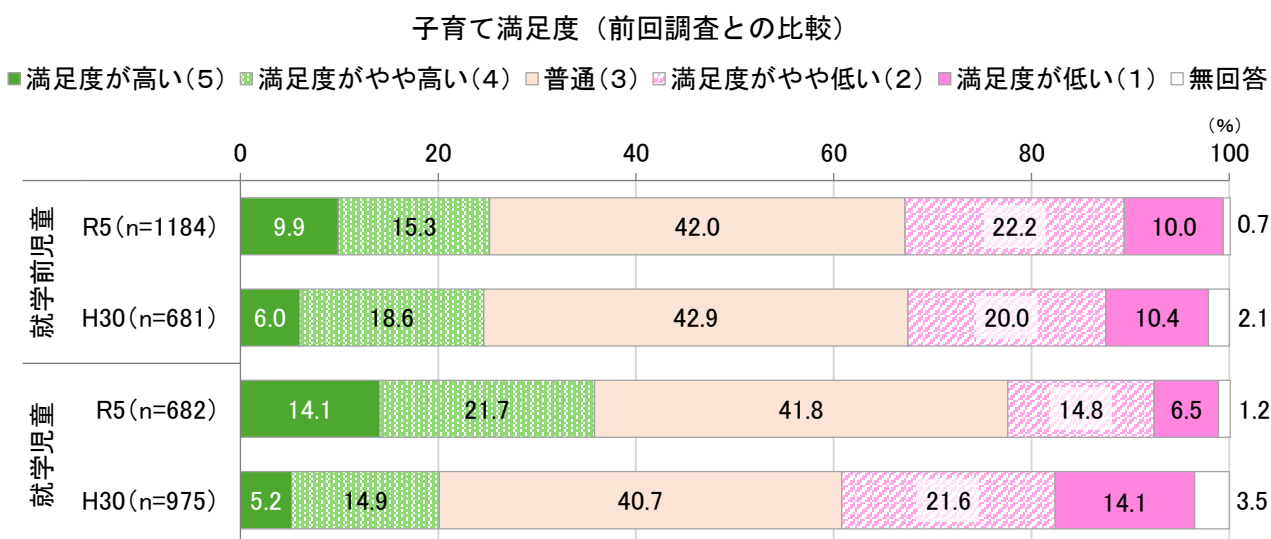
相談先が「いる/ある」は就学前児童が 95.2%、就学児童が 88.9%、「いない/ない」は就学前児童が 4.7%、就学児童が 10.9%となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童、就学児童ともに「いる/ある」が上昇していますが、就学児童においては、「いない/ない」も大きく上昇しています。



②子育て満足度(子育てのしやすさ)について

子育て満足度は、就学前児童では『満足度が低い(「満足度が低い」と「満足度がやや低い」の合計)』が『満足度が高い(「満足度が高い」と「満足度がやや高い」の合計)』を上回っており、就学児童では下回っています。前回調査と比較すると、『満足度が高い』は就学前児童では 24.6%から 25.2%、就学児童では 20.1%から 35.8%と高くなっています。



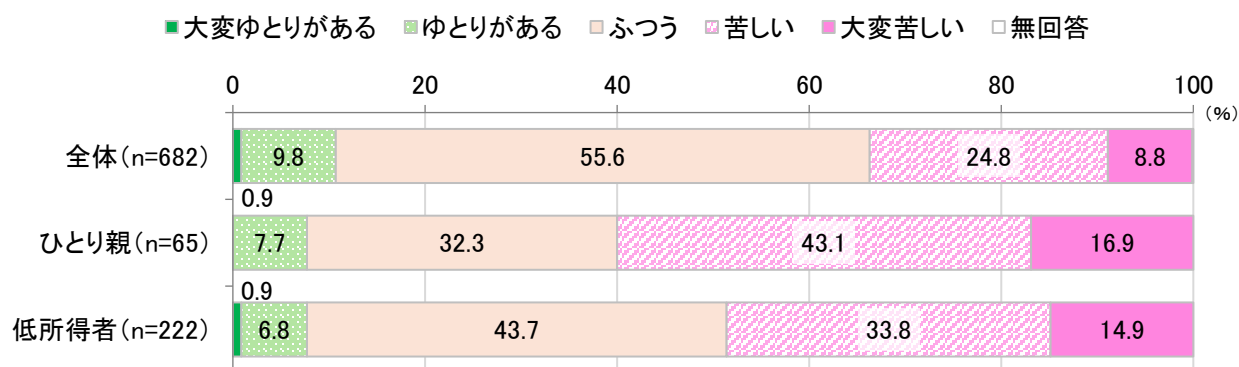
(4) こどもの貧困対策計画関連調査

①暮らしの状況について

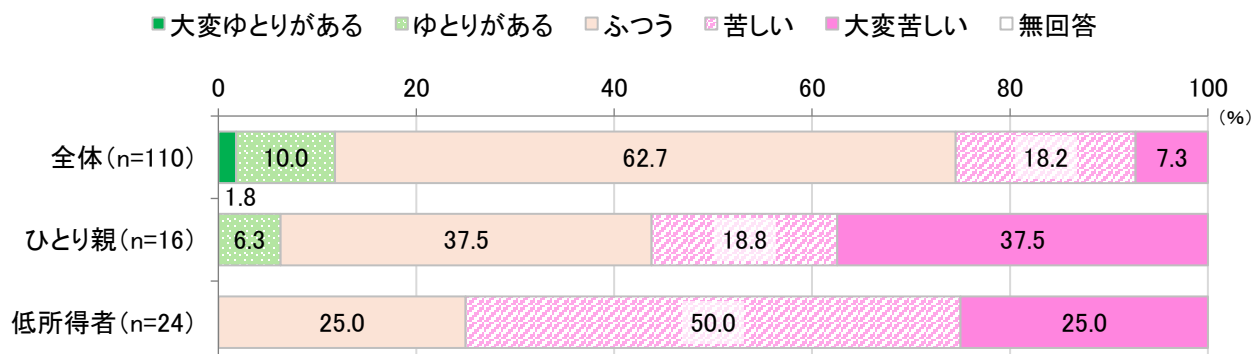
就学児童保護者では、全体で見ると「ふつう」の割合が最も高く、次いで「苦しい」となっています。世帯・所得別で見ると、ひとり親では「苦しい」の割合が最も高くなっています。

中学2年生保護者では、就学児童保護者同様、「ふつう」の割合が最も高く、次いで「苦しい」となっています。世帯・所得別で見ると、『苦しい（「苦しい」と「大変苦しい」の合計）』の割合は、低所得者世帯では75.0%、ひとり親世帯では56.3%となっています。

ご家庭の暮らしの状況【就学児童保護者】



ご家庭の暮らしの状況【中学2年生保護者】

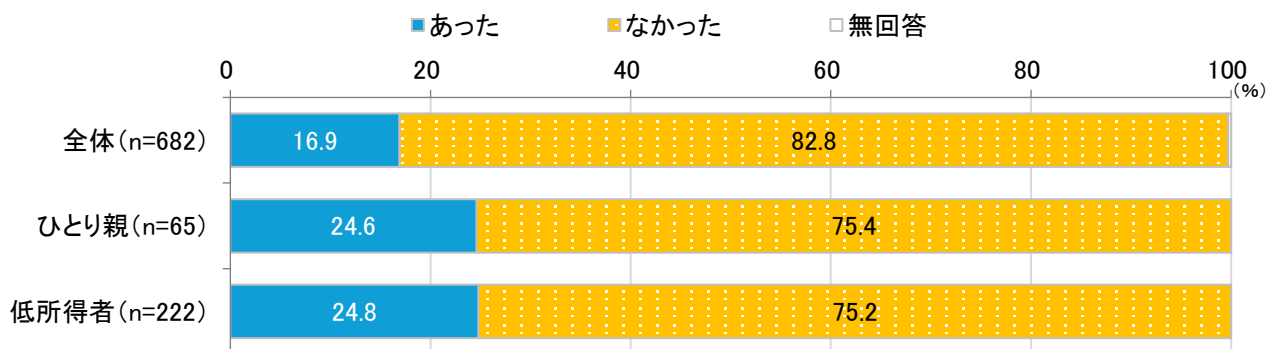


②お子さんを医療機関で受診させなかったことがあるか

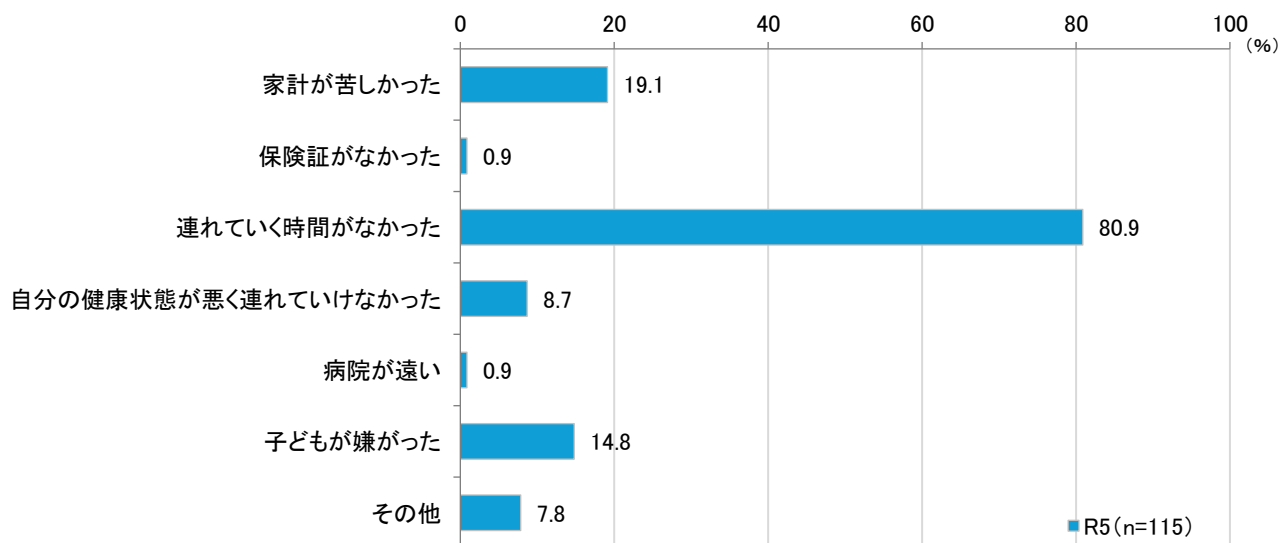
過去一年間に、お子さんを病院や歯医者で受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかったことがあったかについて、「あった」は16.9%、「なかった」は82.8%となっています。

「あった」と回答した方の理由について、「連れて行く時間がなかった」が80.9%と最も高く、次いで「家計が苦しかった」の19.1%となっています。

お子さんを医療機関で受診させなかったことの有無（就学児童保護者）



お子さんを医療機関で受診させなかった理由（就学児童保護者）



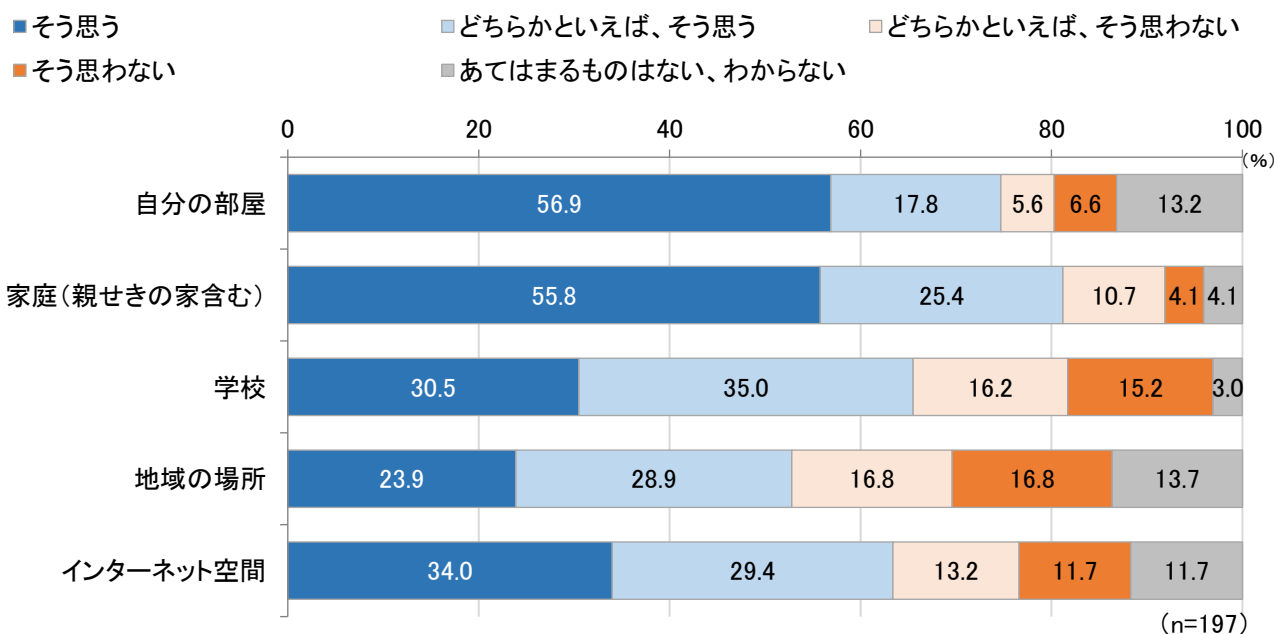
(5) こども・若者の意識と生活に関するアンケート調査（小学5年生、中学2年生）

①居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）について

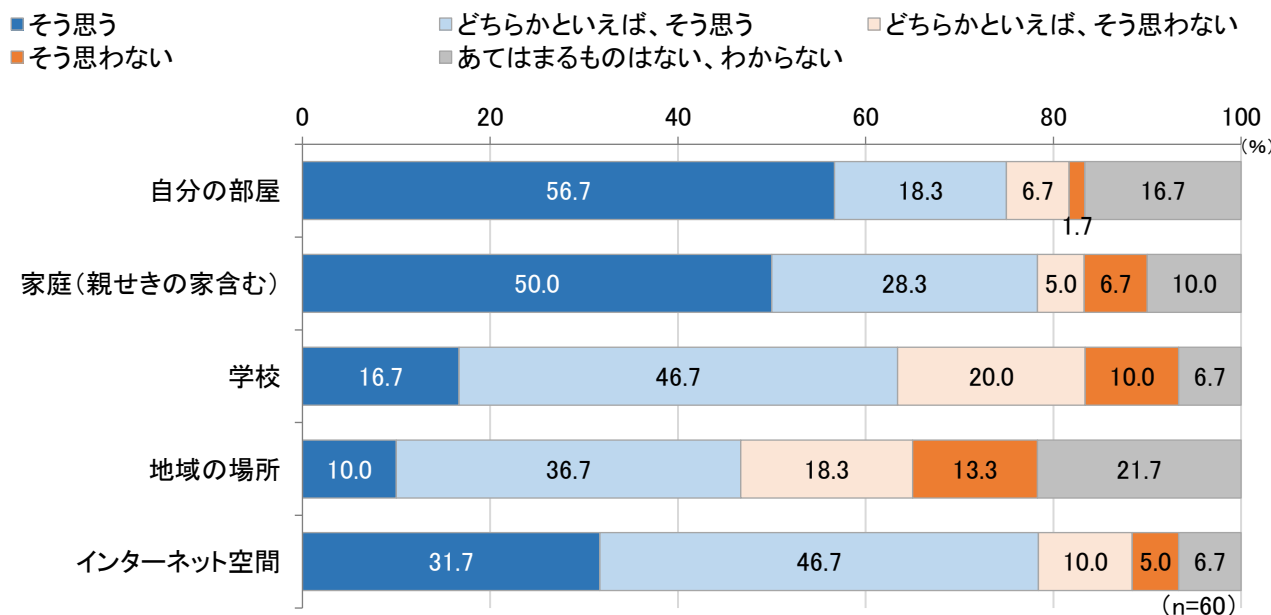
居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）について、居場所になっていると「思う（そう思う+どちらかといえば、そう思う）」は、小学5年生では家庭（親せきの家含む）が 81.2%と最も高く、中学生ではインターネット空間が 78.4%と最も高くなっています。

一方で、「思わない（そう思わない+どちらかといえば、そう思わない）」は、地域の場所が最も高く、小学5年生で 33.6%、中学2年生で 31.6%となっており、次いで学校が小学5年生で 31.4%、中学2年生で 30.0%となっています。

あなたにとって居場所になっているか（小学5年生）

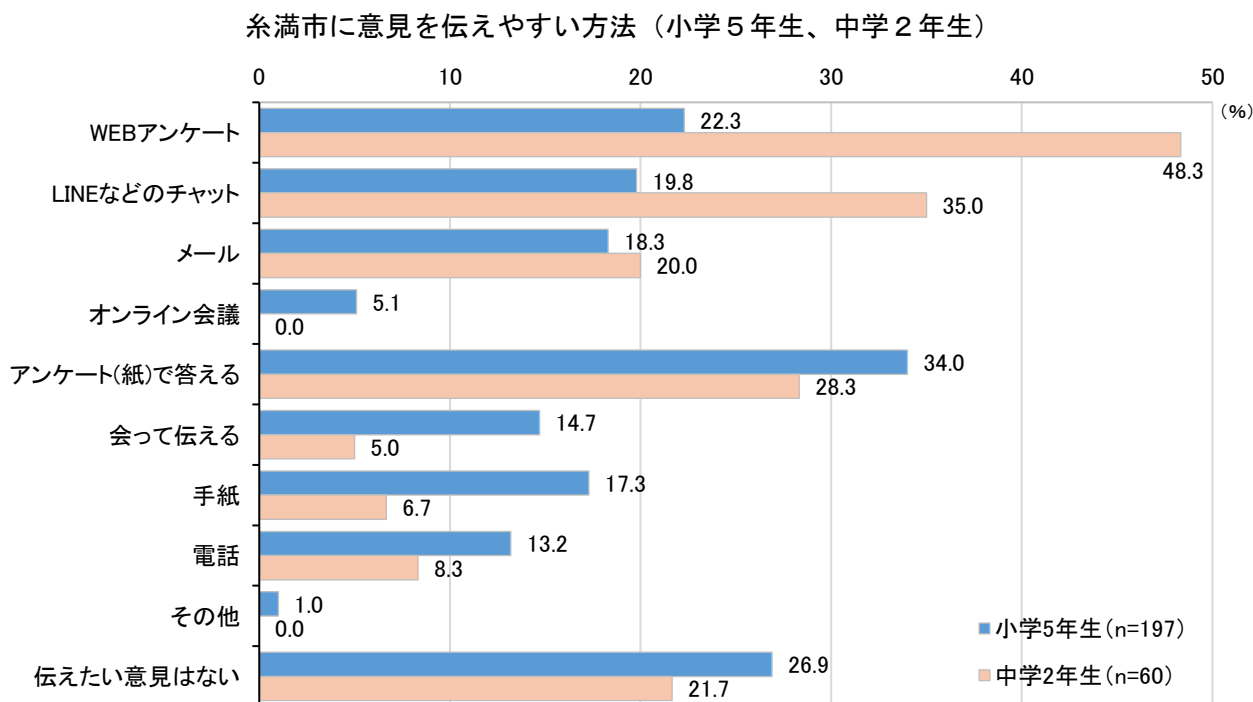


あなたにとって居場所になっているか（中学2年生）



②制度や取組みについての意見を糸満市に伝えやすい方法について

国の制度や糸満市の取組みについて思ったことや意見を糸満市役所に伝えるときの、伝えやすい方法について、小学5年生では「アンケート(紙)で答える」が34.0%と最も高く、次いで、「伝えたい意見はない」を除き、「WEB アンケート」の22.3%、「LINE などのチャット」の19.8%となっています。中学2年生では「WEB アンケート」が48.3%と最も高く、次いで「LINE などのチャット」の35.0%、「アンケート(紙)で答える」の28.3%となっています。



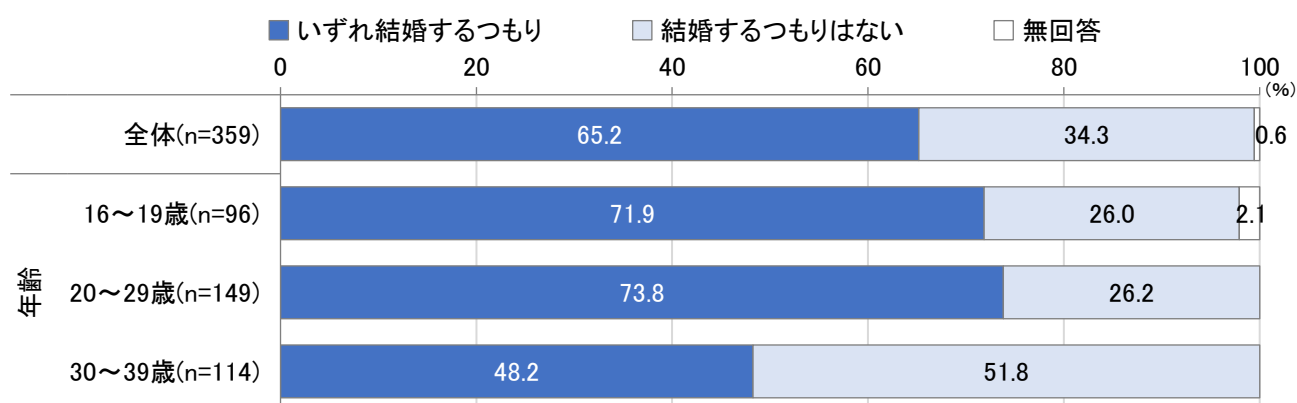
(6) こども・若者の意識と生活に関するアンケート(16歳~39歳)

①結婚に関する意識

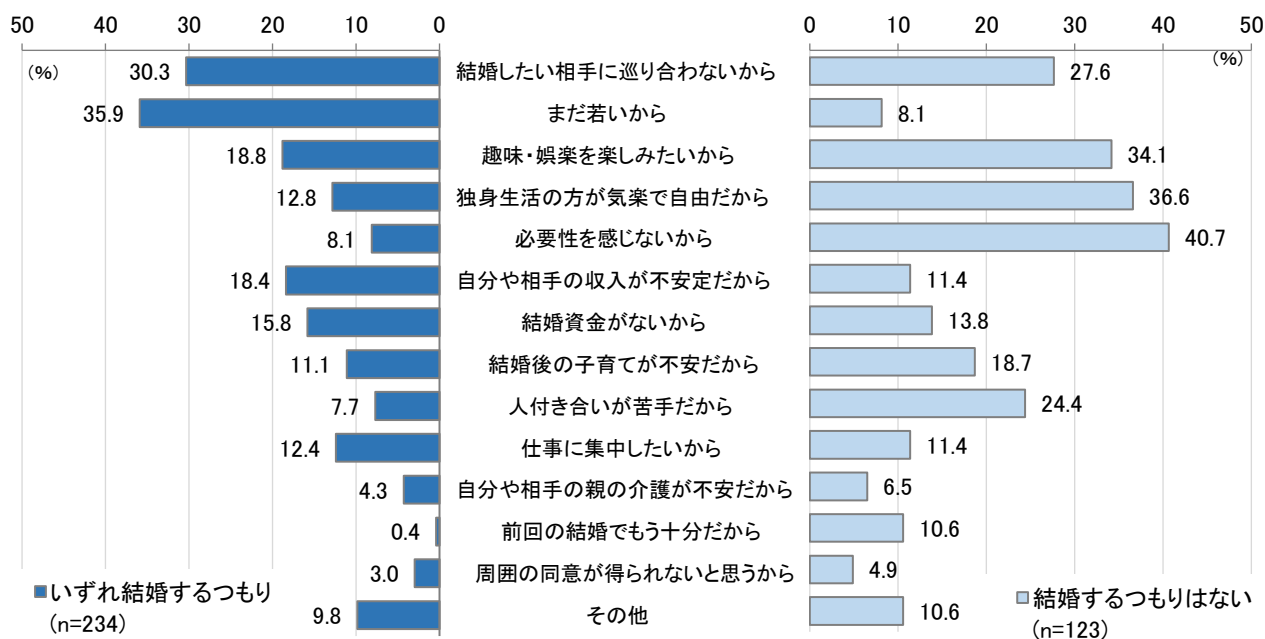
未婚者のうち、「いずれ結婚するつもり」が65.2%、「結婚するつもりはない」が34.3%と未婚者全体の3割強が一生結婚しないと考えている状況となっており、特に30代で「結婚するつもりはない」が半数を超えています。

結婚していない理由について、「いずれ結婚するつもり」と答えた人では「まだ若いから」「結婚したい相手に巡り合わないから」が多く挙げられました。一方、「結婚するつもりはない」と答えた人では「必要性を感じないから」「独身生活の方が気楽で自由だから」「趣味・娯楽を楽しみたいから」といった自身の意向が中心ですが、「結婚したい相手に巡り合わないから」といった意向以外の理由もみられます。

未婚者の一生を通じて考えた場合の結婚に対する考え方



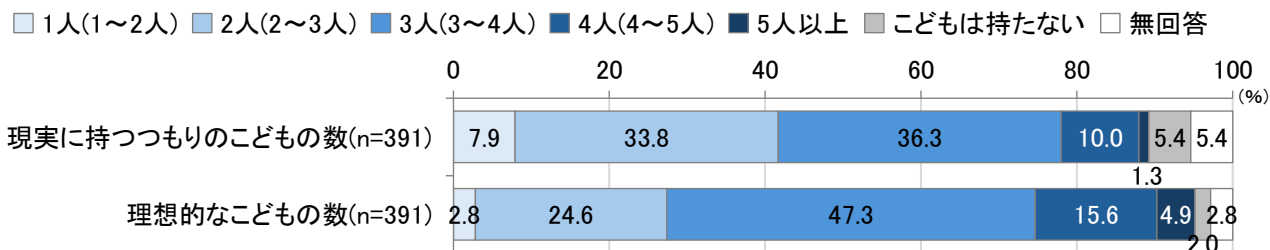
「いずれ結婚するつもり」「結婚するつもりはない」理由



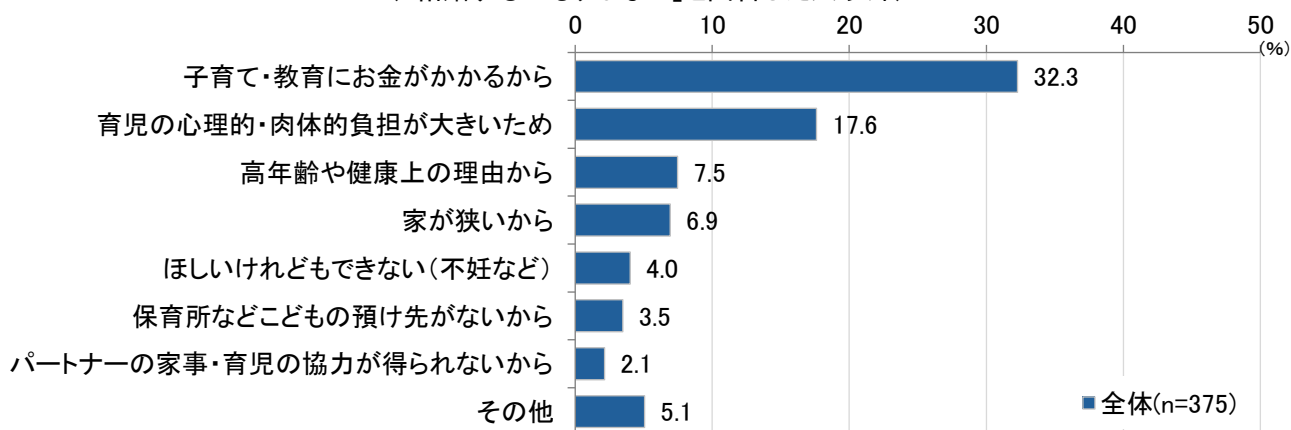
②子どもを持つことに関する意識

理想のこどもの数として「3人(3~4人)」が最も多く47.3%を占めました。現実を持つつもりの子どもの数が「3人(3~4人)」と答えたのは36.3%にとどまり、理想と現実では11.0%の差がみられました。主な理由は「子育て・教育にお金がかかるから」が最多で、次いで「育児の心理的・肉体的負担が大きい」が挙げられています。

理想的なこどもの数と現実を持つつもりの子どもの数(既婚者)



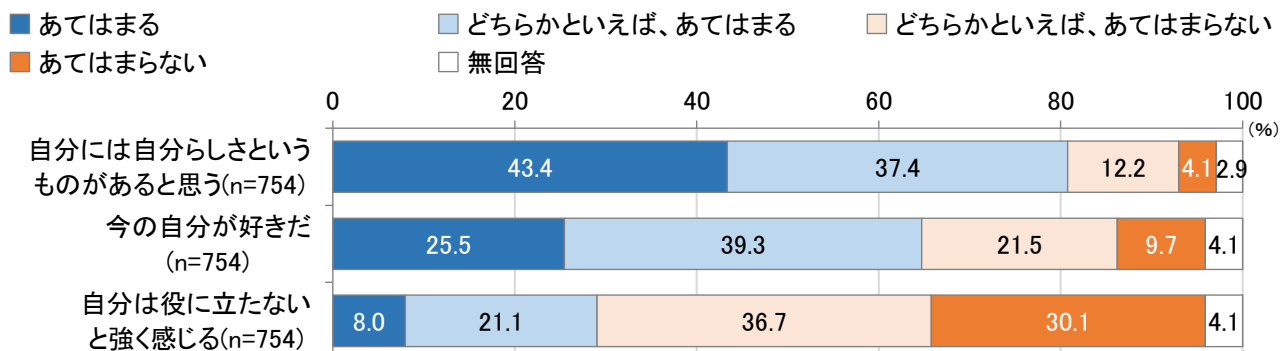
「子どもは持たないことが理想の方」、「持つ予定のお子さんの数が、理想的なこどもの数より少ない方」の理由
(「結婚するつもりはない」と回答した人以外)



③若者の自己肯定感・自己有用感

若者の自己肯定感について、「自分らしさがある(あてはまる+どちらかといえば、あてはまる)」と回答した人は80.8%、「今の自分が好きだ(あてはまる+どちらかといえば、あてはまる)」と回答した人は64.8%となっています。一方で「自分は役に立たないと強く感じる(あてはまる+どちらかといえば、あてはまる)」と回答した人は29.1%となっています。

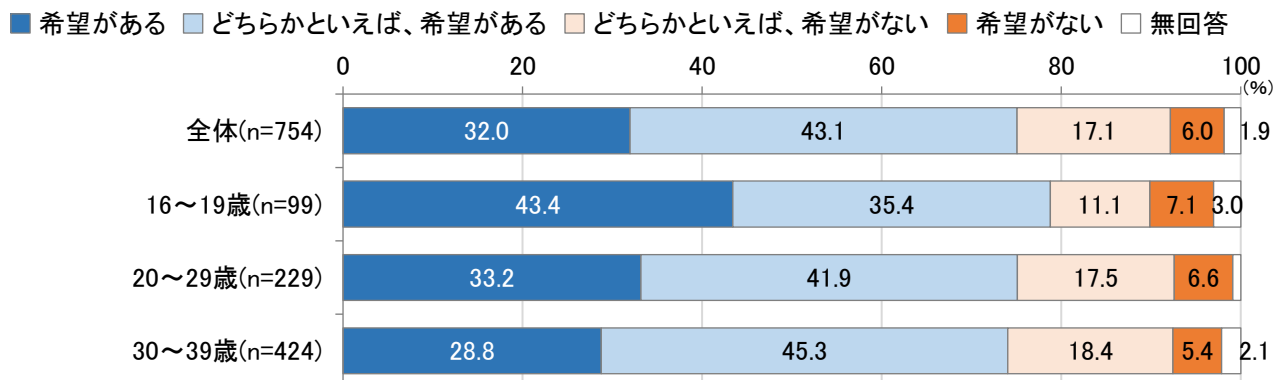
自己肯定感・自己有用感



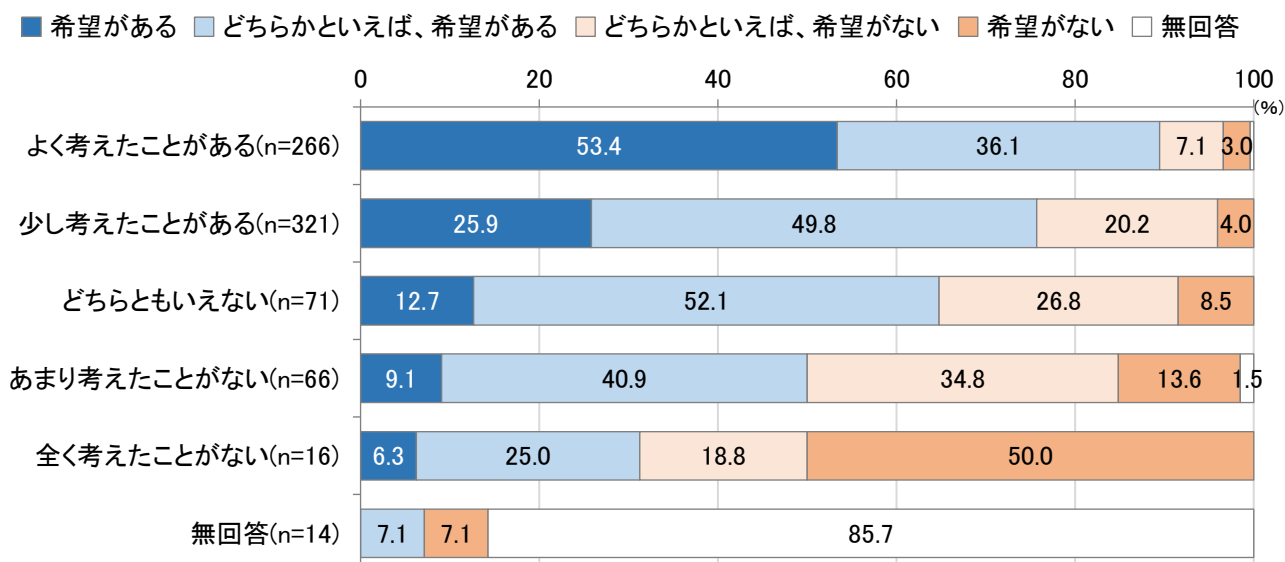
④将来への展望

「自分の将来について明るい希望がある（希望がある＋どちらかといえば、希望がある）」と回答した人は 75.1%となっており、将来の人生設計（ライフプラン）を考えたことがある人や自己肯定感が高いほど将来に希望を持っている状況がみられます。

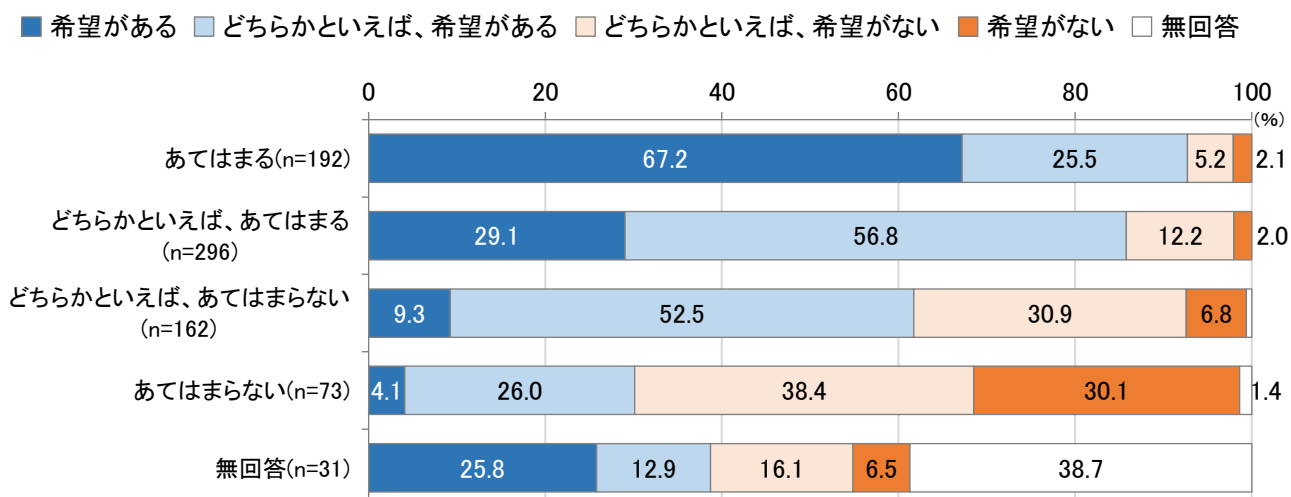
自分の将来についての明るい希望(全体・年齢別)



将来への希望 × 自分の将来についての人生設計(ライフプラン)



将来への希望 × 自己肯定感(今の自分が好き)

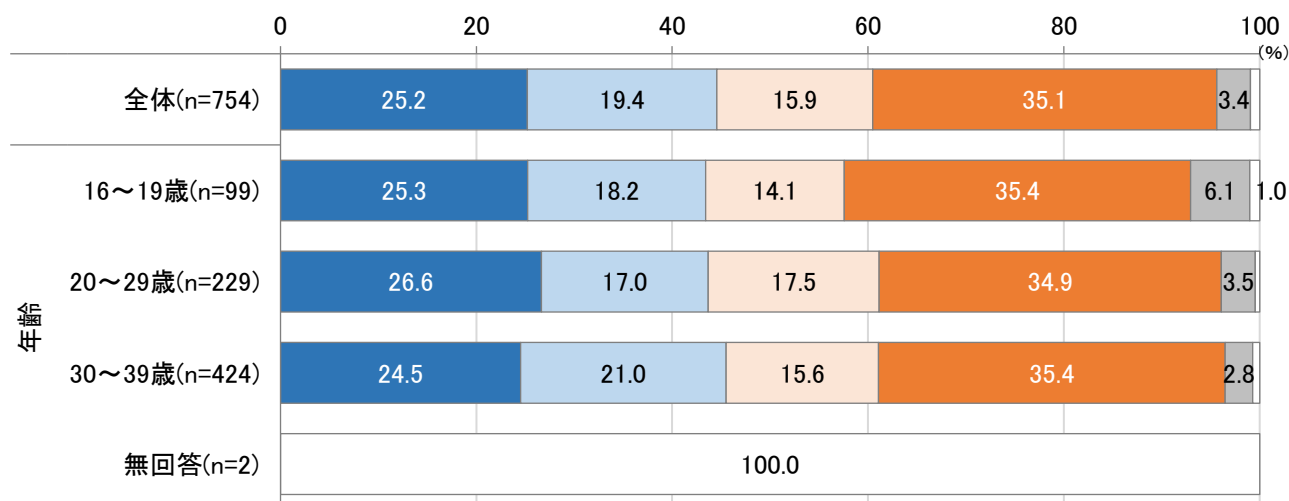


⑤社会生活・日常生活における課題

家や学校、職場でうまくいかずに、社会生活や日常生活に支障をきたした経験を持つ人は、全体で25.2%となっており、「どちらかといえば、あった(ある)」を含めると約半数が何らかの支障を経験しています。

家や学校、職場でうまくいかずに、社会生活や日常生活に支障をきたした経験の有無(全体)

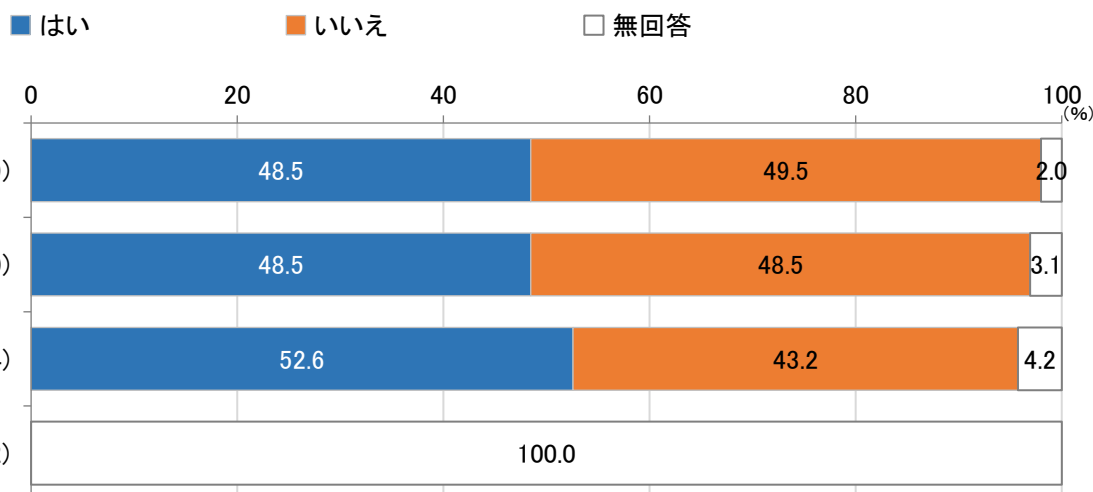
- 今までに経験があった(または、現在ある)
- どちらかといえば、あった(ある)
- どちらかといえば、なかった(ない)
- なかった(ない)
- わからない、答えられない
- 無回答



⑥居場所に関すること

家や学校、職場以外の居場所については、全体の約半数が、普段の生活圏以外にも「居場所が欲しい」と考えており、自由意見でも自習スペースやこどもの居場所を望む意見が多くありました。

家や学校、職場以外に居場所が欲しい(年齢別)

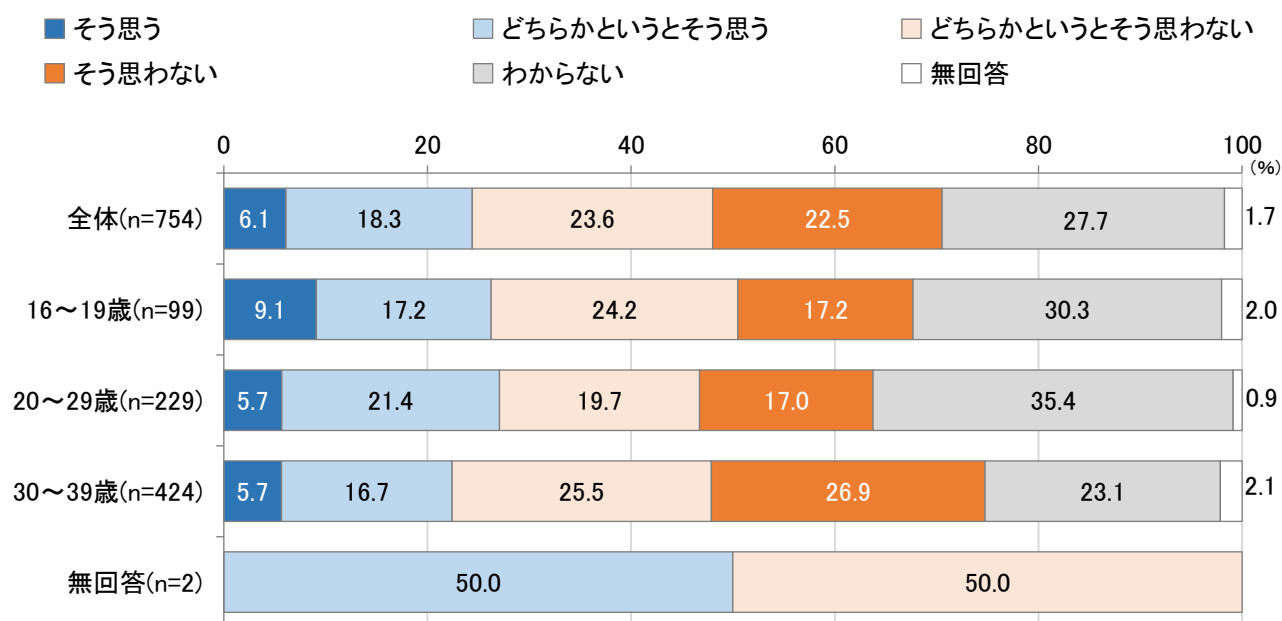


⑦市の政策に関すること

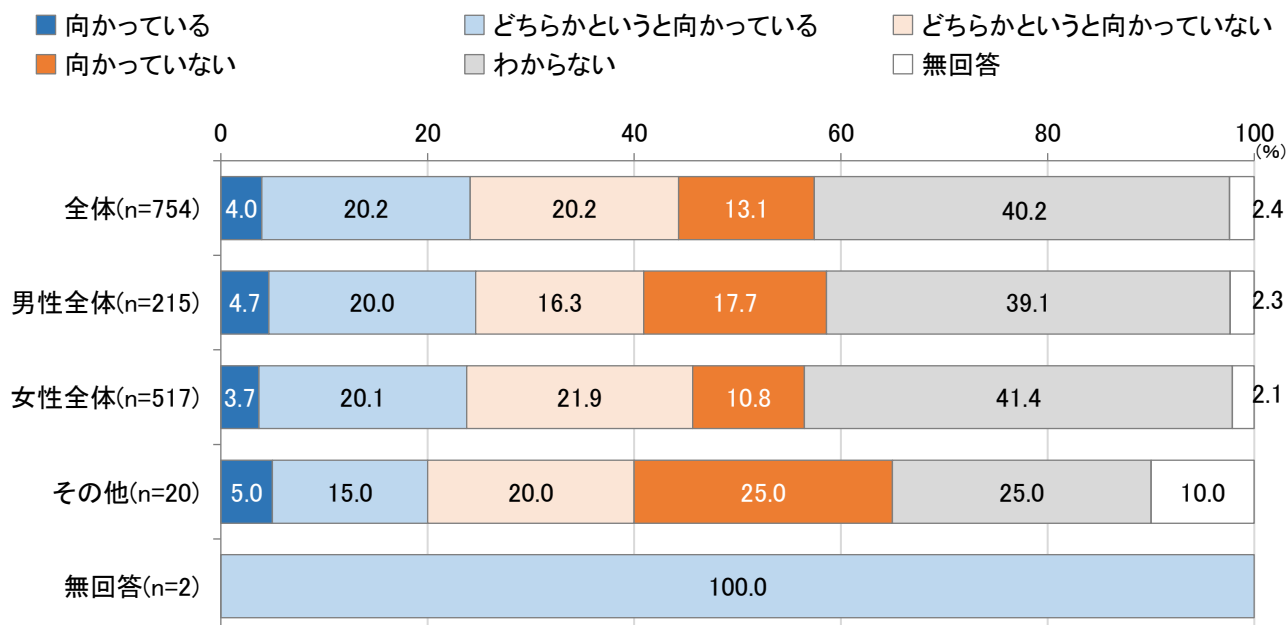
こども政策に関して糸満市役所に意見が聴いてもらえると思う人（そう思う+どちらかというと思う）は24.4%に留まり、特に30代では意見が聴いてもらえないと思わないという傾向が強く見られます。

糸満市が、こどもまんなか社会の実現に向かっていると思う人（向かっている+どちらかというと思う）は全体の24.2%に留まっています。

こども政策に関して、糸満市役所に意見が聴いてもらえる(全体・年齢別)



「こどもまんなか社会」の実現に向かっているか(全体・性別)



⑧定住意向

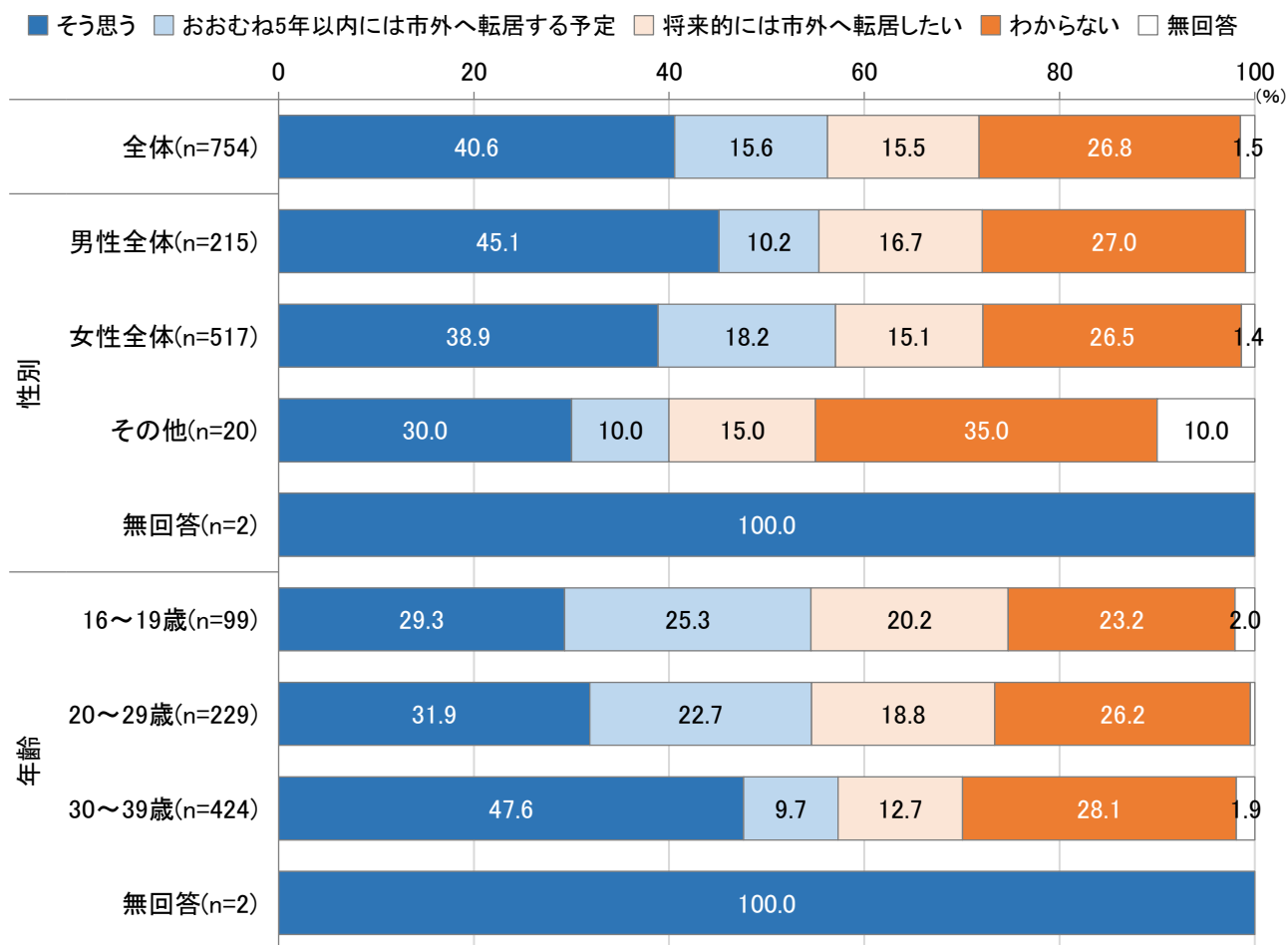
「今後も糸満市に住み続けたいと思いますか」という問いに対して、全体の40.6%の若者が「そう思う」と回答していますが、年齢別では違いがあり、10代は29.3%、20代が31.9%、30代では47.6%となっています。「おおむね5年以内には市外へ転居する予定」、「将来的には市外へ転居したい」と回答した人の割合は、10代で45.5%、20代で41.5%、30代で22.4%となっています。

転居を検討する理由として、10代では「進学のため」、20代では「就職のため」、30代は「子育て・教育環境をよくしたいから」がそれぞれ最も高くなっています。

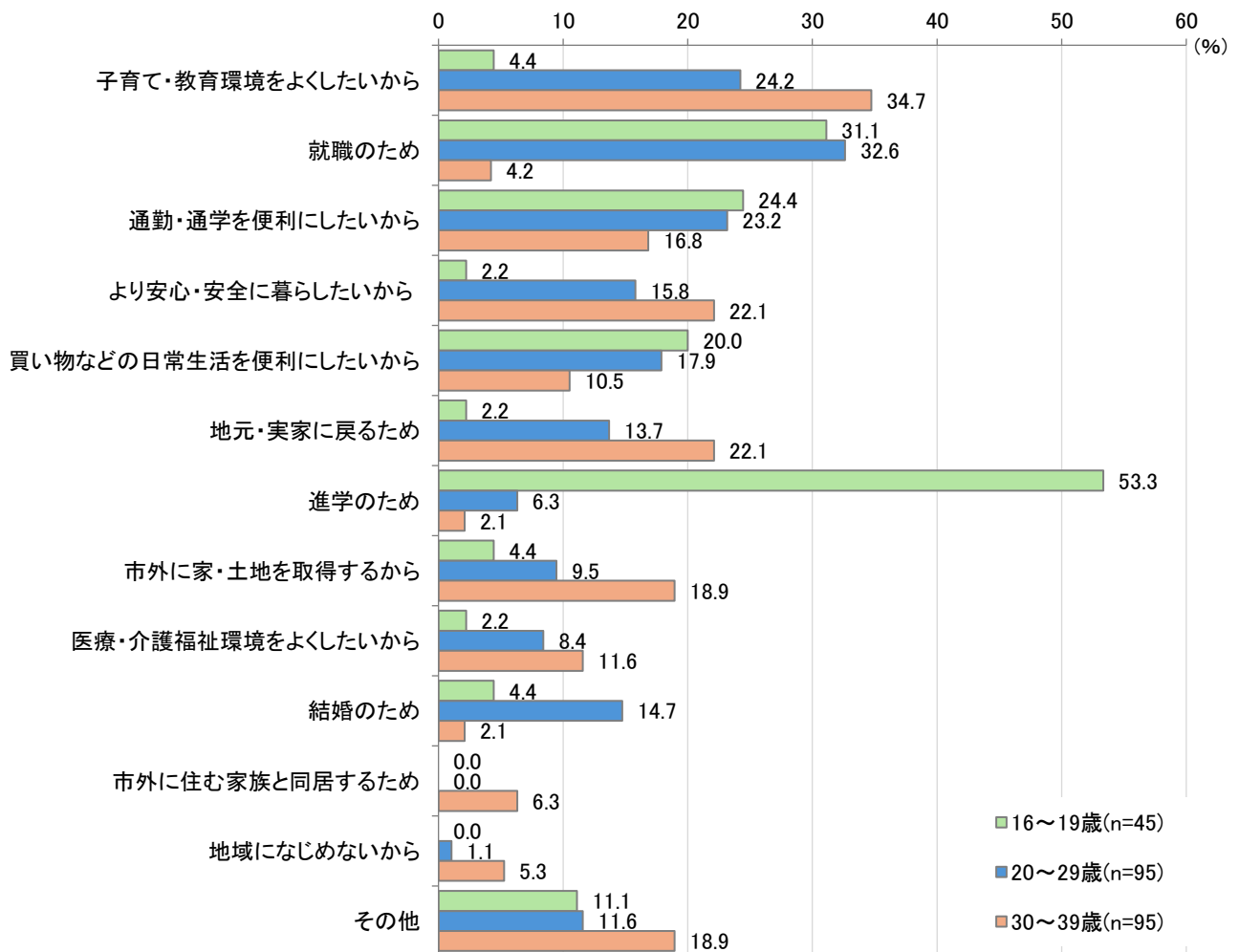
若者の市外への流出を抑制するためには、企業誘致など雇用環境の充実に向けた取組みや、職業地を選ばない仕事への支援、Uターン推進を目的とした助成などに取組む必要があります。

定住意向と子ども・若者の遊びや体験活動の機会創出との関係を見ると、「子どもや若者の遊びや体験活動の機会が十分にあると思う（そう思う+どちらかといえば、そう思う）」と回答した人ほど、定住意向が高くなっています。

糸満市への定住意向

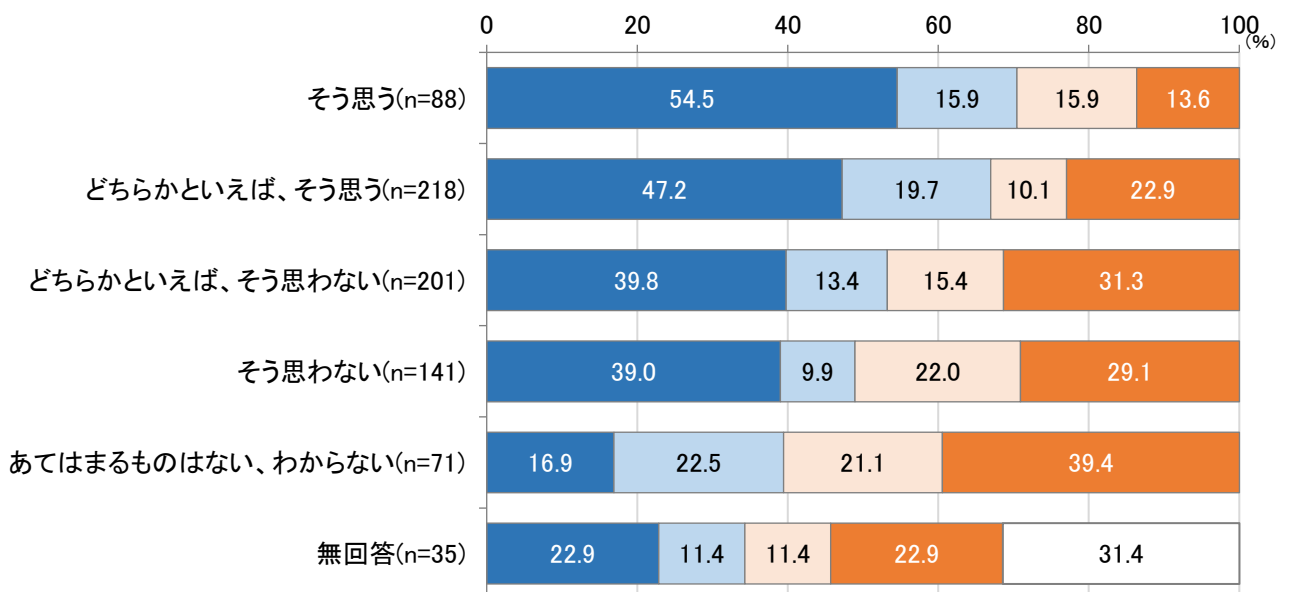


「おおむね5年以内には市外へ転居する予定」、「将来的には市外へ転居したい」理由(年齢別)



糸満市への定住意向 × こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にあると思う(全体)

■ そう思う □ おおむね5年以内には市外へ転居する予定 □ 将来的には市外へ転居したい □ わからない □ 無回答



(7) こども・若者や子育て家庭への支援に関わる団体への調査結果

こどもや子育て家庭への支援に関わる団体調査(第3期子ども子育て支援事業計画策定時の調査)

① 支援が必要なこども、子育て家庭の課題、困っていること

【こどもの発達・行動・情緒に関する課題】

- 発達への課題、引きこもり・不登校、ゲーム依存、非行傾向、健康問題
- こどもの自傷行為や情緒不安定、家庭や学校に居場所がない
- 発達に関する専門機関の相談先・利用方法

【子育てや家庭環境に関する課題】

- こどもの特性に対する親の理解不足
- 親の育児放棄、精神疾患・病気などによる養育困難
- 非行傾向のきょうだいがいる場合や、ひとり親世帯での課題の多さ
- 親の過干渉、親自身が不適切な養育環境で育った背景
- 衛生状態の不良、食事や生活環境の悪化
- こどもの育てにくさ、家にいることの苦痛
- 家庭内のコミュニケーション不足
- 見守り・声かけ・家庭学習の支援不足

【外国人子育て支援に関すること】

- 学習の遅れ、補習や通級指導など学校の個別配慮
- 発達・精神面の課題に対する検査、支援
- 文化・言語・生活ルール、医療機関などの情報不足、日本語サポート

※主な意見を集約して記載しています。

② 取組みや支援の状況

【相談対応・保護者支援・日常的な見守り】

- 相談しやすい関係づくり、必要な関係機関の紹介・情報提供
- 保護者との日常的な情報共有
- 発達課題のあるこどもの見守り・声かけ・傾聴などの日常的な支援
- 家庭訪問や生活面での同行・サポート

【こどもの学習・生活・居場所に関する支援】

- 学校と連携した学習支援、自立支援、登校支援、アウトリーチ※、配食支援
- 安心して過ごせる居場所づくり
- 居場所や外部支援先へのつなぎ
- 家庭教育・進学・就業に関する支援

【関係機関との連携】

- 学校、社協・市役所など関係機関との連携と資源活用
- フードバンク等の生活支援資源の活用

【外国人子育て支援に関すること】

- クリスマス会などのイベント開催、お互いの国の文化の理解
- 相談機関や利用できる施設の紹介

※アウトリーチ: 支援が必要な人や情報が届きにくい人に、こちらから積極的に働きかけてつながること

※主な意見を集約して記載しています。

③ファミリー・サポート・センターの状況

利用ニーズは増加しているものの、実際に活動できる「まかせて会員」が少なく、人材確保が今後の課題となっています。

利用状況（利用状況の高い順）

利用目的	年間件数 (R5. 4-R6. 3)	利用目的	年間件数 (R5. 4-R6. 3)
保育施設からのお迎え	230	仕事のため・残業のため、預かり	130
塾への送り	223	保育・育児サポート（見守り）	118
小中学校からの迎え	175	外出・リフレッシュのため預かり	101
学童からの迎え	155	保育施設への送り	85

④市や地域、関連団体へ望むこと

【居場所・子育て環境の整備】

- 子育て家庭やこども、不登校・非行傾向のこどもの居場所づくり
- 室内遊び場や一時預かり、未就園児の体験機会の充実

【相談支援・専門職配置の充実】

- 発達・健康相談の強化、心理専門職の配置
- 子育て家庭に必要な情報が届くよう支援情報の周知

【学校・地域・行政の連携強化】

- 学校との連携、学校・教育委員会における福祉理解の促進
- 地域の見守り体制づくり
- 行政及び関係機関との情報共有、連携強化

【地域資源・人材育成・経済的支援】

- 支援したい企業や団体とのマッチング
- 地域人材育成と活動支援
- 貧困対策、費用負担の見直し、アドバイザーの資質向上に向けた取り組み

【外国人子育て支援に関すること】

- 異文化交流支援
- 外国人対応窓口・スタッフの整備

【地域や他の団体に望むこと】

- 地域パトロール・交通安全活動などの日常的な見守り
- 公民館・児童館を拠点とした住民参加の活動と孤立防止、地域団体によるこどものイベント協力
- 民生委員による外国人家庭への声かけ・つなぎ
- 商工会・建設業協会・民生委員児童委員協議会、学校教職員、地域住民などの協力
- 専門人材の育成(カウンセリング、自己肯定感を高める、アンガーマネジメント※等)

※アンガーマネジメント: 怒りの感情を抑え込むのではなく、適切に理解し、コントロールするための考え方や方法

※主な意見を集約して記載しています。

困難を抱える若者を支援している団体への調査(こども・若者計画策定時の調査)

①若者自身に関する課題

- 市内(身近)に相談できる場所・安心してすごせる居場所がない
- 就労機会不足、就労意欲の欠如
- 職場体験や社会人講話など就労準備の機会不足
- 社会とのつながり不足
- 挨拶、マナー、対人スキル(言語・非言語コミュニケーション)を磨く機会が少ない
- 生活リズムが整っていない

※主な意見を集約して記載しています。

②関係機関・支援体制に関する課題

- 複雑化・複合的な課題への一体的・横断的な支援、制度の狭間にいる人への支援
- 支援者のスキル向上
- 関係者間の連携・コミュニケーションの推進
- 多職種連携による包括的支援体制、多角的・機能的な支援の仕組みづくり

※主な意見を集約して記載しています。

青年会への調査(こども・若者計画策定時の調査)

【活動の課題】

- メンバー確保の難しさ、活動場所の不足

【糸満市や他の団体と連携して取組んでいること】

- ボランティア活動、子どもや高齢者との交流活動

【青年会について、多くの若者の参加や活動の促進、影響力を発揮していくために必要なこと】

- 活動の広報・PRの強化
- 若者が参加しやすい仕組みづくり
- 他団体や学校等との連携

【糸満市や他の団体と連携して取組みたいこと】

- イベントや祭り、ボランティア活動
- 防災・地域安全活動
- 世代を問わない交流活動への取組み
- 若者の相談支援(居場所・キャリア・こころの健康など)

【若者が「自分らしく幸せに生活していく」ために、市に期待する支援】

- 若者が集まり交流できる居場所やコミュニティづくり
- 文化・スポーツ・地域活動など、活躍や挑戦の機会の提供

※主な意見を集約して記載しています。

6 若者の意見聴取

(1) ワークショップ

若者のダイレクトな意見を把握し、計画策定に反映するために糸満市こども・若者ワークショップ「高校生と大学生が将来の糸満市を考え／伝える」を実施しました。

①事業概要

テーマ	「糸満市が若者の夢や目標を実現できるまちになるために必要なこと」
日時	令和7年11月22日(土) 10:00~12:00 場所 糸満市役所
目的	「糸満市こども計画(仮称)」の策定にあたり、こどもや若者、子育てに関する取組みをよりよく進めていくために、当事者であるこどもや若者の意見を聞き、計画に反映させる
参加者	糸満市内の在住・在学の高校生や大学生(16歳~27歳) 21名
応募方法	糸満高校、沖縄水産高校の全校生徒へのチラシ配布 糸満市市民活動支援センターのSNSから広報 その他行政や学校各関係者より学生にチラシの案内
共催	タウンクリエイト協同組合

②実施プログラム

1. 個人ワーク(10分)
2. グループ・自己紹介(20分)
3. 各テーブルゆんたく(30分)
 - ・あなたの将来の夢、達成したい目標
 - ・課題や良くしたところ
 - ・あなたの思う理想の糸満市
 - ・理想の糸満市にするためにしてほしいこと
4. 発表(20分)
5. まとめ(20分)



参加者募集チラシ

③ワークショップの結果

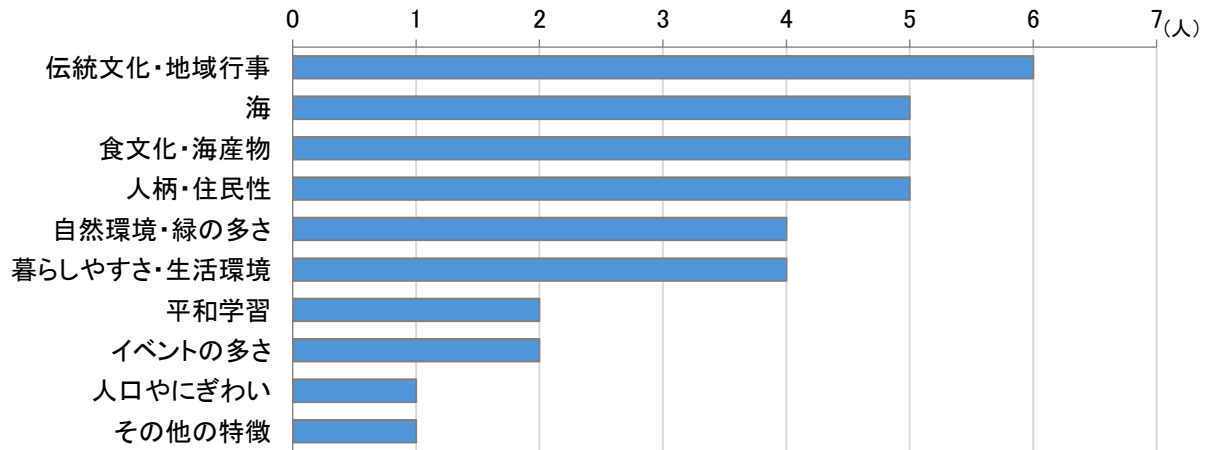
若者から寄せられた将来の夢や目標としては、看護師や薬剤師などの専門職に就くことや資格取得を目指すものが最も多く挙げられたほか、留学、起業、芸術活動、地域貢献など、幅広い進路や希望が示されています。夢や目標の達成に向けた具体的な意見としては、無料の自習室、図書館の活用、奨学金制度などが挙げられました。それらの若者の意見を踏まえつつ、市の取組みとして考えられる補完的な要素として整理しました。

参加者の将来の夢・目標

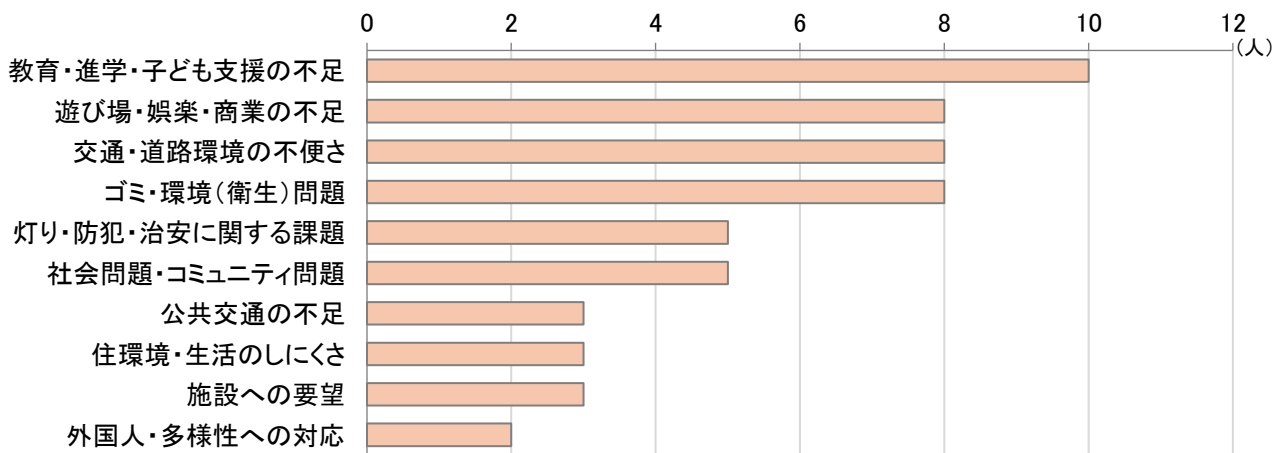
- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・看護師/薬剤師/介護福祉士/建築士/理学療法士/管理栄養士になりたい、資格を取りたい ・福祉関係の仕事をしたい ・英語も話せるツアーガイドになりたい ・製菓の仕事がしたい ・マーケターになりたい ・県外のいい大学に行きたい、志望大学に合格したい ・自分の好きなことがしたい | <ul style="list-style-type: none"> ・大きな商業施設でピアノ演奏がしたい ・アパレルブランドを起業したい ・留学したい ・教師になりたい ・お金持ちになりたい ・糸満市をよくしたい |
|---|---|

若者の夢や目標	夢や目標実現のために若者が取組むこと	夢や目標達成のために若者が市へ望むこと (若者の意見に基づく施策例)
看護師/薬剤師/理学療法士/ 建築士/管理栄養士/教師/介 護福祉士/福祉関係など	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な勉強 ・専門学校、大学で学ぶ ・資格や制度の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習環境のインフラ整備 (学習スペース、図書館へのアクセス、交通) ・奨学金制度 ・資格取得支援 ・情報提供、キャリア相談
県外大学・志望大学へ進学	<ul style="list-style-type: none"> ・受験勉強 ・進学に関する情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・在校生との交流機会創出 ・進学ガイダンス・相談会事業
留学	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・留学費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年海外派遣事業 ・渡航費・準備金等の助成、海外留学奨学金
製菓の仕事 英語も話せるツアーガイド マーケター/デザイナー アパレルブランドの起業	<ul style="list-style-type: none"> ・就労に関する情報収集 ・資格取得 ・店舗や学校で学ぶ ・市場調査や顧客理解など 必要な情報をあつめる 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の充実 ・地元での職業体験の機会提供 ・就職・起業支援 ・人材育成プログラム、資格取得支援 ・キャリア相談窓口 ・地域と連携した交流イベント ・ワークショップ、体験の場創出 ・地域経済活性化と観光産業振興
糸満市をよくしたい	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・若者参加型のまちづくり ・地域活動への助成金
自分の好きなことをしたい	<ul style="list-style-type: none"> ・挑戦、継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・若者が挑戦できるイベントや発表の場の提供

あなたの思う糸満市の「魅力やいいところ」



あなたの思う糸満市の「課題や糸満市をよくしたいところ」



理想の糸満市にするためにしてほしいこと(抜粋)

【交通・施設・市全体】

- ・学生の移動範囲を広げるための交通網全体を拡大してほしい。
- ・いとちゃんバスの本数を増やしてほしい。
- ・道路や歩道の舗装整備と街灯・信号機など設置してほしい。
- ・深夜の警察の見回りを増やして、安全な糸満市にしてほしい。
- ・住んでいて楽しい糸満市にしてほしい。
- ・施設を増やして、人も集めてほしい。

【学び・交流・生活環境など】

- ・進路選択が広がるように、幅広い分野が学べる大学をつくってほしい。
- ・図書館を誰でもアクセスしやすい集う場所にしてほしい。
- ・ボランティアやワークショップなどの機会創出。(ゴミ拾いボランティア、平和ワークショップなど)
- ・「スポーツができる糸満市！」にしてほしい、スポーツの遊具を増やしてほしい。
- ・子供のために遊び場、遊具を増加してほしい。



若者のニーズ・課題の抽出

- ・クラウドファンディングでお金を募って市をよくしてほしい。
- ・観光業を活発にしてほしい。
- ・野良犬や猫の保護やワクチンなどへの対応を考えてほしい。

④参加後の意見(抜粋)

【今日の学びで印象に残ったこと】

- ・糸満市は変わる。
- ・糸満市の将来を考えたこと。
- ・糸満市の課題や理想がはっきり分かった。
- ・図書館などの活用が印象に残った。
- ・他の人の意見を聞いて自分では思いつかなかった意見がたくさんあって学びになった。
- ・ゴミ問題など問題点はたくさんあるので、ボランティアの大切さを深く知ることができた。
- ・自分と同じ「街灯を増やしてほしい」という意見が多くてびっくりした。

【今後のワークショップについて】

- ・大人の方(学生よりも経験、知識のある方)も一緒に討論してみたい。
- ・もう少し話す時間や考える時間が欲しいです。
- ・初めてこのような自分の地域について学校外の人と話し合えてよい機会でした。
- ・自分が興味のあることに携わっている大人や先輩ともっと交流したい。
- ・外国の方と学べるものがあったらいいかと思う。
- ・市民全員の意見を聞ける場所がほしい。
- ・とても楽しかったので、こういう場をもっと増やしてほしいです。
- ・普段関わらない人と意見交換ができる機会が増えてほしい。
- ・今回のゆんたく会みたいな機会がいつでもあると気軽に行きやすい。
- ・他の議題についても話し合ってみたい。



ワークショップの様子

7 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価

※詳細は第3期糸満市子ども・子育て支援事業計画を参照ください。

(1) 幼児教育・保育の量の見込みと実績値の検証

①教育・保育の量の見込み・確保方策・実績値

ア 1号認定+2号認定(教育ニーズ)

令和2年度の申請者数は467人、6年度の申請者数は331人に大きく減少しています。

イ 2号認定(保育ニーズ)

令和2年度から令和6年度まで申請者数は1,700人前後で推移しています。

ウ 3号認定(0歳児、1-2歳児)の確保方策

0歳児の申請者数は令和2年度の323人から令和6年度232人と減少しています。

1-2歳児の申請者数は令和2年度の1,075人から令和6年度1,059人と横ばいで推移しています

②地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業については、いずれの事業においても、就学前児童の減少にもかかわらず、子育て世帯の多様化に伴い、利用ニーズは増加傾向にあります。

(2) 次世代育成支援対策行動計画評価

※詳細は第3期系満市子ども・子育て支援事業計画を参照ください。

① 評価基準

第2期系満市子ども・子育て支援事業計画の各施策について、下記の基準に基づき、庁内各所管課にて評価を行いました。

評価基準(指標の目標(値)に対する達成率)

- 【A】個別目標の達成に向けて大きく進展している(81~100%)
- 【B】個別目標の達成に向けておおむね順調に進展している(61~80%)
- 【C】現状維持(現状維持でやむなしも含む)(41~60%)
- 【D】個別目標達成の進捗状況が停滞している(21~40%)
- 【E】施策自体の見直しが必要である(事業廃止等)(未実施、0~20%)

② 分野別評価一覧

	取組み / 指標				
	A	B	C	D	E
基本目標1 子どもの育ちを保障する教育・保育・子育て支援の 質の向上と体制の整備	37 84.1%	2 4.5%	3 6.8%	1 2.3%	1 2.3%
基本目標2 子どもが健やかに育ち、安心して子育てが行える環 境の整備充実	8 61.5%	1 7.7%	1 7.7%	0 0.0%	3 23.1%
基本目標3 特別な支援が必要な子どもと家庭の支援	34 81.0%	4 9.5%	1 2.4%	2 4.8%	1 2.4%
基本目標4 すべての家庭のニーズに対応した教育・保育と子 育て支援環境の整備	31 70.5%	3 6.8%	3 6.8%	2 4.5%	5 11.4%
全体	110 76.9%	10 7.0%	8 5.6%	5 3.5%	10 7.0%

8 現状・課題の整理

(1) 人口・世帯の状況

糸満市の人口実績は、令和2年の61,938人から令和6年の62,211人までゆるやかに増加していましたが、令和7年には減少に転じています。

令和7年の総人口に占める割合は、年少人口が17.0%、生産年齢人口が59.2%、老年人口が23.8%となっており、令和2年から令和7年までの5年間で年少人口は1.0ポイント減少、老年人口は2.6ポイント増加し、少子高齢化が進行しています。

糸満市の世帯構成をみると、世帯数は年々増加しているものの、一世帯当たりの人員は減少傾向にあり、核家族化が進んでいることがうかがえます。

(2) 就業状況

糸満市の就業状況についてみると、末子の年齢別共働き夫婦の割合は増加傾向にあり、女性の年齢階級別労働力率も上昇していることから、教育・保育ニーズは高まることが予想されます。

産業分類別年齢構成をみると、40歳未満の男性では「公務（他に分類されるものを除く）」「卸売業・小売業」が高い一方で、産業ごとの年齢割合では「農業」「漁業」といった第一次産業の就業が少なくなっています。女性では「医療・福祉」が高く、産業ごとの年齢割合では「情報通信業」で若年層の割合が高くなっています。

就労は生活の基盤であり、経済的安定や社会参加を支える重要な要素であることから、若者の就労支援については、挑戦できる就労機会の拡大など柔軟な働き方の推進が求められます。

(3) 少子化の状況

糸満市の出生数は令和元年の711人から令和6年には524人と、5年間で187人（約26.3%）減少しており、出生率（人口千対）も11.9から8.7へと大幅に低下しています。全国平均（人口千対）5.7、沖縄県平均（人口千対）8.2と比較すると依然として高い水準にあるものの、少子化傾向が加速していることがうかがえます。

糸満市の婚姻数および婚姻率は令和4年まで減少傾向で推移していましたが、令和5年以降は回復の兆しが見られ、令和6年の婚姻率（人口千対）は4.2となっています。しかしながら、令和元年の婚姻率5.3と比較すると依然として低い水準にあり、この背景には、コロナ禍以降、経済的不安定さに加え、ライフスタイルの多様化や結婚に対する価値観の変化が要因として考えられます。

こうした状況を踏まえ、若い世代が将来に展望を持てる雇用環境の整備や安定した生活基盤の確保、さらには結婚や子育てを望む若者への応援が必要と考えられます。

(4) 母子保健に関する状況

糸満市の各種健康診査受診率は、令和3年以度上昇傾向にあり、特に3歳児健康診査では県や南部保険所平均を大きく上回る受診率となっています。

(5) 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価(子ども・子育て支援事業計画)による状況

①子ども・子育て支援事業

【教育・保育の量の見込み】

教育・保育の量の見込みについて、1号認定+2号認定(教育ニーズ)は量の見込みに対して、実績値が下回っています。一方、2号認定(保育ニーズ)は、量の見込みに対して実績値が上回っており、この要因として、共働き世帯の増加が要因として挙げられます。

3号認定(0歳児)では、量の見込みに対して、実績値が大きく下回っています。3号認定(1-2歳児)では量の見込みと実績値に大きな乖離はみられません。

【地域子ども・子育て支援事業の量の見込み】

地域子ども・子育て支援事業については、いずれの事業においても、就学前児童の減少にもかかわらず、子育て世帯の多様化に伴い、利用ニーズは増加傾向にあります。

令和5年度3月から実施している子育て短期支援事業(ショートステイ)は、令和5年度が2名、令和6年度には4名と増えており、今後も増加することが予想されます。

ファミリー・サポート・センター事業は、利用ニーズが多様化し、現在は、実際に活動できる「まかせて会員」が不足している状況です。

一時預かり事業は、令和2年度以降、在園児対応型以外が増加しており、実施箇所の増加等により確保方策は充足されています。

時間外保育事業は、令和6年度の実施箇所が25箇所に増え、利用人数も増加しています。今後、共働き世帯の増加、正規雇用の増加により、さらに利用ニーズが増えることが予想されます。

放課後児童クラブについては、現在21箇所で開催していますが、定員数を上回る申請者数となっており、地区ごとの状況も含めて、需要と供給の見直しが必要と考えます。

②次世代育成支援対策行動計画評価

全143の取組みのうち、A評価(個別目標の達成に向けて大きく進展している)が76.9%となっています。

進捗状況E(施策自体の見直しが必要である(事業廃止等))の項目をみると、子育て支援ネットワーク会議、専門部会の開催、また放課後や長期休業時のこどもの居場所に関する取組みなどが挙げられ、今後の方向性についてあらためて検討することが必要と考えます。

(6) アンケート調査結果による状況

①子ども・子育て支援事業計画関連調査

教育・保育施設の利用状況について、前回調査結果と比較し、0歳から3歳児の施設利用率は増加しているものの、施設利用の利用地区と希望地区には乖離が生じており、地域により需要と供給のミスマッチが起きています。

放課後児童クラブについては、就学前児童調査結果及び就学児童調査結果から、今後も事業ニーズは拡大していくことが予想されます。

また、教育・保育施設調査では、施設運営上の課題として「人材確保」に対する回答が多く、糸満市の教育・保育に対して望む支援、優先的に実施すべき施策としても「人材確保」に対する意見が多く挙げられており、引き続き、保育士確保に向けて取り組んでいくことが必要となります。

②次世代育成支援行動計画関連調査

糸満市の子育て満足度を見ると、就学前児童、小学生ともに満足度は増加しており、今後も各種子育て施策を積極的に推進していくことが重要です。

また、子育てに関する相談先の有無では、就学前児童保護者の約1割が「いない/ない」と回答しており、核家族化も一要因と考えられます。引き続き相談支援に関する情報発信や地域における子育て支援等に取り組むことが重要と考えられます。

③こどもの貧困対策計画関連調査

暮らしの状況について、「対象者全体」、「ひとり親世帯」、「低所得者」でみると、特に「ひとり親世帯」の暮らしの状況が苦しいことが分かります。

また、「ひとり親世帯」では、お子さんを「病院や歯医者で受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかった」という回答が高くなっており、理由の一つには「連れていく時間がなかったから」が挙げられ、ダブルワーク、トリプルワークなども要因と考えられます。このことから、ひとり親世帯の経済的支援に加え、就業支援も重要と考えられます。

④子ども・若者の意識と生活に関するアンケート調査

小学5年生、中学2年生への調査

居場所について、小学5年生では家庭（親せき含む）が最も多く約8割、中学生ではインターネット空間が約8割を占めています。インターネット空間を居場所とする割合は小学5年生でも約6割にのぼり、SNS等を通じた犯罪の増加を踏まえると、ネットリテラシー^{*}教育の重要性が高まっています。

一方で、家庭が居場所になっていないと回答したこどもも一定数存在おり、親子関係の不和や虐待・暴力、友人関係の悩み、学習面でのつまずきなどが背景として考えられます。こうした状況を踏まえると、こども一人ひとりに寄り添った居場所づくりが求められています。

※ネットリテラシー：インターネットを利用する上で、情報を正しく見つけ出して理解し、効果的に使用する力

16歳～39歳の若者への調査

居場所について、16歳～39歳の約半数が、普段の生活圏以外にも「居場所が欲しい」と考えており、自由意見でも自習スペースやこどもの居場所を望む意見が多くありました。

このことから、こども・若者が安心して過ごせる「居場所」の整備が重要な課題であり、特に、学習や交流の場としての自習スペース、こどもが自由に活動できる地域拠点などは、世代を問わずニーズが高いことが示されています。

また、結婚や子育てに対しては、経済的負担の大きさや将来の不透明さ、就労の不安定さが大きく影響していることがわかりました。また、若者の幸福感や将来への希望には、自己肯定感や人生設計、経済的安定が強く関係していることも明らかです。

系満市への定住意向は若い世代ほど低く、進学や就職を機に市外への転居を考える若者も少なくありません。若者が結婚や子育て、将来に希望を持てるようにするためには、安定した経済基盤の確保、キャリア形成の支援、人生設計の機会提供、交流の場づくりや自己肯定感を育む体験の充実が求められます。

⑤関係団体への調査

支援が必要なこども、家庭の問題では、親が障がいや病気、生きづらさを抱えている場合が見られます。親の育児放棄やこどもへの無関心といった問題が、児童の不登校につながっている状況や、発達に課題がある児童のケースも多く見受けられ、情報提供や相談支援体制、支援機関への連携等が円滑に行われる仕組みづくりが必要と考えます。

環境づくり、必要な支援では、親子の居場所、こどもの居場所づくり、相談先や支援に繋ぐ仕組みづくりを希望する回答が多くなっています。

また、不登校やひきこもりなどの困難を抱えるこども・若者の支援団体への調査では、人とのコミュニケーションや就労に関する課題が多く挙げられており、加えて、居場所や身近な相談先がないことも挙げられています。

こうした状況から、関係機関との連携や情報共有、学校や地域との連携、その他、専門的な人材をはじめ、人員確保、誰でも相談しやすい相談支援体制の充実が求められています。

(7)系満市こども・若者ワークショップの結果

参加者から将来の夢や目標に関して多様な意見が寄せられました。専門職に就くことや資格取得を目指す声に加え、留学や起業、芸術、地域貢献など幅広い進路や希望が示されています。

課題としては、図書館や無料の自習室など、日常的に利用できる学習スペースの不足や、専門的な分野を学べる大学や専門学校等が存在しないことが挙げられています。

生活環境においては、バスの増便や交通網の拡大といった移動手段の確保、街灯整備や夜間の見回り強化による治安対策、さらにスポーツ・遊び場の拡充など、こども・若者が地域で活動し安心して暮らすための基盤整備も課題として挙げられています。

これらの結果より明らかになった課題を踏まえ、実現可能な取組から優先的に着手し、段階的に改善を図っていきます。

1 基本理念

本市では、第3期子ども・子育て支援事業計画において「地域みんながつながり、「夢と希望」に向かって輝ける子どもを紡ぎ育てる史都 系満」を掲げ、各種施策に取り組んできました。

こうした中、国の「こども大綱」では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が目指されており、社会全体でこども・若者を支援していくことが求められています。

本計画は、第3期子ども・子育て支援事業計画を包含し、その基本理念を基盤としつつ、国の「こども大綱」等を踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現に向けた着実な取組を推進するため、次の通り基本理念を定めます。

系満市こども・若者計画 基本理念

**地域みんながつながり、「夢と希望」に向かって
こども・若者が輝くまち 系満**

こども・若者施策の共通の基盤となる取組みと推進主体

本計画では、こども・若者が自らの意見を表明しやすい環境を整備し、その声を施策に反映させる取組を進めるとともに、社会参画への理解と機会の充実を図ります。

こども・若者を支援の対象としてだけでなく、現在および未来の社会を構成する担い手として位置づけ、その成長を社会全体で支えられるよう、市だけでなく、民間活力や国・県の支援も活用しながら、市民、地域団体、企業、関係機関等と連携し、多様な主体の参画のもと、地域全体で取組を推進していきます。

2 施策の方向性

本計画の個別施策の実施にあたっては、「第3期系満市子ども・子育て支援事業計画」で示された3つの施策の方向性を基本として、総合的なこども・若者施策の展開を図ります。

施策の方向性1 ライフステージを通じたこども・若者施策の推進

子育ては、こどもの誕生前から始まり、大人になるまで続くという認識のもと、すべてのこどもを望む人が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、ライフステージを通じた切れ目のない支援の充実を図ります。

また、次代を担うこども・若者が健やかに成長し、家庭環境や抱える困難によって将来の選択肢を狭めることなく、自ら選択をしてチャレンジできるよう、関係機関や地域と連携して一体となって支援を進めます。

施策の方向性2 ライフステージ別のこども・若者施策の推進

子育ての当事者の視点を尊重し、結婚、妊娠・出産、子育て、教育といったそれぞれのライフステージや環境に応じた様々な支援を行います。

また、こどもや若者が、乳幼児期から学童期、思春期、青年期にかけて自発的に学び、考えることのできる環境の整備とともに、悩みや問題を抱えるこども・若者に寄り添い、安心して相談や支援を求めることができる体制の整備を進めます。

さらに、若者が将来への展望を持ちながら安定した生活基盤を築き、希望するライフステージへと踏み出せるよう、就労支援や雇用環境整備、多様な働き方の推進など、経済的自立に向けた取組を進めます。また、結婚を希望する方が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、関係機関と連携した支援体制の充実を図り、若者の自立と家庭形成を総合的に支援します。

施策の方向性3 子育て当事者への支援施策の推進

子育て当事者が、こどもを産み育てることを経済的理由等で諦めることなく、仕事と育児を両立し、地域でサポートを受けながら、安定した生活を送れるよう経済的支援や子育て支援等の充実を図ります。

3 施策体系

基本理念	施策の方向性	施策
<p>地域みんながつながり、「夢と希望」に向かって子ども・若者が輝くまち系満</p>	<p>子ども・若者施策の推進 ライフステージを通じた</p>	<p>(1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 (2) 多様な体験、活躍できる機会づくり ① 体験活動の推進、生活習慣の形成 ② 子どもまんなかまちづくり ③ 子ども・若者の可能性を広げていくための環境整備と機会づくり (3) 子ども・若者への切れ目のない保健・医療の提供 (4) 子どもの貧困対策 (5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援 (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 (7) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組</p>
	<p>子ども・若者施策の推進 ライフステージ別の</p>	<p>(1) 子どもの誕生前から幼児期まで ① 妊娠期から出産、幼児期までの切れ目ない支援 ② 幼児期のこどもの成長の保障と遊びの充実 (2) 学童期・思春期 ① こどもの教育環境づくりの推進 ② こどもの居場所づくりの推進 ③ 困難な状況に応じた支援 (3) 青年期 ① 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 ② 結婚を希望する方への支援</p>
	<p>子育て当事者への支援施策の推進</p>	<p>(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 (2) 地域子育て支援の推進 (3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進 (4) ひとり親家庭への支援</p>

4 計画全体の成果指標

本計画の計画期間である令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間に、基本理の達成度を評価するため、令和5年度に実施した市民アンケートの結果を踏まえ、下記のとおり成果指標と、令和 11 年度までに達成すべき目標値を設定します。

計画全体の成果指標

指標項目	現状値 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)	参考値
「今、自分が幸せだ」と思うこと もの割合(幸福感)	(小5)91.37%	93%	R6 県現状値 (小)92.2%
「今の自分が好きだ」と思うこと もの割合(自己肯定感)	(小5)66.50%	80%	R6 県現状値 (小)69.8%
自分は役に立つと感じると思うこ どもの割合(自己有用感)	(小5)59.90%	80%	-
「自分には話せる人がいる」とい うこともの割合	(小5)63.33%	80%	R6 県現状値 (小)64.1%
思ったことや意見を市役所に伝 えたいこともの割合	(小5)19.80%	70%	-
「自分の将来について明るい希 望を持っている」と思うこともの 割合	(小5)73.33%	80%	R6 県現状値 (小)78.8%
子育てに関する相談先の有無	95.20% (就学前児童保護者) 88.86% (就学児童保護者)	現状維持 (就学前児童保護) 95%以上 (就学児童保護者)	R5 県現状値 87.9%
「子育てを楽しんでいると感じることが 多い」と思う保護者の割合	95.10% (就学前児童保護者) 94.43% (就学児童保護者)	現状維持 (就学前児童保護者) 現状維持 (就学児童保護者)	-
住んでいる地域の子育て環境や 支援への満足度	67.15% (就学前児童保護者) 77.57% (就学児童保護者)	73% (就学前児童保護者) 83% (就学児童保護者)	-

5 進捗を測る指標

(1) 目標指標

本計画の計画期間である令和8年度から令和11年度までの4年間に、基本理念の実現に向けた進捗を評価するため、次の重要施策について、達成すべき目標値を設定します。

①ライフステージを通じた子ども・若者施策の推進(施策1~49)

施策No	指標項目	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)	所管課
子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等(1~3)				
1	子どもの権利に関する周知・啓発パネル展の実施	未実施	実施	子ども未来課
4	いといとゆんたく会議への学生の参加数	15人	30人	市民生活環境課
多様な体験、活躍できる機会づくり(4~14)				
5	姉妹都市・友好都市との青少年交流	4回	4回	生涯学習課 観光・スポーツ振興課 政策推進課
7	関係団体との協働による収穫体験	実施	実施	農政課
8	糸満市市民提案型まちづくり事業 学生提案型応募者数	未実施	6団体	市民生活環境課
子ども・若者への切れ目のない保健・医療の提供(15~19)				
17	朝食を食べる子どもの割合	(小6)83.5% (中3)81.0%	増加	健康推進課
17	肥満傾向にある子どもの割合	(男子)16.3% (女子)12.7%	減少	健康推進課
子どもの貧困対策(20~25)				
20	子どもの貧困対策支援員配置人数	4人	5人	子ども未来課
21	子どもの居場所の設置箇所数	6箇所	9箇所	子ども未来課
障がい児支援・医療的ケア児等への支援(26~35)				
33	障がい児を受け入れている教育・保育施設数、放課後児童クラブ数	29/58園 16/21クラブ	全園 全クラブ	保育子ども園課 子ども未来課
35	特別支援教育指導コーディネーターの常時配置	1人	2人	学校教育課
35	特別支援教育支援員の配置数	29人	34人	学校教育課

児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援(36~43)				
37	養育支援訪問事業の利用人数(実人数)	12人	16人	こども家庭センター
38	子育て世帯訪問支援事業の利用人数(延べ人数)	未実施	100人	こども家庭センター
39	親子関係形成支援事業の利用人数(実人数)	未実施	20人	こども家庭センター
40	子育て短期支援事業の利用人数(延べ人数)	12人	18人	こども家庭センター
43	ヤングケアラー研修受講者数	55人	80人	こども家庭センター
こども・若者の自殺対策、犯罪などからこどもを守る取組(44~49)				
44	児童・生徒へのアンケートの実施校	全小中学校	現状維持	学校教育課

②ライフステージ別の子ども・若者施策の推進(施策50~103)

施策No	指標項目	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)	所管課
こどもの誕生前から幼児期まで(50~81)				
52	妊婦等包括相談支援事業 (延べ利用数)	1,165回	1,863回	こども家庭センター
55	産後ケア実施件数(延べ利用日数)	231日	918日	こども家庭センター
58	乳児家庭全戸訪問対象者のうち 会えた率	95.70%	100%	こども家庭センター
59	乳幼児健康診査の受診率 (乳児、1歳半、3歳)	乳児:90.4% 1歳半:93.1% 3歳:95.1%	100%	こども家庭センター
59	乳幼児健康診査未受診者で心身・養 育状況を把握した割合	46%	100%	こども家庭センター
62	3歳児健診でむし歯のある者の割合	14.3%	10%	こども家庭センター
64	母子保健推進員の確保人数	28人	30人	こども家庭センター
66	乳児等通園支援事業(こども誰でも通 園制度)の定員数	0人	19人	保育こども園課
76	教育・保育施設の待機児童の解消	15人	0人	保育こども園課
学童期・思春期(82~98)				
83	中学校卒業後の進路未決定率	1.63%	1.50%	学校教育課
90	こども・若者の学習スペースがある公 共施設	1施設	3施設	こども未来課 庁内関係部署
92	放課後児童クラブ受入定員数	899人	966人	こども未来課
92	放課後児童クラブの待機児童数	112人	0人	こども未来課
92	放課後子ども教室の実施箇所	1箇所	5箇所	生涯学習課
92	放課後子ども教室と放課後児童クラ ブの連携・交流型の実施箇所	1箇所	3箇所	生涯学習課 こども未来課
93	放課後児童支援員等資質向上研修 会参加数(実人数)	62人	70人	こども未来課
98	拠点型こどもの居場所設置箇所の 設置数	2箇所	2箇所	こども未来課
青年期(99~103)				
99	真栄里地区における企業誘致の推進	実施	実施	真栄里地区事業 推進課

③子育て当事者への支援施策の推進(施策 104~125)

施策 No	指標項目	現状値 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)	所管課
子育てや教育に関する経済的負担の軽減(104~108)				
107	奨学金給付・貸与事業の周知	実施	実施	教育総務課
108	沖縄県バス通学費等支援事業(中高生通学バス利用の無料化)の周知	実施	実施	市民生活環境課
地域子育て支援の推進(109~114)				
110	利用者支援事業実施箇所	2箇所	2箇所	保育こども園課 こども家庭センター
113	ファミリー・サポート・センター まかせて会員数	70人	130人	こども未来課
114	地域子育て支援ネットワーク会議の 開催数	0回	1回	こども未来課
共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進(115~119)				
116	子育て支援センターイベントへの 父親参加者(延べ人数)	360人	450人	こども未来課
117	男性の育児休業取得率	未実施	40%	こども家庭センター
118	病児・病後児保育事業の利用人数	312人	350人	保育こども園課
ひとり親家庭への支援(120~126)				
119	ひとり親家庭生活支援事業支援世帯数	5世帯	5世帯	こども未来課
124	公正証書等作成補助を活用した世帯数	1世帯	3世帯	こども未来課
125	高等職業訓練促進給付金支給者数	11人	20人	こども未来課

(2) 参考指標

計画期間中において、本市における子どもや子育て世帯の置かれた現状等を把握するため、次の通り参考指標を設定します。参考指標と各施策の実施状況により、計画の進捗状況を確認します。

① ライフステージを通じた子ども・若者施策の推進(施策 1~49)

施策 No	指標項目	現状値 (R5 年度)	所管課
子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等(1~3)			
3	子どもまんなか児童福祉週間推進の取組	実施	子ども未来課
多様な体験、活躍できる機会づくり(4~14)			
6	深夜徘徊の防止、ちゅらさん運動推進の取組	1回	青少年センター
11	子育て支援改修等工事への助成件数	0件	まちづくり課
12	企業ミッション型PBL授業(課題解決型学習)の実施	市内全中学校	生涯学習課
13	男女共同参画に関する講演会等参加者人数	68人	政策推進課
子ども・若者への切れ目のない保健・医療の提供(15~19)			
17	教育・保育施設、小中学校での食育に関する講習会の開催	教育・保育施設:5回 小中学校:192回	給食センター 保育子ども園課
子どもの貧困対策(20~25)			
20	子どもの貧困対策支援員の支援を受けた人数	209人	子ども未来課
24	学習支援ボランティアの実施回数	98回	学校教育課
障がい児支援・医療的ケア児等への支援(26~35)			
26	健診事後教室への参加人数(延べ数)リピート率(3回以上参加した率)	26.9%	子ども家庭センター
27	親子通園事業の参加組数(延べ数)	534組	子ども未来課
28	発達相談実件数	1,087件	子ども家庭センター 保育子ども園課 学校教育課
29	障がい児を持つ親の集いの開催回数	7回	障害福祉課
29	ペアレント・プログラムの実施回数	12回	障害福祉課
30	基幹相談支援センター等での障がい児の相談対応件数	130件	障害福祉課
30	就学支援保護者説明会の参加者人数	69人	学校教育課
31	日中一時支援事業契約事業所数	32箇所	障害福祉課
34	保育の質の向上研修(発達支援研修等)の開催	実施	保育子ども園課

児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援(36~43)			
36	乳幼児健診時の気になる子への支援件数	344 件	こども家庭センター
43	ヤングケアラー研修開催数	2 回	こども家庭センター
こども・若者の自殺対策、犯罪などからこどもを守る取組(44~49)			
47	地域安全マップの作成(幼児教育・保育施設)	74%	保育こども園課
49	相談機関におけるひきこもり相談件数	8 件	社会福祉課

②ライフステージ別のこども・若者施策の推進(施策 50~103)

施策 No	指標項目	現状値 (R5 年度)	所管課
こどもの誕生前から幼児期まで(50~81)			
50	妊産婦におけるサポートプランの作成件数及び作成対象割合	115 件 100%	こども家庭センター
53	妊婦一人当たりの平均受診回数	12.4 回/人	こども家庭センター
53	産婦一人当たりの平均受診回数	1.8 回/人	こども家庭センター
54	妊娠中の妊婦の喫煙率	2.60%	こども家庭センター
56	マタニティ教室の実施回数	10 回	こども家庭センター
56	マタニティ教室へのパートナーの参加率	53.50%	こども家庭センター
60	さくらんぼ教室(多胎児の親の集い)開催数	2 回	こども家庭センター
63	MR1 期の接種率	96.20%	健康推進課
65	保育・教育施設へのAEDの設置率	56.90%	保育こども園課
67	就学前教育・保育カリキュラムの作成	未作成	保育こども園課
68	自己評価システムがある特定教育・保育施設及び地域型保育事業所の割合	100%	保育こども園課
70	認可外保育施設への給食費の助成、保育料無償化、障がい児保育事業の実施率	100%	保育こども園課
71	保育の質の向上研修の開催数	17 回	保育こども園課
72	学びの基礎力育成支援事業実施園数	小学校 10 幼児教育施設 32	学校教育課
73	合同情報交換会の開催率	全小学校実施	学校教育課
73	地域自立支援協議会子ども・療育部会の開催数	4 回	障害福祉課

75	地域型保育事業と教育・保育施設等の職員間の情報交換の場の確保	実施	保育こども園課
78	アレルギーに関する講習会開催数 (教育・保育施設等)	6回	保育こども園課
79	子ども・子育て会議の開催数	6回(予定)	こども未来課
80	糸満市幼児教育推進計画関連の取組	実施	学校教育課
81	ブックスタート参加者数	552組	生涯学習課
学童期・思春期(82~98)			
84	コミュニティ・スクールの実施率	小学校 6/10校 中学校 6/6校	学校教育課
85	給食材料への地元農産物・水産物の利用	実施	給食センター 保育こども園課
86	学校栄養士配置数	3人	給食センター
87	児童センター利用延べ人数	28,942人	こども未来課
89	糸満市学習等支援事業 支援を受けた者の数	30人	こども未来課
93	放課後児童支援員の研修会開催数	32回/年	こども未来課
94	放課後子ども教室支援員ボランティアの確保	6人	生涯学習課
96	スクールカウンセラー配置率	小学校 6/10校 中学校 6/6校	学校教育課
97	教育支援室(とびうお教室)で支援した児童・生徒数	12人	学校教育課
98	拠点型こどもの居場所利用件数	1,464件	こども未来課
青年期(99~103)			
100	でじたる女子プログラム修了認定者の就労率	44%	政策推進課
101	若者の雇用促進に向けた情報の周知	実施	商工水産課
102	ワーク・ライフ・バランス認定※市内企業数 ※ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に積極的に取り組む企業を『沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業』として認証登録する制度	3社	商工水産課
103	結婚や出会いに関する情報提供	未実施	庁内関係部署

③子育て当事者への支援施策の推進(施策 104~125)

施策 No	指標項目	現状値 (R5 年度)	所管課
子育てや教育に関する経済的負担の軽減(104~108)			
104	多子世帯の市営住宅入居優遇で入居した世帯数	0 世帯	まちづくり課
105	教育・保育施設等を利用する多子世帯への 広報等の周知	2 回	保育子ども園課
地域子育て支援の推進(109~114)			
109	地域子育て支援拠点施設の利用者数(延べ数)	17,073 人	子ども未来課
111	子育て情報の発信 (広報、ホームページによる情報発信(毎月))	広報:実施 HP:実施	子ども未来課 保育子ども園課
112	認定子ども園での子育て支援事業の実施	全園	保育子ども園課
共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進(115~119)			
115	(再掲)ワーク・ライフ・バランス認定市内企業数	3 社	商工水産課
ひとり親家庭への支援(120~126)			
123	ひとり親家庭等認可外保育施設利用料免除件数	2 人	子ども未来課

1 ライフステージを通じたこども・若者施策の推進

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

施策1：こどもまんなか社会の実現に向けた機運醸成（全部署）

こどもまんなか社会の実現のためには、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で理解・共有したうえで、こども・若者や子育て当事者の視点を尊重し、その意見をこども・子育て施策に反映させていくことが必要です。そのためには、こども・若者が、自らの意見を形成し、表明することで、主体的に社会に参画できるよう環境づくりを行っていくことが重要です。

全部署でこども・若者からの意見聴取及び施策へ反映していくことの理解を深めるとともに、こども・若者の目に触れやすい媒体や多様な手段、ルートを活用するなど、こども・若者に情報が届くよう発信し、その意見を聴き、施策に反映させる取組を進めます。

施策2：こどもまんなか応援サポーター活動の推進（全部署）

こども・若者のために何がもっともよいことを常に考え、こども・若者が健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、こども・若者が健やかで幸せに成長できる社会の実現のため、こども・子育て施策の発信に取組みます。

施策3：こどもまんなか 児童福祉週間の推進（こども未来課）

「こどもまんなか児童福祉週間」の推進のため、鯉のぼり掲揚式の実施や「児童福祉週間」標語募集等の取組を通して、こどもたちの健やかな育成について社会全体で考える機運の醸成を図ります。

施策4：こども・若者を対象とした意見聴取の取組(全部署)

こども・若者の意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益を優先し、系満市が「若者の夢・目標を達成できるまち」となるよう、「いといとゆんたく学生会議」等の取組により、こども・若者からの幅広い意見聴取を推進していきます。

(2) 多様な体験、活躍できる機会づくり

①体験活動の推進、生活習慣の形成

施策5：多様な交流の推進（生涯学習課）

こどもや若者が交流体験を通して、異なる生活文化や価値観を理解し、協調性や社会性を育むことで将来の系満市を担う人材となるよう、青少年の交流の拡充・創出を図ります。

施策 6：基本的な生活習慣の形成（生涯学習課、保育こども園課、学校教育課、健康推進課、こども未来課）

こどもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動とバランスの良い食事、十分な睡眠が必要です。「早寝・早起き・朝ごはん」の推進やあいさつの奨励に取り組むとともに、スマートフォンやゲーム機等の適切な利用に関する広報啓発に取り組むことで、生活リズムや基本的な生活習慣の形成・定着を図ります。

施策 7：関係団体との協働による収穫体験（農政課）

関係団体との連携により、こども園でのゴーヤー及びニンジンの栽培・収穫体験、小学校におけるパッションフルーツ収穫体験や出前講座等の実施により、産地ブランドの確立や消費拡大、地産地消を図るとともに、こども・若者の創造力や好奇心を育みます。

施策 8：糸満市市民提案型まちづくり事業（市民生活環境課）

それぞれの活動を通じて住みやすい地域社会実現のために、地域の活性化や課題解決を目的として市民が自主的に取り組むまちづくり事業について、学生提案型（小学生～大学生）の枠を設け、広く周知し、自らの行動によって地域や社会に働きかける経験を通じ、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高める取り組みを進めます。

②こどもまんなかまちづくり

施策 9：子育て家庭に配慮したバリアフリーの推進（全部署）

沖縄県福祉のまちづくり条例に基づいたバリアフリーの推進を図るとともに、公共施設等において、こどもサイズの便座、ベビーベッドやトイレ個室のベビーチェア、授乳室の設置など、子育て家庭が安心して利用できる施設等の整備を推進します。

施策 10：安全な道路、交通環境の整備充実（建設課）

道路整備については、ユニバーサルデザイン^{*}化や自転車利用を考慮するとともに、道路美化ボランティア制度を活用した道路美化・清掃活動等による安全で快適な道路環境整備に努めます。

^{*}ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

施策 11：子育て世代を支える住まいづくり（まちづくり課）

子育て世帯が快適に安心して暮らせる住環境の整備のため「糸満市住宅リフォーム支援事業」による子育て支援改修等工事への支援を継続して実施します。

③こどもの可能性を広げていくための環境整備と機会づくり

施策 12：企業ミッション型PBL授業（課題解決型学習）への取り組み支援（生涯学習課）

企業ミッション型PBL授業（課題解決型学習）を実施する学校に対して支援を行い、こども達が課題に対して自ら解決を図ることで、地域社会との繋がりや自己有効感を育みます。

施策 13：第 3 次系満市男女共同参画計画の推進（政策推進課）

第 3 次系満市男女共同参画計画～いちまん VIVO（ビボ）プラン～では、総合計画の目指すまちの姿のひとつである「支え合って共に生きる平和のまち・系満市」を本計画の「まちの将来像」と位置づけ、人権を尊重し、互いの違いや多様な生き方を認め合い、男女共同参画社会の実現に向けた意識向上を促進します。

施策 14：系満市教育振興基本計画の推進（教育委員会）

系満市教育振興基本計画に基づき、こどもを権利の主体として捉え、こどもの最善の利益が第一となるよう、支援を必要としているこどもたちに確実に支援を届けられる体制の構築、どのような状況に置かれていてもこどもたちが質の高い教育を受けることができる環境の提供に取組み、こどもたち一人ひとりの成長と豊かな人生の実現を後押しします。

(3) こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供

施策 15：適正受診の促進に向けた取組み（こども未来課）

本県は、小児科を標榜する医療機関や小児科医の数が全国に比べ少ない一方、救急病院への休日・夜間の受診者数に占める小児患者の割合が高く、小児救急医療が慢性的にひっ迫している状況にあります。また、15 歳以下のこどもの医療費を助成することも医療費助成は、助成額が年々増加傾向にあり、安定した制度運営を行っていくための取組が求められています。

小児救急医療体制の確保や医療費助成制度の安定的な運営のため、「子ども医療電話相談事業（#8000）」や「かかりつけ医」の活用等に関する周知等、「適正受診」の促進の取組を継続して実施します。

施策 16：思春期のこどもの保健指導の充実（学校教育課）

思春期は、生涯にわたって健康的な家庭生活を送るための準備段階の時期であり、各学校において、こどもの発達段階に応じて健康づくりや性、エイズ等に対する正しい知識を持たせるとともに、妊娠、出産、育児等について健康教育の充実を図ります。

施策 17：食育の推進（健康推進課、こども未来課、保育こども園課）

将来の食習慣の基礎を作ることは重要であるため、妊娠期（胎児期）から始まる規則正しい食生活の実践やこどもの生活リズムを整えるなど、「できることから始めよう、みんながつながる食育のわ」を基本理念とし、食育推進を市民全体（家庭・地域・関係者・行政）で取組んでいきます。

また、乳幼児期から学齢期への発育・発達の過程に応じ、離乳食・幼児食を始めとする食習慣の確立、食事の準備や食材との触れ合い等、家庭や地域、関係機関と連携しながら、様々な取組や指導を行います。

施策 18：「健康いとまん 21」（第 3 次計画）の普及啓発の推進（健康推進課）

「健康いとまん 21」第 3 次計画の取組において、糸満市のすべての親と子が健やかで心豊かに生活できる環境づくりに向けて、関係団体と連携を密に取組んでいきます。

施策 19：母子保健情報のデジタル化（こども家庭センター）

電子母子健康手帳アプリの充実等、母子保健事業のデジタル化の促進等について、県や国の動向も踏まえながら取組んでいきます。

（4）こどもの貧困対策

施策 20：こどもの貧困対策支援員の配置（こども未来課）

地域におけるこどもの貧困の現状を把握し、こどもの居場所や学校、関係機関等との情報を共有しこどもの支援に繋げるため、各中学校区に子ども支援サポーター（こどもの貧困対策支援員）を配置します。

施策 21：こどもの居場所作りの推進（こども未来課）

こどもが安心して過ごせる場所を確保し、食事の提供や生活指導、学習支援、キャリア形成支援等を行います。また、自治会や民間団体等を主体とした、こどもの居場所作りを推進します。

施策 22：居場所の連絡会の実施（こども未来課）

こどもの居場所の運営者同士や関係機関等との連携強化、こども支援に協力する企業とのネットワークづくりを推進し、居場所の効果的・効率的な実施につなげます。

施策 23：就学援助及び特別支援教育就学奨励費事業（学校教育課）

経済的理由によって就学困難と認められるこどもの保護者に対し、医療費の援助や学用品、修学旅行費等の必要な援助を行う事業で、義務教育の円滑な実施のため、本事業の周知に努めます。

施策 24：学習支援ボランティア事業（学校教育課）

授業におけるティームティーチング※により、学習の遅れのあるこどもや日本語教育の支援が必要な在留外国人のこどもについて、きめ細かな個別の指導を行い、確かな学力を育み、学校における居場所づくりを進め、将来に夢や希望がもてるよう取組みます。大学生ボランティアや退職教諭等の学習支援ボランティアを活用し、事業の充実を図ります。
※ティームティーチング：複数の教員がティーム(チーム)となって実施する指導方法

施策 25：糸満市子どもの未来応援基金（こども未来課）

全てのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、自らの未来に夢と希望を持ち、こどもの健全育成を社会全体で支えるため、糸満市子どもの未来応援基金を活用した取組を推進します。

(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

施策 26：わくわくキッズクラブ（こども家庭センター）

乳幼児健診にて早期発見された発達が気になる子や育児不安等のある保護者に対して、経過観察の場としてこどもの特性を保護者と共有し、気づきを支えるとともに、発達支援が必要な子については、早期に適切な支援へつなげるよう取り組みます。

施策 27：親子通園事業の充実（こども未来課）

早期支援の充実をめざし、診断の有無に関わらず、発達支援が必要な子及びその保護者に対し、配慮された丁寧な保育を通し、母子愛着の形成や発達の育ちを支えるとともに、保護者同士が支えあい、こどもの特性受容が促されるよう支援します。また、就園に際し、適切な就園先を一緒に考え、移行支援の充実を図ります。

施策 28：発達相談の充実（こども家庭センター、保育こども園課、学校教育課）

乳幼児健診時の要経過観察児や、教育・保育施設、学校施設で発達が気になるこどもやその保護者に対して、心理士等による発達の検査と発達に応じた相談・助言を継続して実施します。

施策 29：障がい児や障がい児のいる親が集える場の確保（障害福祉課）

相談支援事業所や西崎特別支援学校と連携を図り、障がい児を持つ親が集い、親同士の相談や情報交換、交流を行う集いの場の確保に努めます。さらに、育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者など、支援者（臨床心理者や保育士など）が効果的に支援できるよう設定されたグループプログラム、ペアレント・プログラムを実施し、障がい児などのいる親が集える場所の確保に努めます。

施策 30：障がい児のいる家庭への相談、情報提供の充実（障害福祉課、学校教育課）

障がいに関するさまざまな悩みの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などをする相談支援事業所の周知、広報に努めます。

福祉サービスや各種制度などの利用支援として、糸満市ウェブサイトには専用ページを作成します。また、頻繁にある制度改正などに対応し常に新しい情報を発信するため、ウェブページの適宜更新に努めます。

施策 31：障害児通所支援の周知、日中一時支援事業の充実（障害福祉課）

障がい児などが利用できる福祉サービス（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など）を提供する事業者や計画相談支援事業者との連携を図り、障がい児にとって必要なサービスが提供されるよう努めます。

また、日中一時支援事業を実施し、障がい児の日中における活動の場の確保に努めます。

施策 32:児童発達支援センターの機能強化（障害福祉課、こども未来課、保育こども園課）

児童発達支援センターの中核的役割や機能強化を図るため、既存の親子通園事業・巡回支援専門員整備事業等とのさらなる連携推進を通じて、地域における障がい児支援の質の向上、及び障がい児やその家族への支援体制の強化に努めます。

施策 33：障がい児保育の充実、放課後児童クラブでの障がい児の受け入れ促進（保育こども園課、こども未来課）

認定こども園等において、ニーズに応じて障がい児や医療的ケア児等の受け入れを行うとともに、障がい児保育等の充実を図るため、保育巡回相談による専門家からの助言及び指導体制の強化を図ります。

また、保育士等の研修を充実させ、障がい児支援の資質向上を図るほか、放課後児童クラブについても、こどもの受け入れを継続し、充実を図ります。

施策 34：支援が必要なこどもに対する保育環境の充実（保育こども園課）

加配保育のあり方や気になる子の保護者への対応等について、さらなる調査・研究・検討を行い、支援を要するこどもに対する保育が充実するように努めます。

施策 35：小中学校での障がい児の支援体制の強化（学校教育課）

支援を要するこどもの自立や社会参加に向けて、学校・家庭・地域・行政が連携して、特別支援教育体制の整備を進め、こども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導や必要な支援を行います。

特別支援教育指導コーディネーターを学校に派遣し、個別支援計画の作成及び個に応じた具体的な学習内容・方法等について指導助言や特別支援教育支援員の配置を進め、個に応じた指導支援を図ります。

（6）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

施策 36：乳幼児健康診査等での早期発見と援助（こども家庭センター）

乳幼児健診時にこどもや保護者に接する中で、虐待の疑いがないか注視するほか、育児不安のある保護者への相談体制を整備します。また、虐待予防に対する健診スタッフ間でミーティングを開催し、受診者の情報共有や対応等の強化を図ります。

施策 37：養育支援訪問事業（こども家庭センター）

児童虐待の発生・再発防止を図るため、養育上の悩みを抱える家庭や、支援が必要でありながら自ら支援を求めていくことが困難な状況である家庭に対して、専門職等が家庭訪問し、養育に関する相談、指導、助言等の支援を実施します。

施策 38：子育て世帯訪問支援事業（こども家庭センター）

育児に困りや不安がある家庭に対し、家事・育児支援としてヘルパー等を派遣し、ヤングケアラーへの支援及び虐待リスク等の高まりを防ぎます。

施策 39：親子関係形成支援事業（こども家庭センター）

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワークを通じて、こどもの心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施することにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

施策 40：子育て短期支援事業（こども家庭センター）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、一定期間、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行うことにより、児童虐待への発展を未然に防止します。

施策 41：糸満市要保護児童地域対策協議会の推進（こども家庭センター）

「糸満市要保護児童地域対策協議会」において、こども家庭センター、教育、医療、保健、福祉及び司法等を含めた関係機関が連携を図り、要保護児童及び要支援児童への適切な対応と早期発見、特定妊産婦の支援の充実を引き続き図ります。

施策 42：里親の推進（こども家庭センター）

何らかの事情により家庭での養育が困難になったまたは受けられなくなったこどもに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境のもとでの養育を提供する里親制度について、様々な媒体を通じて周知広報に努めます。

施策 43：ヤングケアラーへの支援（こども家庭センター）

一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーについて理解を深め、多職種が連携して対応ができるよう、研修を実施します。

(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこどもを守る取組

施策 44：こどもの SOS の出し方に関する教育（学校教育課）

こどもが命の大切さを実感し、社会において直面する困難・ストレスへの対処法を身につけるなど、SOS の出し方に関する教育の実施に向けた環境作りを進めるため、いのちの大切さについての教育を行えるよう教職員の研修に取組むとともに、こどもが悩みを抱えたときに助けを求めることができるように、こどもへのアンケートの実施や SOS の出し方に関するチラシの配布等の取組を行います。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの相談体制について、沖縄県と連携を図っていきます。

施策 45：情報教育の充実（学校教育課）

情報教育支援員を配置し、コンピュータ教室での授業支援や教員への機器の環境設定のアドバイス等もしながら、こどもがコンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段に慣れ親しめるよう、コンピュータ及びICT機器活用、情報セキュリティ、情報モラル等に関する研修会を実施します。また、有害情報に対するフィルタリング※等の対策を講じます。

※フィルタリング：インターネット上の有害情報へのアクセスを制限する仕組み

施策 46：見守り活動の充実（市民生活環境課、学校教育課）

学校の通学、帰宅時間に、PTAや地域団体等の協力による通学路での見守り活動を行い、交通安全の確保に努めます。また、地域防犯パトロールや関係機関と連携し、犯罪を抑止し、安全安心なまちづくりに努めます。

こどもの登下校時に学校、PTA、地域住民、関係機関等と連携し、交通事故防止活動を行います。こどもが犯罪に巻き込まれない為に警察や関係機関等と連携し、地域防犯パトロール等を行い、こどもの安全確保に努めます。

施策 47：地域におけるこどもの安全の確保（学校教育課、保育こども園課）

こどもたちが、自ら地域を歩いて危険箇所や安全な場所等をまとめた「地域安全マップ」を継続的に作成し、マップの情報を地域にも広げ、地域住民に呼びかけて地域環境の改善に取り組むよう図ります。

また、こどもたちの緊急避難場所である「子ども110番の家」の役割や所在地について、こどもたちや保護者に周知します。

施策 48：日本版DBS（保育こども園課、学校教育課、こども未来課）

こどもに接する仕事に就く人に対し、性犯罪歴がないかを確認する制度「日本版DBS」制度の施行に際し、国や県の動向を注視し積極的な導入を実施します。

施策 49：若者の悩みを受け止める環境づくり等の推進(社会福祉課)

失業や離職などの経済的問題やひきこもりなど生活していくうえでのさまざまな問題を抱えた方を対象とした無料相談窓口及び相談員を配置し、関係機関と連携して伴走型支援を行います。

2 ライフステージ別のこども・若者施策の推進

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

①妊娠期から出産、幼児期までの切れ目ない支援

施策 50：こども家庭センターでの切れ目ない支援（こども家庭センター）

「こども家庭センター」において、母子保健と児童福祉の機能の連携を図り、すべての妊産婦、子育て家庭、こどもに対し、妊産婦や出産、こども・子育てに関する相談、虐待や貧困、ヤングケアラーなど困難を抱えたこどもに関する相談に応じ、寄り添いながら支援を実施します。

妊娠初期から子育て期にわたり、妊娠の届出の機会に得た情報をもとに、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別にサポートプランを策定し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目ない支援を実施します。

施策 51：親子健康手帳の活用促進及び母子保健等サービスの周知（こども家庭センター）

安心して出産を迎え、産後に快適な育児生活を送れるよう、親子健康手帳交付時の個別面接にて、妊婦の状況確認を行うとともに、妊娠中の健康管理や手帳の活用方法、母子保健や育児支援サービス等について周知を図ります。

施策 52：妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援)（こども家庭センター）

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐため、伴走型相談支援として面談（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）を実施し、必要な支援に繋がります。

施策 53：妊産婦健康診査受診促進（こども家庭センター）

妊産婦の健康管理のため、妊婦健診14回分及び産婦健診2回分の助成を行い、受診費用の負担を軽減することによって妊産婦健診の受診を促進します。

施策 54：妊産婦への保健指導及び情報提供（こども家庭センター）

妊娠・出産・産後は、短期間に心身の状態が変化する時期であり、母体の健康管理が重要となるので、妊娠期における合併症等の予防やハイリスク群への重症化予防の保健指導を実施します。

施策 55：産後ケア事業の実施（こども家庭センター）

出産後1年以内の母子に対して助産施設等での通所宿泊サービスや助産師による訪問サービスを提供し、産婦の心身のケア、育児相談・助言等を行い産後も安心して子育てができる支援に努めます。

施策 56：マタニティ教室の開催（こども家庭センター）

妊娠中の過ごし方や母体の健康管理について、助産師や保健師、栄養士の保健指導を継続して実施します。また、父親が妊婦体験や沐浴体験等を行うことにより、妊娠・出産・子育てへの理解を深め、妊娠中からの育児参加を促していきます。

施策 57：乳幼児期の栄養講話等の実施（健康推進課）

乳幼児のいる家庭が離乳食・幼児食へスムーズに移行できるよう、必要な知識を習得し、食育推進を通して仲間づくりをしながら地域で安心して子育てができるよう支援します。

施策 58：乳児家庭全戸訪問事業の推進（こども家庭センター）

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うとともに、育児に関して悩みを抱える保護者に対して、助言や子育て支援サービスの情報提供を行うことで、乳児の健康の保持、育児不安の解消及び孤立防止を図ります。

施策 59：乳幼児健康診査の実施（こども家庭センター）

乳幼児の発達段階に応じた適切な指導や支援が行えるよう、乳児、1歳6か月児、3歳児を対象に健診を実施し、母子健康管理システムにより健診結果を管理します。また、健診受診率の向上のため、未受診者の把握と受診勧奨を今後も継続します。

施策 60：多胎児に対する支援（こども家庭センター）

多胎妊産婦サポーターによる外出支援等生活上の困りごとに対する支援と併せて、多胎妊産婦・多胎育児経験者の交流支援の場を設け、多胎妊産婦及びその家族が家庭や地域における孤立感を軽減し、安心して妊娠期から子育て期を過ごせるよう支援します。

施策 61：保育所等に通う乳幼児の健康診査（内科健診・歯科検診）（保育こども園課）

市内教育・保育施設に通う乳幼児に対して、定期的に内科健診及び歯科検診を行い、こどもの健康状態を保護者へ通知し、健康状態の維持及び早期治療につなげます。

施策 62：むし歯予防対策（こども家庭センター）

沖縄県は全国と比較し、乳幼児のむし歯有病者率が依然高い状況が続いているため、認可保育所での歯科検診や健康福祉まつり等の場を活用し、歯の大切さ及びむし歯予防について、引き続き周知・啓発を行います。

施策 63：予防接種（健康推進課）

感染症の発生やまん延を予防し、乳幼児の健康の保持を図るため、予防接種を実施します。また、個人通知や広報紙、乳幼児健診の場で予防接種の普及・啓発を行い、接種率の向上を図ります。

施策 64：母子保健推進員活動の充実（こども家庭センター）

母子の健康保持及び増進を推進するとともに、地域に密着した母子保健の向上を図るうえで重要な役割を担う母子保健推進員の活動の充実を図ります。

施策 65：AED（自動体外式除細動器）の設置（保育こども園課）

市内教育・保育施設に通う乳幼児や放課後児童クラブを利用しているこども、地域の方などに万一の事態が発生した際に備え、AED（自動体外式除細動器）を設置し、迅速な救命措置を行える環境を整えます。

②幼児期のこどもの成長の保障と遊びの充実

施策 66：乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)（保育こども園課）

乳幼児に対して、多様な人と関わる機会等を提供するとともに、保護者の孤立感・不安感の解消や育児負担の軽減、親としての成長等を各家庭の状況等に応じて切れ目なく支援するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園支援を進めます。

施策 67：就学前教育・保育カリキュラムの作成（保育こども園課）

乳幼児の発達や学びの連続性の確保並びに教育・保育施設及び地域型保育事業における質の高い幼児教育・保育の提供を推進するため、就学前教育・保育カリキュラムの作成に取り組めます。

施策 68：教育・保育に関する評価の実施（保育こども園課）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対して、定期的に自ら提供する教育・保育の質の評価を行い、質の向上に努めるよう促します。

施策 69：指導監督の実施（保育こども園課）

特定教育保育施設または地域型保育事業者として、市の条例等を遵守し、良質な教育・保育の提供及び適正な運営が行われるよう、関係書類の検査や立入検査等の指導監督を行います。

施策 70：認可外保育施設への支援充実（保育こども園課）

認可外保育施設に入所しているこどもの健やかな発達・発育を促すとともに、認可外保育施設における安全・衛生環境の向上及び保育に必要な用具の充実等を支援し、入所児童の処遇改善を図ります。

施策 71：教育・保育施設等職員の資質向上（保育こども園課）

教育・保育施設等職員の資質向上を図るため、公立・私立の分け隔てなく連携し、研修を実施します。事例研究や公開保育、交流保育の機会を確保し、教育・保育施設等職員として必要な知識及び技術の向上を図ります。

施策 72：幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続（学校教育課、保育こども園課）

幼児期から児童期への連続したこどもの発達を意識し、遊びを通して学ぶ幼児期の教育から、教科等の学習を中心とした小学校教育へと、こどもの生活や学びが円滑に移行していくよう、市内の教育・保育施設と小学校との合同研修会や交流活動、職員間の相互理解の場の確保を図ります。

施策 73：保幼小の移行支援の充実（保育こども園課、学校教育課、障害福祉課）

こどもの育ちを連続して支援できるようにするための「保育所児童保育要録」・「認定こども園要録」や発達が気になる子のための支援シートを小学校に送付し、円滑な移行を支援します。また、各小学校において、申し送り（情報交換会）を開催し、就学児に関する情報の共有・引継ぎを推進します。

地域における支援体制に関する課題について、地域の実情に応じた体制の整備について協議をするため、地域自立支援協議会の専門部会（子ども・療育部会）を継続して開催します。

施策 74：地域型保育事業者による連携施設の確保（保育こども園課）

地域型保育事業に通う3歳未満のこどもが適切に保育され、3歳到達以降も必要な教育・保育が継続して提供されるよう、地域型保育事業者による連携施設の確保及び3歳以降のすべてのこどもの教育・保育の場の確保を支援します。また、地域型保育事業者と連携施設間において、小学校教育への円滑な接続を念頭に置いた保育の提供が行われるよう促します。

施策 75：地域型保育事業から教育・保育施設等への円滑な接続（保育こども園課）

地域型保育事業から教育・保育施設等へ入園するこども及び保育所から幼稚園等へと入園するこどもに対して、入園先での教育・保育が適切かつ円滑に行われるよう、地域型保育事業、教育・保育施設等の職員間の相互理解の場の確保を図ります。

施策 76：市内教育・保育施設等の待機児童解消と潜在的保育ニーズに対応する保育提供量の拡大（保育こども園課）

待機児童の解消を図るため、保育士の確保・定着に向けた処遇改善及び労働環境の改善、潜在保育士の復職支援など様々な取組により、保育の拡大を行います。

施策 77：こども・子育て支援機能強化・子育て関連施設の環境改善（こども未来課、保育こども園課）

こども・子育て支援事業債を活用し、公設の認定こども園や児童センター等の福祉施設、児童クラブや子育て支援センター等の子育て関連施設について、機能強化及び環境の改善に努めます。

施策 78：食物アレルギーのあるこどもへの対応（保育こども園課）

教育・保育施設や地域型保育事業において、食物アレルギーのあるこどもに対応した給食の提供を実施するとともに、施設全体でアレルギー対応が図れるよう、アレルギーに関する知識の習得及び情報の共有に努めます。

施策 79：子ども・子育て会議（こども未来課）

本市の教育・保育施設におけるサービス・質の向上を促進するため、子ども・子育て会議を開催し、子育て支援事業等の取組や見直し、事業の進捗状況の確認や今後の対策について審議します。事業の進捗状況については、PDCAサイクル※を用いて評価し、取組の改善や計画の見直しなど推進体制の強化を図ります。

また、子育て支援に関する課題は多岐にわたることから、支援に関わる庁内関係課、事業者・団体等へのヒアリングや情報交換等の取組を通して、子育て施策の推進と質の確保・向上への取組を強化します。

※PDCAサイクル：計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)の4つのプロセスを順に繰り返し、業務改善や品質向上を継続的に進める仕組み

施策 80：系満市幼児教育推進計画（学校教育課、保育こども園課）

幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を計画的に推進するため、系満市幼児教育推進計画の取組を推進していきます。

施策 81：ブックスタート事業（生涯学習課）

乳幼児が、絵本を介して親子で楽しい時間を過ごすためのきっかけづくりとするとともに、読み聞かせの大切さへの関心を高め、読み聞かせを取り入れた子育てが家庭教育の支援と地域教育力の高揚へとつながるように、今後もブックスタート事業（セカンドブック含む）を継続します。

（2）学童期・思春期

①こどもの教育環境づくりの推進

施策 82：犯罪からこどもを守るための教育（学校教育課）

生涯を通じて自ら健康をコントロールし、保持増進していく資質や能力を育成するため、薬物乱用防止教室の開催や警察や関係機関との連携により、学校における安全教育を支援します。

施策 83：確かな学力の向上（学校教育課）

確かな学力の向上を図るには、支持的風土の学校・学級づくりを行い、学校における居場所づくりを進め、学習に打ち込める雰囲気のもと学びあい、高め合うなど主体的な学習の展開を行うことが重要です。授業改善アドバイザーの有効活用や、学習指導等支援員を配置し、学習が遅れているこどもの学習支援や、不登校及び登校しぶりのこどもへの登校支援を行います。

施策 84：「地域とともにある学校」の推進（学校教育課）

こどもたちを取り巻く様々な教育課題の解決のため、学校が保護者や地域と一体となって知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させる仕組みである「コミュニティ・スクール」と、地域住民や企業・団体の参画によりこども達の学びや成長を支える「地域学校協働活動」を一体的に推進することで、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化やこども達が安心して暮らせる環境づくりを推進します。

施策 85：給食等での地場産物の利用促進（給食センター、保育こども園課）

教育・保育施設においては、給食に地場産物を取り入れるなどの活用に努めるとともに、こどもたちの地域で農業漁業等に従事している方々に対する感謝の気持ちを醸成するなど教育的効果が期待されるため、関係機関との連携を図ります。

施策 86：学校栄養士の配置及び食育担当（給食主任等）への研修実施（給食センター）

学校教育活動全体を通じた食に関する指導を一層充実していくため、学校における食育推進の中核的な役割を担う学校栄養士の配置に向けて検討します。

また、各学校では食育担当（給食主任等）を中心として食育に積極的に取組めるよう、給食センターの栄養教諭と連携しながら研修の実施に努めます。

②こどもの居場所づくりの推進

施策 87：児童センターの充実（こども未来課）

放課後や長期休業時のこどもの健全な遊び場の確保や健康増進を図るほか、各種クラブ活動やまつりの開催等の地域交流に継続して取組めます。

また、地域における親子の集いの場の確保や子育て相談等の子育て支援の充実を図ります。

施策 88：地域における学力向上の推進（地域学力向上支援事業）（生涯学習課）

公民館、小学校、中学校等の地域資源を活用し、地域人材の参画を得て、小学生及び中学生の放課後の居場所づくりと学力向上支援に努めます。

施策 89：系満市学習等支援事業の推進（こども未来課）

家庭の事情により、養育環境に課題がある中学生等に対して高校受験のための進学支援や、学校の勉強の復習、家庭学習の習慣づけ、学び直し等、個々の状況に応じた学習支援に取組めます。

施策 90：公共施設等を活用した学習スペースの提供（こども未来課、庁内関係部署）

学校や家庭以外での学習を希望するこども・若者が学習に取組めるよう、公共施設や地域資源を活用した学習スペース設置の取組を推進します。

施策 91：夏休みなど長期休業時の就学児、幼稚園児の居場所の確保（こども未来課、生涯学習課）

共働き等により、夏休みなどの長期休業時の日中、こどもの保育を必要とする家庭を支援するため、児童センターや放課後児童クラブ、放課後子ども教室、こどもの居場所において、長期休業中の平日日中の居場所の確保に努めます。

施策 92：放課後児童対策パッケージの推進（こども未来課、生涯学習課）

◆待機児童解消に向けた取組

放課後児童クラブの待機児童の解消を図るため、各地区の利用ニーズや待機児童の発生状況等を考慮し、効果的・効率的な施設整備の推進に取り組めます。

推進に当たっては、学校施設等の公的施設の活用を検討する他、民家やアパート等の既存の賃貸物件等を活用したクラブ開設に係る改修費用等への補助を継続して実施します。事業の実施に必要な人材の確保についても、常勤職員の配置の改善や放課後児童クラブ支援員等の研修費用等の補助を継続して実施します。

◆放課後子ども教室の実施

小学生が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室の拡充を推進します。国の放課後児童対策パッケージに基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携し、各学校の余裕教室を活用した連携型・校内交流型の実施に努めます。

連携型・校内交流型の放課後子ども教室の推進のため、学校や放課後児童クラブの理解を図りつつ、運営委員会の場等において、実施に向けた検討を進めていきます。

また、余裕教室の活用状況の把握や活用計画の作成、プログラムの内容や実施日等の検討について、教育委員会やこども未来課、放課後子ども教室支援員ボランティアや放課後児童クラブの支援員が連携し、事業の周知や学校への理解を図っていくとともに、取組事例の検討や実施後の課題改善を行い、円滑かつ効果的な運営が行われるように努めます。

施策 93：放課後児童支援員の確保及び資質向上（こども未来課）

県及び関係機関と連携し、支援員の資質向上を図るための研修を実施するとともに、支援員の確保を支援します。

施策 94：放課後子ども教室の地域人材の確保（生涯学習課）

地域の参画を得て、様々な活動の展開を図るため、放課後子ども教室に関わる地域人材の確保に努めます。

③困難な状況に応じた支援

施策 95：いじめ防止に向けた体制の強化（学校教育課）

不登校・いじめ・ヤングケアラー等について、アンケート、スクリーニング※により必要な支援につなげます。

※スクリーニング：個々の状況を簡易に把握し、支援の必要性を見極めるための確認・評価

施策 96：学校における教育相談体制の充実（学校教育課、こども未来課）

こども一人ひとりの人格を尊重し、人格のより良い発達を目指すとともに社会的資質や行動力を高めていくよう、学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市教育相談員、こども家庭センター、県警スクールサポーターと連携し、学校及び保護者を支援します。

施策 97：とびうお教室の継続実施（学校教育課）

教育支援室（とびうお教室）を設置し、不登校のこどもに対して、学校生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、生活習慣等の改善のための相談・適応指導を行い、学校復帰を支援します。

施策 98：不登校、ひきこもり等への支援（こども未来課）

不登校、ひきこもり、発達障害などのこどもやその保護者、また若年妊産婦に対する手厚い専門的支援を行うため、拠点型こどもの居場所を継続実施します。

(3) 青年期

①就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

施策 99：真栄里地区における企業誘致の推進(真栄里地区事業推進課)

若者が経済的な不安がなく、糸満市で良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活できるよう真栄里地区における企業誘致を推進します。

施策 100：女性の多様な働き方の推進(政策推進課)

女性のライフステージに応じた多様な働き方を実現するため、リスキリング*による所得増や在宅就労の促進など、市内女性を対象とした「女性デジタル教育・就労支援事業（糸満でじたる女子プロジェクト）」等の取組を継続していきます。

※リスキリング：新たな業務や役割に対応するために、必要な知識や技能を学び直すこと

施策 101：若者の雇用促進(商工水産課)

若者の雇用促進に向け、県や国等の関係機関と連携し、企業説明会や相談窓口設置などの取組について市の広報媒体を活用した情報提供を行い、若年者の就労に繋がる取組を支援します。

施策 102：充実した雇用環境整備(商工水産課)

若者が良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活できるよう企業等が、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの理解を深められるよう、関係機関と連携し、各種法令やセミナーの開催等について積極的な周知を図ります。

②結婚を希望する方への支援

施策 103：結婚を希望する方への支援（庁内関係部署）

結婚を希望する方が、結婚や出会いに関する情報に円滑にアクセスできるよう、関係機関と連携し、情報の収集・提供に努めます。

3 子育て当事者への支援施策の推進

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

施策 104：市営住宅における多子世帯の入居優遇（まちづくり課）

3人以上こどもがいる世帯の市営住宅への優先入居の取組を継続実施します。

施策 105：多子世帯や多胎児に対する育児支援（保育こども園課）

多子世帯や多胎児に対する育児支援として、以下の支援に努めます。

◆入所施設の配慮

兄弟姉妹が、同じ施設に入所できるよう利用希望施設の調整に努めます。

◆各種サービスの優先的配慮

多子世帯・多胎児の育児支援として、保育の必要性の認定や一時預かり利用料の無償化及び軽減など、各種子育てサービスにおいて、優先的配慮に努めます。

施策 106：児童手当（こども未来課）

高校生年代までのこどもを養育している人に支給する手当であり、こどもの育ちを支える基礎的な経済支援です。受給者の手続きに係る利便性向上を図るとともに、適正な支給事務に努めます。

施策 107：奨学金給付・貸与事業（教育総務課）

進学の意欲と能力を有する学生に対し、就学に必要な学資を貸与または給付し、有能な人材を育成するため、奨学金の給付又は貸与事業を継続して実施します。また、児童・生徒・学生の教育の振興を図るため、国や法人等が実施する奨学金制度の周知に努めます。

施策 108：学生の通学移動に対する支援策の実施(市民生活環境課)

こども・若者が、経済状況や居住地域にかかわらず安心して通学や日常の移動ができるよう、家庭環境等により支援を必要とする世帯を対象とした県のバス通学費等支援事業等の交通支援制度の周知及びデマンドバス『いとちゃん mini』の小中学生の運賃割引等を通じて、公共交通の利用支援と利便性の向上を図ります。

(2) 地域子育て支援の推進

施策 109：地域子育て支援拠点事業の実施（こども未来課）

子育て親子の交流の場の提供や子育てに関する相談、子育て関連情報の提供、助言等を実施し、子育て中の親の孤独感や不安感の解消及びこどもの健やかな育ちを支援します。

施策 110：利用者支援事業の実施（保育こども園課、こども家庭センター）

こども及びその保護者が、保育所や幼稚園等の教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブなどの地域の子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言等の支援を行います。

また、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行い、利用者支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めます。

施策 111：子育て情報の発信の充実（こども未来課、保育こども園課、こども家庭センター）

市の広報紙やホームページ、子育て情報アプリ「母子モ」等を活用し、教育・保育や子育てに関する最新情報の発信を速やかに行うとともに、子育て家庭が求める情報の把握に努め、内容の充実を図ります。

また、行政だけではなく、教育・保育施設、子育て支援センター、学校、地域の民生委員・児童委員、自治連絡員など、関係機関が連携し、速やかな情報発信がなされるよう推進します。

情報の提供方法については、地域の店舗や病院等と協力し、チラシの設置やポスターの提示を行うなど、保護者のより身近なところで、いつでも情報が得られるよう努めます。

施策 112：子育て支援事業の実施（保育こども園課）

すべての子育て家庭に対して、こども園等で遊ぶ場と機会を提供し、保護者の子育てを支援する等の子育て支援事業を、すべての認定こども園において実施します。

施策 113：ファミリー・サポート・センター事業の実施（こども未来課）

地域においてこどもの預かりの援助を行いたい人と援助を受けたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、保育施設までの送迎や急用の際の預かり等、多様なニーズへの対応を図ります。また、ファミリー・サポート・センターの役割を周知し、地域においてこどもの預かり援助を行いたい人（まかせて会員）の確保に努めます。

施策 114：子育て支援ネットワークの構築（こども未来課）

地域全体で子育て及び子育ての支援を推進することができるよう、保護者、保育者、地域が連携し、地域の子育て支援ネットワークの構築を図ります。

(3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

施策 115：ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発（商工水産課、政策推進課）

ホームページや講演会等を通して、働き方の見直し、性別役割分担意識の改善など、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた啓発・広報を行うとともに、事業所等に対し、育児・家事休業法や関連指針の周知を図ります。

施策 116：男性の育児参加の促進（こども未来課）

父親を対象とした親子ふれあい活動や子育て講話等の情報提供を行い、父親の育児参加を促進します。

施策 117：男性の育児休業取得推進（政策推進課、商工水産課、農政課、こども未来課）

共働きが珍しくない沖縄県において、女性たちの「仕事・家事・育児・介護」という過重負担は、男性の長時間労働とも関連します。本市ではワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）をベースとした「働く男（ひと）と女（ひと）、働きたい女性への支援」を中心に据えた事業の展開のひとつとして、男性の子育てへの参加を促進します。

施策 118：病児保育事業（保育こども園課）

病期中や病気の回復期のこどもを家庭で看ることができない場合、病院等で看護師、保育士等が一時的に預かる事業です。

今後も、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病児・病後児保育の維持・確保に努めます。

(4) ひとり親家庭への支援

施策 119：民間アパートを利用した居宅支援（こども未来課）

ひとり親家庭生活支援事業を実施し、住宅支援、就労支援、生活支援、技術力向上支援等を行い、ひとり親の自立促進を図ります。

施策 120：ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進（こども未来課）

ひとり親家庭等日常生活支援事業とは、母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、就学や病気などの事由により、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員の派遣等を行う事業です。

今後も、ひとり親家庭等の負担軽減のため、沖縄県母子寡婦福祉連合会が実施する事業の周知を図ります。

施策 121:児童扶養手当（こども未来課）

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を監護している父または母や、父母に代わって児童を養育している人に対し、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給します。

施策 122:母子及び父子家庭等医療費助成事業（こども未来課）

母子家庭、父子家庭及び養育者家庭に対し、その生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する本事業を継続して実施します。

施策 123：ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助（保育こども園課）

認可保育所に申し込みを行ったのに入所できなかったひとり親家庭に対して、認可外保育施設利用料の全部または一部を減免します。

施策 124：養育費に関する公正証書等作成費補助（こども未来課）

ひとり親家庭の母及び父（現に子を扶養している方）に対して、養育費の取り決めに係る公正証書等の作成に要した本人負担費用について補助します。

施策 125：ひとり親家庭への就労支援の充実（こども未来課）

ひとり親家庭の親に対し、就職に有利な資格の取得を支援するため、母子家庭自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金事業を継続して実施します。

また、これらの事業の周知徹底を図るため、窓口・広報活動のほか、糸満市母子寡婦福祉会と連携し、活用促進を図ります。

1 教育・保育提供区域

(1) 教育・保育提供区域の設定について

国の基本指針では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしており、区域ごとに事業の量の見込み（需要量）を算出するとともに、確保方策（事業内容や供給量、実施時期）を示す必要があります。

【 国の区域設定における考え 】

- ◆地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- ◆小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- ◆地域型保育事業の認可の際に行なわれる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- ◆教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- ◆教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実情に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

(2) 本市の教育・保育提供区域について

本市の人口規模や地域資源等を勘案すると、中学校区域を1つのサービス提供区域とすることが利用者及び運営（行政等）側にとって安定的な教育・保育環境の確保につながると考えられるため、本市においては教育・保育提供区域を5区域（中学校区域）と設定します。

なお、令和5年度に実施したニーズ調査より、教育・保育サービスを選ぶ際に重視することについて、教育・保育サービス利用者の中には、居住地区の教育・保育施設ではなく、「施設の質」や「勤務地・通勤に便利な場所」を重視する利用者も多いことから、各確保方策については市全体における需給バランスも考慮します。

(3) 教育・保育施設の利用希望について(R5 年度ニーズ調査結果)

① 居住地区と希望する教育・保育サービス地区の関係

各小学校区とも、住んでいる地区内での教育・保育サービスを希望している比率が最も高くなっているものの、居住地区外の教育・保育サービスの利用を希望されている方もみられます。

小学校区別 居住地区と利用を希望する教育・保育事業実施地区

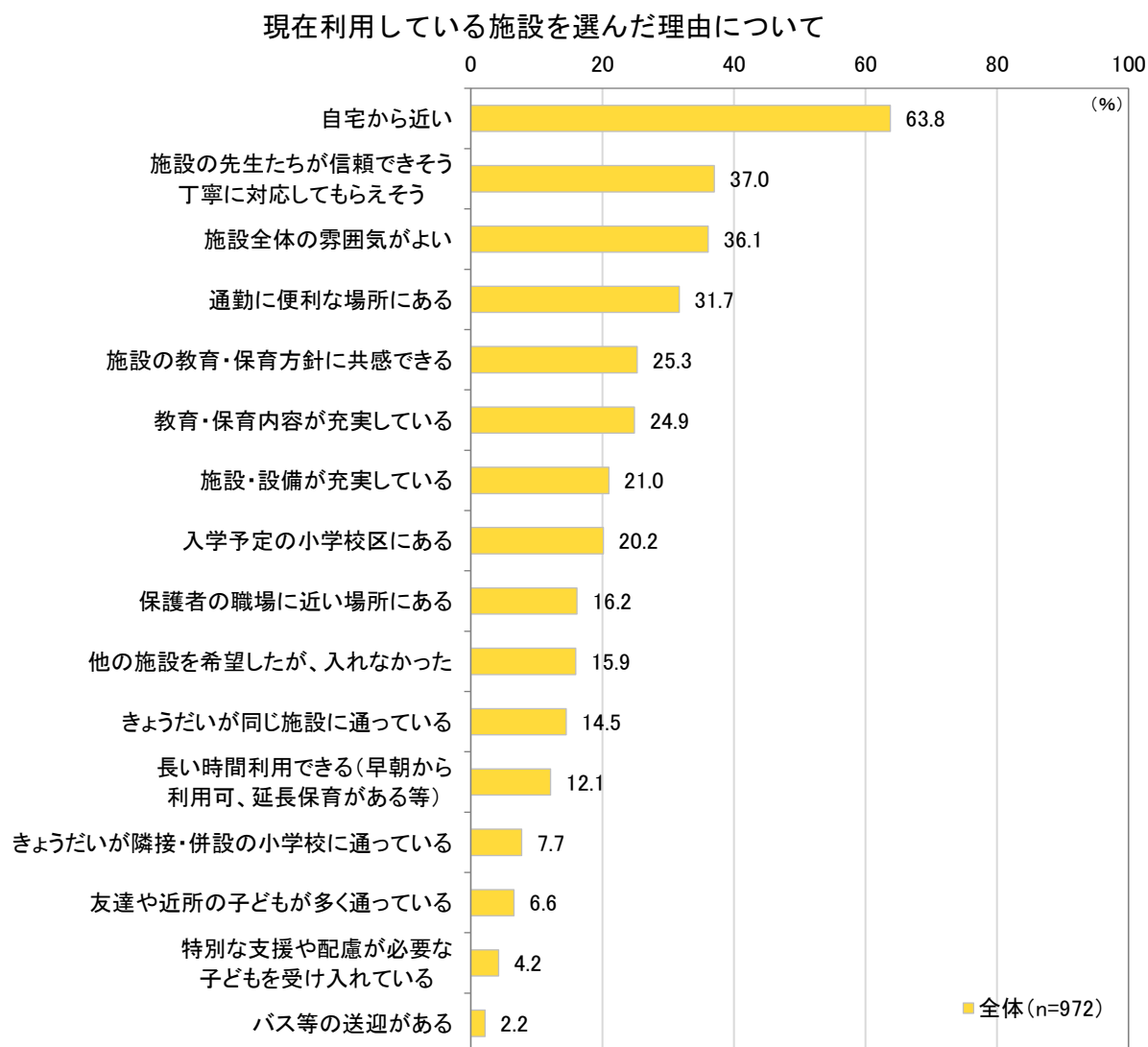
利用したい地区 居住地区	回答者実数	糸満小学校区	糸満南小学校区	西崎小学校区	光洋小学校区	潮平小学校区	兼城小学校区	高嶺小学校区	真壁小学校区	喜屋武小学校区	米須小学校区	市外
糸満小学校区	159	82.9%	2.4%	0.6%	2.4%	0.6%	0.6%	0.6%	1.2%	0.6%	3.0%	1.8%
糸満南小学校区	155	7.3%	73.8%	1.2%	2.4%	1.2%	1.8%	2.4%	1.2%	0.0%	0.6%	2.4%
西崎小学校区	183	5.2%	2.6%	74.7%	3.6%	4.6%	1.5%	0.5%	0.5%	0.0%	0.0%	1.0%
光洋小学校区	96	2.0%	0.0%	6.9%	70.3%	8.9%	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%
潮平小学校区	154	1.3%	0.6%	1.3%	1.9%	86.8%	1.9%	0.6%	0.6%	0.0%	0.0%	1.9%
兼城小学校区	233	2.1%	0.8%	2.1%	1.2%	3.3%	78.2%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	7.4%
高嶺小学校区	48	5.9%	5.9%	0.0%	0.0%	2.0%	9.8%	66.7%	0.0%	2.0%	0.0%	2.0%
真壁小学校区	37	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	82.1%	0.0%	2.6%	2.6%
喜屋武小学校区	11	8.3%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	58.3%	0.0%	8.3%
米須小学校区	29	3.2%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%	0.0%	0.0%	80.6%	3.2%
合計	1,105	14.9%	12.1%	14.1%	7.9%	14.5%	18.0%	3.8%	3.4%	0.8%	2.8%	3.2%

※居住地域、利用地区を回答していない方がいるため、全体グラフと相違があります。

②現在利用している施設を選んだ理由

現在利用している教育・保育施設を選んだ理由について、「自宅から近い」の割合が最も高く、次いで「施設の先生たちが信頼できそう、丁寧に対応してもらえそう」、「施設全体の雰囲気がよい」、「通勤に便利な場所にある」と続いています。

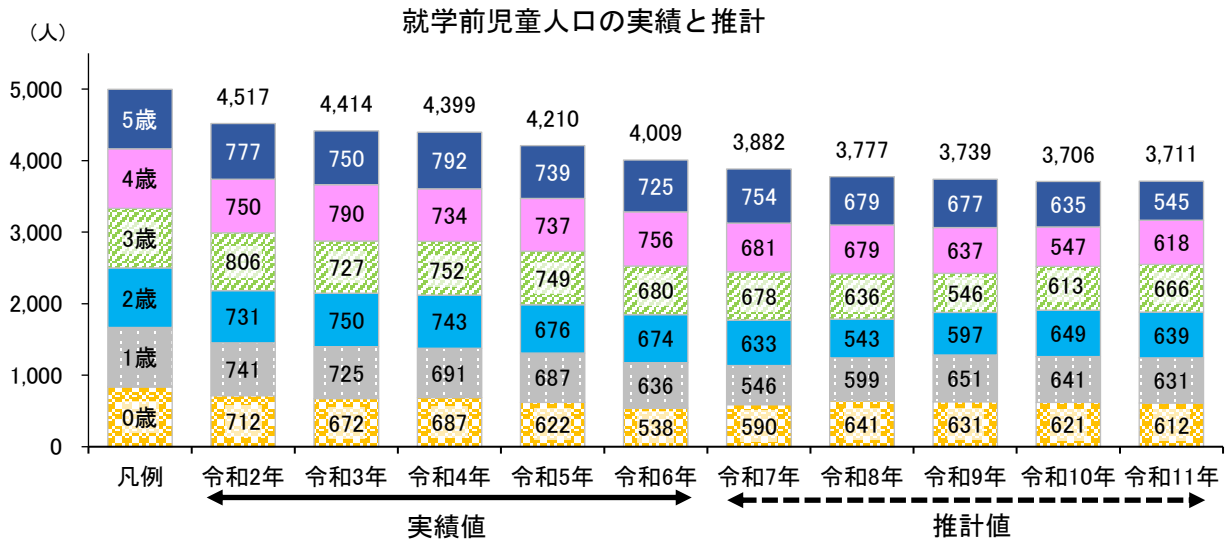
教育・保育施設を選ぶ理由として、居住地区・通勤地区などの「地理的条件」と教育・保育の質や設備など「施設環境・運営方針」の2つに大別されています。



2 人口推計

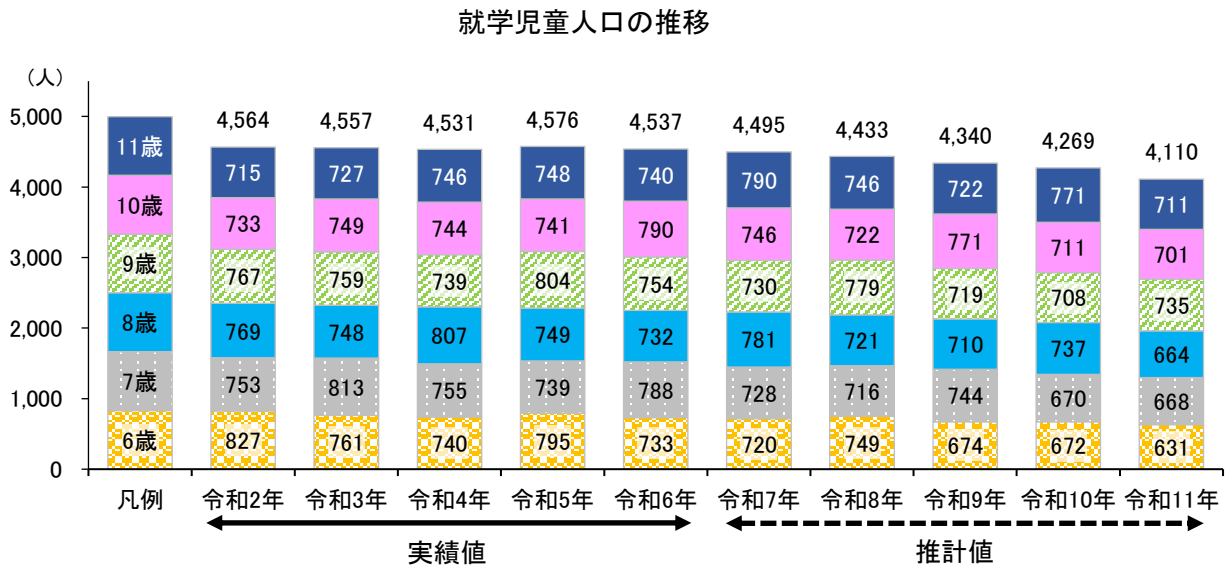
(1) 就学前児童人口(0-5歳)

系満市の就学前児童人口は、令和2年から令和6年まで減少傾向にあり、令和6年には4,009人となっています。今後の就学前児童の人口推計は、令和7年から令和10年にかけてなだらかに減少していき、令和10年、令和11年はほぼ横ばいとなることが予想され、計画期間最終年の令和11年には3,711人になると予想されます。



(2) 就学児童人口(6-11歳)

系満市の就学児童人口は、令和2年から令和6年まで横ばいで推移しており、令和6年の就学児童人口は4,537人となっています。今後の就学児童の人口推計は、減少傾向で推移することが予想され、計画期間最終年の令和11年には4,110人になると予想されます。



資料: 令和2~6年人口: 系満市住民基本台帳(4月1日現在)

令和7年~11年度人口: 人口推計にあたっては、各年齢別変化率、出生については、15歳~49歳女性人口、15歳~49歳母親の年齢階級別出生率を基に推計を行った。

3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

自治体は、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）を定めなければいけません。

市内に居住することもについて、「現在の教育・保育施設等（幼稚園・保育園等）の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

【 保育の必要性の認定区分 】

- ◆1号認定3-5歳 幼児期の学校教育（19条1項1号に該当：教育標準時間認定）
- ◆2号認定3-5歳 保育の必要性あり（19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）
- ◆3号認定0-2歳 保育の必要性あり（19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）

(2) 1号認定の実績・量の見込み・確保方策

1号認定の実績値は減少傾向にあり、令和6年度には331人と減少しています。

今後も量の見込みは減少することが予想され、令和11年度には286人になる見込みです。

量の見込みに対する定員数は、十分充足しています。

実績値

単位:人

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値	467	383	372	360	331

※実績値は各年4月1日現在

量の見込み・確保方策

単位:人

区分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
市全域	①量の見込み	330	311	290	280	286
	②確保方策	347	347	309	309	309
	③差	17	36	19	29	23
糸満 中学校区域	①量の見込み	54	51	47	45	46
	②確保方策	56	56	49	49	49
	③差	2	5	2	4	3
西崎・潮平 中学校区域	①量の見込み	141	133	124	120	122
	②確保方策	148	148	130	130	130
	③差	7	15	6	10	8
兼城 中学校区域	①量の見込み	102	96	90	87	89
	②確保方策	107	107	94	94	94
	③差	5	11	4	7	5
高嶺 中学校区域	①量の見込み	10	10	9	9	9
	②確保方策	12	12	12	12	12
	③差	2	2	3	3	3
三和 中学校区域	①量の見込み	23	21	20	19	20
	②確保方策	24	24	24	24	24
	③差	1	3	4	5	4

(3) 2号認定(保育ニーズ)の実績・量の見込み・確保方策

2号認定の実績値は、令和6年度には1,751人となっています。

今後の量の見込みについて、減少傾向で推移するものの、令和11年度には出生数の回復により増加する見込みとなっています。

現時点において、2号認定のみの量の見込みに対する確保方策は、令和7年度の系満中学校区域以外は充足する見通しです。

実績値

単位:人

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値	1,736	1,756	1,782	1,759	1,751

※実績値は各年4月1日現在

量の見込みと確保の内容

単位:人

区分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
市全域	①量の見込み	1,700	1,603	1,495	1,444	1,470
	②確保方策	1,789	1,687	1,574	1,574	1,574
	③差	89	84	79	130	104
系満 中学校区域	①量の見込み	472	446	416	401	409
	②確保方策	460	460	437	437	437
	③差	▲12	14	21	36	28
西崎・潮平 中学校区域	①量の見込み	704	664	619	597	608
	②確保方策	740	698	651	651	651
	③差	36	34	32	54	43
兼城 中学校区域	①量の見込み	323	304	285	275	280
	②確保方策	339	319	299	299	299
	③差	16	15	14	24	19
高嶺 中学校区域	①量の見込み	89	84	77	76	77
	②確保方策	133	100	84	84	84
	③差	44	16	7	8	7
三和 中学校区域	①量の見込み	112	105	98	95	96
	②確保方策	117	110	103	103	103
	③差	5	5	5	8	7

【1号認定及び2号認定(保育ニーズ)の確保方策】

◎市全域の確保方策

○各年度において、量の見込みより確保方策が上回っており、必要な量は確保していますが、区域によっては確保量が不足している区域があるため、隣接する区域の施設利用を図りつつ、必要な量を確保します。

◎系満中学校区域の確保方策

○1号認定においては、量の見込みより確保方策が上回っているため、量の見込みに合わせて確保方策を調整します。

○2号認定は、令和7年度に確保方策が不足しているため、隣接する区域の施設利用を図りつつ、必要な量を確保します。その後は、量の見込みに合わせて確保方策を調整します。

◎西崎・潮平中学校区域の確保方策

○1号認定及び2号認定は、量の見込みより確保方策が上回っているため、量の見込みに合わせて確保方策を調整します。

◎兼城中学校区域の確保方策

○1号認定及び2号認定は、量の見込みより確保方策が上回っているため、量の見込みに合わせて確保方策を調整します。

◎高嶺中・三和中学校区域の確保方策

○1号認定及び2号認定は、量の見込みより確保方策が上回っているため、量の見込みに合わせて確保方策を調整します。

(4) 3号認定(0歳児、1歳児、2歳児)の実績・量の見込み・確保方策

①3号認定(0歳児)

3号認定(0歳児)の実績値は減少しており、令和6年度には185人となっています。

今後の量の見込みについて、令和8年度に出生数が回復し量の見込みも一時的に増加するものの、女性人口(15~49歳女性)の減少に伴い量の見込みも減少することが予想されます。

現時点において、「三和中学校区域」では、量の見込みに対する確保方策は不足することが想定されるものの、市全体で見れば、量の見込みに対する確保方策は充足する見通しです。

実績値

単位:人

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値	233	224	239	201	185

※実績値は各年4月1日現在

量の見込みと確保の内容

単位:人

区分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
市全域	①量の見込み	201	218	214	211	209
	②確保方策	308	308	308	308	308
	③差	107	90	94	97	99
糸満中学校区域	①量の見込み	59	64	63	62	61
	②確保方策	77	77	77	77	77
	③差	18	13	14	15	16
西崎・潮平中学校区域	①量の見込み	87	95	93	92	91
	②確保方策	141	141	141	141	141
	③差	54	46	48	49	50
兼城中学校区域	①量の見込み	34	36	36	35	35
	②確保方策	54	54	54	54	54
	③差	20	18	18	19	19
高嶺中学校区域	①量の見込み	6	7	6	6	6
	②確保方策	21	21	21	21	21
	③差	15	14	15	15	15
三和中学校区域	①量の見込み	15	16	16	16	16
	②確保方策	15	15	15	15	15
	③差	0	▲1	▲1	▲1	▲1

【3号認定(0歳児)の確保方策】

◎市全域の確保方策

○量の見込みより確保方策が上回っているため、現状の確保方策を維持します。

◎各中学校区域の確保方策

○ほとんどの区域で量の見込みより確保方策が上回っているため、現状の確保方策を維持します。

「三和中学校区域」は、隣接する区域の施設利用を図りつつ、必要な量を確保します。

②3号認定(1歳児)

3号認定(1歳児)の実績値は、令和6年度には496人となっています。

今後の量の見込みについて、出生数の回復に伴い、令和8年度から令和9年度にかけて増加するものの、その後は女性人口(15~49歳女性)の減少に伴い量の見込みも減少することが予想されます。

現時点において、「系満中学校区域」、「兼城中学校区域」、「三和中学校区域」では、量の見込みに対する確保方策は不足することが想定されるものの、市全体で見れば、量の見込みに対する確保方策は充足する見通しです。

実績値

単位:人

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値	535	508	525	531	496

※実績値は各年4月1日現在

量の見込みと確保の内容

単位:人

区分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
市全域	①量の見込み	424	464	505	497	490
	②確保方策	505	505	505	505	505
	③差	81	41	0	8	15
系満 中学校区域	①量の見込み	113	124	135	132	131
	②確保方策	127	127	127	127	127
	③差	14	3	▲8	▲5	▲4
西崎・潮平 中学校区域	①量の見込み	182	199	217	214	211
	②確保方策	237	237	237	237	237
	③差	55	38	20	23	26
兼城 中学校区域	①量の見込み	78	85	93	91	89
	②確保方策	80	80	80	80	80
	③差	2	▲5	▲13	▲11	▲9
高嶺 中学校区域	①量の見込み	21	24	25	25	25
	②確保方策	31	31	31	31	31
	③差	10	7	6	6	6
三和 中学校区域	①量の見込み	30	32	35	35	34
	②確保方策	30	30	30	30	30
	③差	0	▲2	▲5	▲5	▲4

【3号認定(1歳児)の確保方策】

◎市全域の確保方策

- 一部の区域で確保方策が不足していますが、隣接する区域の施設利用を図り、必要な量を確保します。

◎糸満中学校区域の確保方策

- 確保方策が不足しているため、隣接する区域の施設利用を図りつつ、必要な量を確保します。

◎西崎・潮平中学校区域の確保方策

- 量の見込みより確保方策が上回っているため、現状の確保方策を維持します。

◎兼城中学校区域の確保方策

- 確保方策が不足しているため、隣接する区域の施設利用を図りつつ、必要な量を確保します。

◎高嶺中学校区域の確保方策

- 量の見込みより確保方策が上回っているため、現状の確保方策を維持します。

◎三和中学校区域の確保方策

- 確保方策が不足しているため、隣接する区域の施設利用を図りつつ、必要な量を確保します。

③3号認定(2歳児)

3号認定(2歳児)の実績値は、令和6年度には563人となっています。

今後の量の見込みについて、出生数の回復に伴い、令和9年度から令和10年度にかけて増加するものの、その後は女性人口(15~49歳女性)の減少に伴い、量の見込みも減少することが予想されます。

現時点において、「兼城中学校区域」では、量の見込みに対する確保方策は不足することが想定されるものの、市全体で見れば、量の見込みに対する確保方策は充足する見通しです。

実績値

単位:人

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値	540	560	551	551	563

※実績値は各年4月1日現在

量の見込みと確保の内容

単位:人

区分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
市全域	①量の見込み	529	451	498	542	533
	②確保方策	559	559	559	559	559
	③差	30	108	61	17	26
糸満 中学校区域	①量の見込み	139	119	130	142	140
	②確保方策	147	147	147	147	147
	③差	8	28	17	5	7
西崎・潮平 中学校区域	①量の見込み	232	198	219	237	234
	②確保方策	253	253	253	253	253
	③差	21	55	34	16	19
兼城 中学校区域	①量の見込み	99	84	93	101	99
	②確保方策	89	89	89	89	89
	③差	▲10	5	▲4	▲12	▲10
高嶺 中学校区域	①量の見込み	21	18	20	23	22
	②確保方策	31	31	31	31	31
	③差	10	13	11	8	9
三和 中学校区域	①量の見込み	38	32	36	39	38
	②確保方策	39	39	39	39	39
	③差	1	7	3	0	1

【3号認定(2歳児)の確保方策】

◎市全域の確保方策

○一部の区域で確保方策が不足していますが、隣接する区域の施設利用を図り、必要な量を確保します。

◎糸満中学校区域の確保方策

○量の見込みより確保方策が上回っているため、現状の確保方策を維持します。

◎西崎・潮平中学校区域の確保方策

○量の見込みより確保方策が上回っているため、現状の確保方策を維持します。

◎兼城中学校区域の確保方策

○確保方策が不足しているため、隣接する区域の施設利用を図りつつ、必要な量を確保します。

◎高嶺中・三和中学校区域の確保方策

○量の見込みより確保方策が上回っているため、現状の確保方策を維持します。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

利用者支援事業は、基本型・特定型、母子保健型ともに市内1箇所ずつ、計2箇所にて実施しており、今後も、現行体制を維持します。

量の見込みと確保の内容

単位:人

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
A 量の見込み	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
B 確保方策	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1

(2) 妊婦等包括相談支援事業

出産、育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問事業の間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談事業です。

「こども家庭センター」にて、1組当たり3回の面談を行い、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備に努めます。

量の見込みと確保の内容

単位:人

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
A 量の見込み	1,770	1,923	1,893	1,863	1,836
①妊娠届出時	590	641	631	621	612
②妊娠8か月前後	590	641	631	621	612
③出生届出	590	641	631	621	612
B 確保方策	1,770	1,923	1,893	1,863	1,836
C 差 (B-A)	0	0	0	0	0

※②は面談またはアンケートによる実施、③は乳児家庭全戸訪問事業と併せて実施します。

(3) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現在、市内 3 箇所にて事業を実施しており、量の見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

実績値

単位:延べ人数,箇所

区 分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度 (見込)
実績値	利用人数	10,069	4,817	11,678	17,073	17,073
	実施箇所	3	3	3	3	3

量の見込みと確保の内容

単位:延べ人数,箇所

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
A 量の見込み	30,651	30,902	32,566	33,120	32,618
B 確保方策	30,651	30,902	32,566	33,120	32,618
C 差(B-A)	0	0	0	0	0
D 箇所数	3	3	3	3	3

※国算出マニュアルを補正して量の見込みを算出しています。

(4) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦健康診査事業の量の見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

実績値

単位: 延べ回数

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度 (見込)
実績値	9,125	7,799	7,227	6,473	6,720

量の見込みと確保の内容

単位:延べ回数

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
A 量の見込み	7,074	7,692	7,572	7,452	7,344
B 確保方策	7,074	7,692	7,572	7,452	7,344
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

※0歳推計人口に過去の1人当たり受診回数12回を乗じて量の見込みを算出しています。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

実績値

単位:人

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込)
実績値	597	605	633	544	560

量の見込みと確保の内容

単位:人

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	590	641	631	621	612
B 確保方策	590	641	631	621	612
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

※0歳推計人口を量の見込みとして設定しています。

(6) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児等のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

<産後ケア事業算出式>

量の見込み(延べ人数) = 推計産婦数(人) × 利用見込み産婦数(人) ÷ 全産婦数(人) × 平均利用日数(日)

量の見込みと確保の内容

単位:延べ人数

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	885	960	945	930	918
推計産婦数	590	641	631	621	612
利用見込み産婦率	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
平均利用日数	3	3	3	3	3
B 確保方策	885	960	945	930	918
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

(7) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

養育支援訪問事業の量の見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

実績値

単位:人

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度 (見込)
実績値	15	8	16	12	12

量の見込みと確保の内容

単位:人

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
A 量の見込み	16	16	16	16	16
B 確保方策	16	16	16	16	16
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

※量の見込みは、過去の実績値(最大値)と同程度を見込んでいます。

【新規3事業について】

令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業(以下「新規三事業」という。)が新たに創設され、令和6(2024)年4月1日から施行されました。これらの事業についても、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることから、市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」を策定し、計画的な整備を進めていく必要があります。

(8) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

対象家庭を訪問し、下記の支援を行うことを基本に、家庭の状況に合わせて以下の内容を包括的に実施するものです。

- ◆家事支援(食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等)
- ◆育児・養育支援(育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等)

実績値

単位:人

区 分	R4 年度	R5 年度
実績値	4	8

量の見込みと確保の内容

単位:延べ人数

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
A 量の見込み	100	100	100	100	100
B 確保方策	100	100	100	100	100

(9) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のないこどもに対して、居場所となる場を開設し、こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、こども及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々のこどもの状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

利用が望ましいこどもには、一時保護が解除され、児童相談所から市町村に指導委託や行政移管など引き継いだこどもや、虐待相談を受けたこどもなどが考えられます。

支援の内容については、課題を抱えるこどもに居場所を提供するという事業の目的を踏まえ、包括的に実施する内容としては以下の包括的実施内容を利用者の状況や希望に応じて、確実に提供できるよう体制を整備する必要があります。

<包括的に実施する内容>

- ◆安全・安心な居場所の提供
- ◆生活習慣の形成
(片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等)
- ◆学習の支援(宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等)
- ◆食事の提供
- ◆課外活動の提供
- ◆学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携
- ◆保護者への情報提供、相談支援

量の見込みと確保の内容

単位:人

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み					
B 確保方策					

※本事業は、新たに創設した事業であることから、今後事業実績値を把握したうえで、量の見込みを設定していくものとします。

(10) 親子関係形成支援事業

こどもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

量の見込みと確保の内容

単位:人

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	15	15	20	20	20
B 確保方策	15	15	20	20	20

(11) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

量の見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

		実績値			単位:実人数(延べ人数)	
区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込)	
実績値	0(0)	0(0)	0(0)	2(9)	4(12)	

		量の見込みと確保の内容				単位:延べ人数
区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
A 量の見込み	18	18	18	18	18	
B 確保方策	18	18	18	18	18	
C 差(B-A)	0	0	0	0	0	

※過去の実績値を基にニーズの増等を考慮し、量の見込みを算出しています。

(12) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等のこどもを有する子育て中の保護者を会員として、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。小学生に対する子育て援助活動支援事業は、これまでどおりファミリー・サポート・センターと連携し、量の見込みに対する確保を図ります。

		実績値(就学児)			単位:延べ人数	
区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込)	
実績値	254	504	453	584	519	

		量の見込みと確保の内容				単位: 延べ人数
区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
A 量の見込み	就学児 600	就学児 600	就学児 600	就学児 600	就学児 600	
	未就学児 900	未就学児 900	未就学児 900	未就学児 900	未就学児 900	
B 確保方策	就学児 600	就学児 600	就学児 600	就学児 600	就学児 600	
	未就学児 900	未就学児 900	未就学児 900	未就学児 900	未就学児 900	
C 差(B-A)	0	0	0	0	0	

※国マニュアルでは、放課後のこどもの居場所としての子育て援助活動支援事業を量の見込みとして算出するものとなっておりますが、調査結果から放課後のこどもの居場所としての回答はありません。

※放課後のこどもの居場所としての見込み量はないものの、本事業は、重要な子育て支援施策であり、放課後のこどもの居場所だけでなく、それ以外の利用も含め量の見込みを設定するものとします。

※第2期計画では就学児童のみを対象に量の見込み及び確保方策を策定していましたが、より実際の事業活動の内容に即した計画とするため、第3期計画より未就学児童についても集計の対象とします。

(13) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

◆在園児対応型

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

本市では、各施設の自主事業にて実施しており、量の見込みに対する確保方策は充足できるものと設定します。

量の見込みと確保の内容

単位:延べ人数

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
A 量の見込み	16,761	15,817	14,754	14,239	14,508
B 確保方策	16,761	15,817	14,754	14,239	14,508
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

※国算出マニュアルによる量の見込みに補正を加えて算出しています。

◆在園児対応型以外

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について、保育所等で一時的に預かる事業です。

現在、市内 9 箇所にて事業を実施しており、量の見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

実績値

単位: 延べ人数,箇所

区 分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度 (見込)
実績値	利用人数	513	580	999	1,071	1,358
	実施箇所	—	—	7	7	9

量の見込みと確保の内容

単位: 延べ人数,箇所

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
A 量の見込み	1,420	1,384	1,374	1,364	1,364
B 確保方策	1,420	1,384	1,374	1,364	1,364
C 差(B-A)	0	0	0	0	0
D 箇所数	9	9	9	9	9

※国算出マニュアルによる量の見込みに補正を加えて算出しています。

(14) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)は、保護者の就労要件を問わずに、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用できる新たな制度で令和8年度から全自治体で実施されることとされています。

<乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 基本的な算出式> (小数点以下切り上げ)

(対象年齢(※1)の未就園児数×月一定時間(※2))÷定員一人1月当たりの受入れ可能時間数(※3)

(※1)0歳6か月から満3歳未満

(※2)月一定時間は、本調査においては、月10時間と仮定します。

(※3)月176時間(8時間×22日)を基本とします。

A 推計人口

単位:人

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳児	590	641	631	621	612
1歳児	546	599	651	641	631
2歳児	633	543	597	649	639

B 施設利用人数(保育の量の見込み)

単位:人

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳児	201	218	214	211	209
1歳児	424	464	505	497	490
2歳児	529	451	498	542	533

C 未就園児数(A-B)

単位:人

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳児	94	103	102	100	97
1歳児	122	135	146	144	141
2歳児	104	92	99	107	106

※0歳児は生後6か月から利用可能なため、A÷2-Bとしています。

D 必要定員数(C×10÷176)

単位:人

区分	R7年度		R8年度		R9年度		R10年度		R11年度	
	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年
A 量の見込み	16	192	17	204	18	156	19	228	19	228
0歳児	5	60	5	60	5	60	5	60	5	60
1歳児	6	72	7	84	8	96	8	96	8	96
2歳児	5	60	5	60	5	60	6	72	6	72
B 確保方策	16	192	17	204	18	156	19	228	19	228
0歳児	5	60	5	60	5	60	5	60	5	60
1歳児	6	72	7	84	8	96	8	96	8	96
2歳児	5	60	5	60	5	60	6	72	6	72

(15) 時間外保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

現在、市内 25 園にて実施しており、量の見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

		実績値				単位:人,箇所
区 分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度 (見込)
実績値	利用人数	914	838	668	558	775
	実施箇所	21	21	22	18	25

※実績値は各年 4 月 1 日現在

		量の見込みと確保の内容				単位:人,箇所
区 分		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
A 量の見込み		1,033	1,005	995	986	987
B 確保方策		1,033	1,005	995	986	987
C 差(B-A)		0	0	0	0	0
D 箇所数		25	25	25	25	25

※国算出マニュアルを補正して量の見込みを算出しています。

(16) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

現在、本市では市内2箇所において本事業を行っています。両施設受け入れ(6人×5日/週×52週=1,560人日)と設定し、支援が必要な家庭のニーズに応えます。

		実績値				単位:延べ人数,箇所
区 分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度 (見込)
実績値	利用人数	96	175	62	312	312
	実施箇所	2	2	1	2	2

※実績値は各年 4 月 1 日現在

		量の見込みと確保の内容				単位:延べ人数
区 分		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
A 量の見込み		350	350	350	350	350
B 確保方策		1,560	1,560	1,560	1,560	1,560
C 差(B-A)		1,210	1,210	1,210	1,210	1,210

※国算出マニュアルによる量の見込みと実績値には、大きな乖離があるため、量の見込みは、過去の実績値(最大値)と同程度を見込んでいます。

(17) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているこどもに対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

令和7年度までに、支援単位の増等により、令和8年度以降、量の見込みに対する確保量は充足される予定です。放課後児童クラブの利用ニーズについては、低学年・高学年ともに増加傾向にあることから、利用状況や利用希望の必要に応じて、中間年度(令和9年度)に見直しを行う等、弾力的な対応を行うものとします。

		実績値		単位:人,箇所	
区 分		R5 年度	R6 年度		
実績値	申請者数	991	978		
	利用人数	845	899		
	待機児童	112	47		
	実施箇所	21	21		

※実績値は各年4月1日現在

※申請後、辞退した方がいるため、申請者数-利用者数=待機児童とはならない。

量の見込みと確保の内容					単位:人	
区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	
A 量の見込み	962	959	950	944	908	
低学年	892	885	873	863	824	
高学年	70	74	77	81	84	
B 定員数	926	966	966	966	966	
C 差(A-B)	▲36	7	16	22	58	
D 箇所数	21	22	22	22	22	

※国算出マニュアルによる量の見込みと実績値には大きな乖離があるため、量の見込みは、放課後児童健全育成事業利用率(放課後児童健全育成事業申請者数÷就学児童数)を就学児童数推計に乗じて算出しています。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払う日用品・文房具等に要する費用、施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の助成について、必要に応じた実施に努めます。

(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を助成し、子どもの状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図ります。

実績値

単位:箇所

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度 (見込)
実績値(加配支援)	2	2	3	2	6

量の見込みと確保の内容

単位:箇所

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
A 量の見込み(加配支援)	6	6	6	6	6
B 確保方策	6	6	6	6	6

※量の見込みは、直近の実績値を量の見込みとして算出しています。

5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進等

(1) 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設であり、子ども・子育て支援新制度では、幼稚園・保育所からの移行が促進される仕組みとなっています。

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向や職員体制等を勘案しながら、認定こども園に移行する場合には、必要な施設整備の促進や情報提供を行い、認定こども園の普及・促進を図ります。

(2) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

乳幼児期はこどもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、保育教諭等の確保、専門性の向上が不可欠であるため、教育・保育や子育て支援に係る専門職の確保及び資質向上支援に努めます。

(3) 幼児教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続について

乳幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、学童期や思春期に至るこどもの育ちを確保するため、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との連携強化を図っていきます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、沖縄県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取組が重要となります。

このことを踏まえ、本市では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取組みます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等について、沖縄県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、沖縄県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

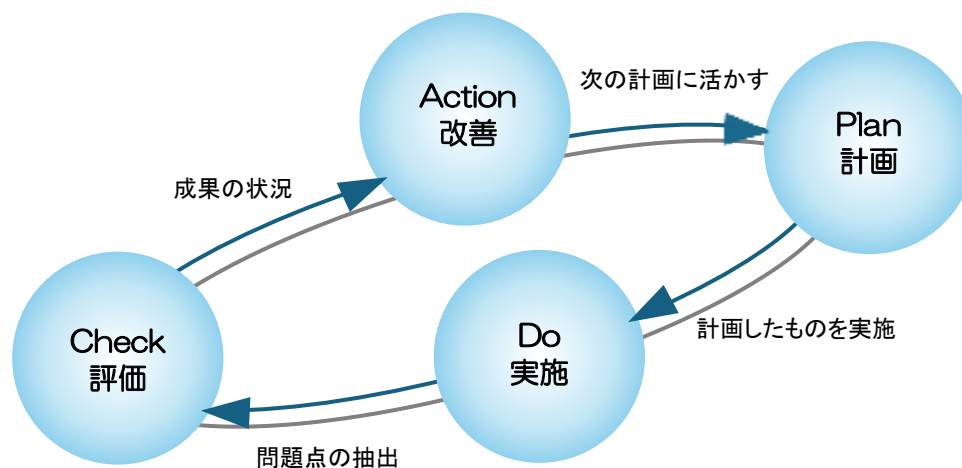
1 計画の進捗管理・評価方法

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況についてPDCAサイクルを用いて毎年把握するとともに「糸満市子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対応を実施するものとします。

さらに、これらの過程の中で、こどもや若者の声を適切に反映し、また若者が主体的に社会参画できるよう、多様な手法の活用についても検討を進めます。

PDCA サイクル



2 計画の進捗状況の公表

本計画に基づく取組や事業の進捗状況について、広報紙やホームページ、市が活用している様々な媒体を活用して、広く公表していくことで、住民への浸透を図り、こども・若者や子育て当事者等の意見を聴取していく等、様々な手法を検討します。

さらに、計画の見直しや国の動向等で、子育て施策に影響を及ぼすと判断される事由が発生した時は、パブリックコメント（意見公募）を実施するとともに、広報紙やホームページで周知します。

3 関係機関との連携強化

本計画は、本市のこども・若者に関する指針となる計画であり、計画の推進には、教育、保育、母子保健、障がい福祉、雇用、まちづくり等、多様な関係機関との連携が必要です。

庁内においても、こども未来課、保育こども園課をはじめ、関係各課で連携して横断的な施策に取組むとともに、市民、家庭、地域、事業者、各種団体、他の行政機関等がそれぞれの役割を理解しながら、相互に連携をし、取組を広げていきます。

4 こども・子育て支援事業債の活用について

「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード面）を速やかに実施できるよう、糸満市公共施設等総合管理計画を勘案し、子育て関連施設（公設の認定こども園、児童センター等の福祉施設、児童クラブや子育て支援センター等）の必要な整備及び改修を行うにあたっては、こども・子育て支援事業債を活用します。

なお、こども・子育て支援事業債の活用を予定する子育て関連施設については、別途「糸満市こども・若者計画（別冊）」に定めます。

また、事業の追加又は変更等が生じた場合には、糸満市子ども・子育て会議に諮ります。

参考資料

1 糸満市子ども・子育て会議規則

平成 25 年 9 月 1 日

規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、糸満市附属機関設置に関する条例(平成 7 年糸満市条例第 25 号)第 3 条の規定に基づき、糸満市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を各 1 人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 会長は、子ども・子育て会議の議長となる。

3 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数となったときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 会長は、第 2 条に規定する所掌事務に関し、特定な事項を審議するため必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長が指名する部会の委員が、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第 8 条 会長は、子ども・子育て会議において必要と認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第 9 条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来課において処理する。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 8 月 1 日規則第 29 号)

この規則は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附則(平成 30 年 3 月 30 日規則第 7 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 5 年 7 月 7 日規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行する。

2 糸満市子ども・子育て会議委員名簿

(任期:令和6年5月29日~令和8年3月31日)

敬称略、順不同

所属	氏名	関係名称
沖縄中部療育医療センター (小児科医)	宮城 雅也	医療関係者
沖縄女子短期大学 (教授)	平田 美紀	学識経験者
糸満市社会福祉協議会 (事務局長)	島袋 雄文	福祉関係者
こども発達支援センター ココイク (センター長)	山城 也子	福祉関係者
よつば児童クラブ (代表)	蔵盛 裕司	学童関係者
NPO法人子育て応援隊 いっぽ (理事長)	山城 安子	保育関係者
しおひら保育園 (園長)	金城 弘美	保育関係者
地域代表者 (生涯学習ボランティア)	中原 貴子	市民
子育て広場まかべ (館長)	玉城 邦子	行政
西崎太陽児童センター (館長)	新垣 敦子	行政
糸満市教育委員会 (教育指導監)	伊敷 尚也	行政
糸満市子ども未来部 (部長)	真栄田 由美子	行政

3 糸満市子ども・子育て会議の経過

	年月日	開催回数	内容
令和5年度	6月2日	第1回	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗報告【基本目標①】 (2) 公私連携幼保連携型認定こども園への移行について
	8月22日	第2回	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗報告【基本目標②】【基本目標③】 (2) 第3期子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査について (3) 市町村こども計画の策定について (4) こども家庭センター設置に向けて
	11月28日	第3回	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗報告【基本目標④】 (2) 第3期子ども・子育て支援事業ニーズ調査票(案)について (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について
	2月28日	第4回	(1) 第3期子ども・子育て支援事業ニーズ調査報告 (2) 糸満市こども家庭センターの開設計画について (3) 次年度のスケジュール(案)について
令和6年度	5月29日	第1回	(1) 委員委嘱 (2) 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗報告【基本目標1】【基本目標2】 (3) 第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について
	7月24日	第2回	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗報告【基本目標3】【基本目標4】 (2) 第3期子ども・子育て支援事業計画の検討について
	9月2日	第3回	(1) 第3期子ども・子育て支援事業計画の検討について ①人口推計の見直しについて ②現状・課題の整理、子ども施策に関する重要施策、量の見込み
	11月1日	第4回	(1) 第3期子ども・子育て支援事業計画の検討について
	12月24日	第5回	(1) 第3期子ども・子育て支援事業計画の検討について ①量の見込み、確保方策について ②子ども施策に関する指標の設定について
	2月21日	第6回	(1) 第3期子ども・子育て支援事業計画(案)まとめ ①第5回会議からの修正・追記について ②令和6年度子ども・子育て会議の内容及び第3期計画の検討状況 (2) 答申(案)について (3) 令和7年度スケジュールについて
令和7年度	10月3日	第1回	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について (2) 糸満市こども計画の策定について (3) こども・若者の意識と生活に関するアンケート調査結果について
	12月22日	第2回	(1) 乳幼児等通園支援事業の代行計画策定に係る意見聴取について (2) 糸満市こども計画の策定について ・市町村こども計画の概要／基本理念／施策体系／追加施策及び指標設定
	2月25日	第3回	(1) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の設置認可について (2) 第3期糸満市子ども・子育て支援事業計画における満三歳以上限定小規模保育事業の取り扱いについて (3) 糸満市こども・若者計画(案)まとめ

糸満市子ども・若者計画

発行年月 令和8年3月

編集・発行 糸満市 子ども未来部 子ども未来課

〒901-0392

沖縄県糸満市潮崎町一丁目1番地

TEL:098-840-8191

FAX:098-840-8154
